

資 料 編
様 式 編

国東市

目次

資料編	1
【資料 1-1】 国東市防災会議条例	1
【資料 1-2】 防災会議規程	3
【資料 2】 災害対策本部条例	5
【資料 3】 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書	6
【資料 4-1】 防災関係機関連絡一覧	8
【資料 4-2】 消防庁への報告先	9
【資料 5】 避難所・避難場所一覧表	10
【資料 6】 福祉避難所一覧表	12
【資料 7】 医療機関等	13
【資料 8-1】 土砂災害警戒区域・特別警戒区域	15
【資料 8-2】 土石流危険渓流箇所	48
【資料 8-3】 急傾斜地崩壊危険箇所	54
【資料 8-4】 地すべり危険箇所	65
【資料 8-5】 砂防指定地	65
【資料 8-6】 水防区域等	67
【資料 8-7】 ダム（2級水系）	70
【資料 8-8】 ため池台帳一覧表	70
【資料 9】 気象注意報・警報の種類及び発表基準	82
【資料 10】 文化財	84
【資料 11】 土砂災害警戒区域等内の要配慮者関連施設	89
【資料 12-1】 激甚災害指定基準	92
【資料 12-2】 局地激甚災害指定基準	95
【資料 13-1】 災害救助法の適用基準	97
【資料 13-2】 被害報告判定基準	100
【資料 13-3】 救助法による救助の種類と実施者	103
【資料 13-4】 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」	104
【資料 13-5】 災害弔慰金の支給等に関する条例	107
【資料 13-6】 国東市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	111
【資料 13-7】 国東市災害罹災者見舞金支給条例	115
【資料 13-8】 国東市災害罹災者見舞金支給条例施行規則	116
【資料 13-9】 災害対応資金	117
様式編	119
【資料 14】 災害救助法関係様式集	119
1 発生速報	119
2 災害状況速報（第 号）	120
3 災害確定報告	122

4	救助実施記録日計表.....	124
5	救助日報.....	125
6	救助の種目別物資受払簿.....	127
7	輸送記録簿.....	128
8	炊出し給与状況.....	129
9	飲料水の供給簿.....	130
10	被災者救出状況記録簿.....	131
11	学用品の給与状況.....	132
12	埋葬台帳.....	133
13	遺体の搜索状況記録簿.....	134
14	遺体処理台帳.....	135
15	障害物除去の状況.....	136
16	物資の給与状況.....	137
	【資料 15】 自衛隊の災害派遣要請・撤収.....	138
1	自衛隊の災害派遣要請について（依頼）.....	138
2	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）.....	139
	【資料 16】 り災証明書の発行.....	140
1	り災証明申請書及びり災証明書の様式.....	143
2	り災世帯調査表（被害地区調査用）.....	144
3	り災者調査原票.....	145
	【資料 17】 避難所運営に関わる様式.....	146

資料編

【資料 1-1】国東市防災会議条例

○国東市防災会議条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、国東市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国東市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 大分県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 大分県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防長及び消防団長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、1 人、1 3 人及び 6 人とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、前条第 5 項各号に掲げる者及び学識経験のある者のうちから、

市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

・【資料 1-2】防災会議規程

○国東市防災会議規程

平成 18 年 3 月 31 日

防災会議訓令第 1 号

改正 平成 20 年 3 月 21 日訓令第 2 号

平成 21 年 3 月 31 日訓令第 1 号

平成 24 年 3 月 30 日防災会議訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、国東市防災会議条例(平成 18 年国東市条例第 20 号)第 5 条の規定に基づき、国東市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を調整する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理者)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により、防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合において、委員はあらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(専決)

第 4 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決することができる。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(4) 国東市役所の機構改革及び関係法令の改正等に伴い、早急に国東市地域防災計画を修正する必要がある場合においてこれを修正すること。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会議録の調製)

第 5 条 会長は、庶務に従事する職員をして会議録を調製し、会議の概要及び出席委員の氏名等必要な事項を記載させ、保管しなければならない。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(平成20訓令2・平21訓令1・平24防災会議訓令1・一部改正)

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月21日訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

【資料 2】 災害対策本部条例

○国東市災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国東市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。(平 24 条例 36・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 10 月 1 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

- ・【資料 3】大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書

大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号。以下「法」という。）に基づく災害時の応援に関し、大分県（以下「県」という。）及び大分県内の市町村（以下「市町村」という。）は、次のとおり「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、法第 6 7 条第 1 項及び第 6 8 条第 1 項の規定による応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第 2 条 この協定に基づく応援は、次により行うものとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両、舟艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供
- (6) ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供
- (7) 火葬場の提供
- (8) その他被災市町村の長から特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第 3 条 被災市町村の長は、知事及び他の市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援の内容
- (3) 応援の期間
- (4) 応援の場所
- (5) その他必要な事項

2 被災市町村の長は、前項の規定により個別に要請するいとまがないときは、知事に対して一括して応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、知事は、速やかに応援要請先の市町村の長に対し、要請内容を伝達するものとする。

3 前 2 項の規定による要請は、電話、F A X 等（以下「電話等」という。）により行い、後日達やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第 4 条 前条第 1 項の規定により要請を受けた知事及び市町村の長は、被災市町村の長に対し、応援内容を電話等により連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

2 前条第 2 項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、知事に対し、応援内容を電話等により連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、応援内容を取りまとめ、被災市町村の長に通知するも

のとする。

(自主応援)

第5条 知事及び市町村の長は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災市町村の長が第3条に規定する要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、第2条の応援を実施することができるものとする。この場合には、同条の要請があったものとみなす。

(応援費用の負担区分)

第6条 応援に要した費用は、被災市町村が負担するものとする。

2 前項の費用は、被災市町村の長の求めがあったときは、応援を実施した県及び市町村が一時繰替え支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたい場合は、被災市町村と応援を実施した県及び市町村の間で協議して定めるものとする。

(県の役割)

第7条 県は、県及び市町村の防災力その他の防災情報を収集し、市町村に提供するなど、応援体制の整備に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法及び消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、他の相互応援協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、県及び市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年5月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には大分県知事及び各市町村長が記名、押印して、本書59通を作成し、各1通を保有するものとする。

平成10年5月18日

大分県知事

国東市長

【資料 4-1】防災関係機関連絡一覧

機 関 名		電話番号	防無
大分海上保安部		097-521-0114	
陸上自衛隊第4 1 普通科連隊		0977-22-4311	
九州管区警察局		092-622-5000	
九州運輸局 大分運輸支局		097-532-7107	
九州地方整備局(大分河川国道事務所)		097-544-4167	
九州財務局 大分財務事務所		096-353-6351	
大分森林管理署		097-532-9281	
九州農政局大分地域センター		097-532-6131	
県の機関	大分県防災危機管理課	097-536-1711	92-204
	大分県東部振興局	0978-72-1212	
	大分県国東土木事務所	0978-72-1321	
	大分県警察本部	097-536-2131	
	大分県東部保健所国東保健部	0978-72-1127	
警察機関	国東警察署	0978-72-2131	
消防機関	国東市消防本部	0978-72-1101	
	国東市消防団 (事務所管国東市消防本部)	0978-72-1101	
指定公共機 関及び指定 地方公共機 関	郵便株式会社 国東郵便局	0978-72-0280	
	大分合同新聞社 国東支局	0978-72-0259	
	株式会社大分放送	097-558-1111	
	株式会社テレビ大分	097-532-9111	
	株式会社エフエム大分	097-534-8888	
	大分朝日放送株式会社	097-538-6111	
	日本放送協会大分放送局	097-533-2801	
	大分空港事務所	0978-67-3771	
	西日本電信電話株式会社 (大分支店別府営業所)	0120-019-000	
	KDD I 株式会社	0120-220-077	
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	097-532-1182	
	日本赤十字社 (大分県支部)	097-534-2236	
	九州電力株式会社別府営業所	0120-986-503	
	スオーナダフェリー株式会社	0834-21-6405	
	大分交通 (国東営業区)	0978-72-3111	
	国東観光バス株式会社	0978-62-5411	
その他	国東市医師会	0978-72-3892	
	国東市区長会		

・【資料 4-2】 消防庁への報告先

震度 5 強以上を観測した場合には直接消防庁へ報告する。

回線別	区 分	平日 (9 : 30~17 : 45) (消防庁震災等応急室)	左記以外 (消防庁宿直室)
N T T 回 線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消 防 防 災 無 線	電 話	7527	7782
	F A X	7537	7789
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	電 話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7778
	F A X	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

・【資料 5】避難所・避難場所一覧表

■国見町地域

番号	施設名	所在地	電話	隣接避難路	収容人員
1	竹田津地区公民館 (旧竹田津改善センター)	国見町竹田津 3601 の 1 番地	0978-84- 0111	国道 2 1 3 号 市道一反田宮ノ尻線	230
2	湯の里 溪泉	国見町赤根 180 番地	0978-82- 1300	県道山香国見線	80
3	国見小学校 体育館	国見町中 850 番地	0978-82- 0004	県道山香国見線 市道ワヅ道路国見線 市道中横線	380
4	国見生涯学習 センター (みんなかん)	国見町伊美 2305 番地 1	0978-82- 1115	国道 2 1 3 号	250
5	国見B&G海洋センター	国見町伊美 3884 番地	0978-82- 0770	国道 2 1 3 号	620
6	旧熊毛小学校 体育館	国見町小熊毛 62 番地 2	0978-83- 0311	国道 2 1 3 号 市道宮ノ前線	340
7	熊毛地区公民館 (旧熊毛改善センター)	国見町小熊毛 101 番地	0978-83- 0111	国道 2 1 3 号 市道小熊毛西線	200

■国東町地域

番号	施設名	所在地	電話	隣接避難路	収容人員
1	旧来浦中学校 体育館	国東町来浦 2438 番地		県道文殊山浜線	350
2	来浦活性化センター	国東町浜 1542 番地		市道岡二号線	300
3	富来小学校 体育館	国東町富来浦 677 番地 4	0978-74-0004	国道 2 1 3 号	260
4	富来地区公民館	国東町富来浦 189 番地	0978-72-2121	国道 2 1 3 号	200
5	国東体育館	国東町浜崎 2513 番地		国道 2 1 3 号 市道長浜浜崎線 市道町民グラウンド線	550
6	旧大恩小学校 体育館	国東町大恩寺 322 番地		県道赤根富来浦線 市道ワヅ道路国東線	220
7	上国崎地区 公民館	国東町見地 1253 番地 1		県道下成仏立野線	110

8	旧豊崎小学校 体育館	国東町横手 305 番地 2		県道豊後高田国東線	280
9	国東中学校 体育館	国東町大字田深 1422 番地	0978-72-1335	国道 2 1 3 号 市道田深富来浦線	590
1 0	国東小学校 体育館	国東町安国寺 623 番地 2	0978-72-1412	国道 2 1 3 号 市道国東豊崎線 市道国東橋小学校線	370
1 1	くにさき総合文化 センター（アスト くにさき）和室・ アグリホール	国東町鶴川 160 番地 2	0978-72-2121	国道 2 1 3 号 市道国東橋小学校線	330
1 2	国東高等学校 体育館	国東町鶴川 1974 番地	0978-72-1325	国道 2 1 3 号	470
1 3	小原小学校 体育館	国東町小原 1468 番地	0978-72-0044	市道小原線	270
1 4	旭日小学校 体育館	国東町綱井 2980 番地 1	0978-72-0359	市道下綱井線 市道古池線	280
1 5	旭日地区公民館	国東町綱井 1025 番地	0978-72-2121	県道国東安岐線	110

■武蔵町区域

番号	施設名	所在地	電話	隣接道路	収容 人員
1	武蔵 B & G 海洋 センター	武蔵町内田 2420 番地	0978-68-0707	県道国東安岐線 市道古市花山線 市道姫上線	380
2	武蔵保健福祉センター	武蔵町古市 1086 番地 1	0978-68-1184	県道両子山武蔵線	190
3	武蔵中央公民館	武蔵町古市 1107 番地 1	0978-68-0094	県道両子山武蔵線 市道古市中道線	140
4	糸原第1公民館	武蔵町糸原 430 番地		市道寺脇時枝線、	130
5	糸原第2公民館	武蔵町糸原 1430 番地		県道国東安岐線	60
6	小城公民館	武蔵町小城 317-1		市道糸原小城線 市道大良線	40
7	志成学園 体育館	武蔵町成吉 810 番地	0978-68-0079	県道両子山武蔵線 市道中学校線	720
8	旧武蔵西小学校 体育館	武蔵町麻田 49 番地		市道ルンジ [®] ロード [®] 武蔵線 市道麻田丸小野線	220
9	丸小野下公民館	武蔵町丸小野 1992-1		市道麻田丸小野線	30
1 0	丸小野上公民館	武蔵町丸小野 1498-1		市道麻田丸小野線	50

■安岐町地域

番号	施設名	所在地	電話	隣接避難路	収容人員
1	西武蔵地区公民館 (旧梅園の里ハイウェイオアシス)	安岐町富清 2 番地	0978-65-0001	県道富清掛樋線	50
2	旧朝来小学校体育館	安岐町朝来 144 番地		県道成仏杵築線	320
3	朝来地区公民館 (旧あさぎりの郷)	安岐町朝来 3173 番地 4	0978-66-0211	県道成仏杵築線 市道富清朝来線	60
4	安岐中央公民館 体育室	安岐町瀬戸田 1300 番地	0978-67-3731	県道豊後高田安岐線 市道恵良線	350
5	安岐小学校 体育館	安岐町下原 2071 番地	0978-67-0336	県道国東安岐線 市道大分空港線	380
6	安岐中学校 体育館	安岐町中園 408 番地	0978-67-0006	県道豊後高田安岐線 県道糸原杵築線	510
7	安岐体育館	安岐町下原 710 番地 1	0978-67-1727	国道 2 1 3 号 市道裏山大海線	590
8	南安岐地区公民館	安岐町下山口 539 番地	0978-67-2434	県道糸原杵築線 市道山口線	170
9	安岐中央公民館 ホール	安岐町中園 100 番地	0978-67-0155	県道豊後高田安岐線 県道糸原杵築線	180
10	安岐児童館	安岐町下山口 38 番地 1	0978-67-3919	県道糸原杵築線 市道西本線	40
11	安岐総合支所	安岐町中園 100 番地	0978-67-1111	県道豊後高田安岐線 県道糸原杵築線	500
12	安岐中央小学校 体育館	安岐町中園 210 番地 1	0978-67-0005	県道豊後高田安岐線 県道糸原杵築線	530

※一次避難場所と津波避難場所については「国東市避難場所一覧表」を配布し、市民へ周知する。

【資料 6】福祉避難所一覧表

番号	施設名	所在地	電話	収容人員
1	介護老人保健施設 大樹	国見町伊美 2617 番地 2	0978-73-4021	10
2	小規模多機能型居宅介護施設 カトレア	国見町伊美 2409 番地 1	0978-82-0321	4
3	Plus はるかぜ	国東町来浦 2798 番地	0978-77-0059	1

4	特別養護老人ホーム くにさきの郷	国東町浜崎 2757 番地	0978-74-1000	7
5	介護老人保健施設 メディケア亀寿苑	国東町田深 665 番地 4	0978-72-1010	15
6	特別養護老人ホーム 鈴鳴荘	安岐町下山口 58 番地	0978-67-2626	20
7	特別養護老人ホーム むさし苑	武蔵町糸原 2368 番地 1	0978-68-0238	30
8	養護老人ホーム 松寿園	国東町富来浦 2368 番地 1	0978-74-0251	10
9	朝来サポートセンター 鈴鳴荘	安岐町朝来 144 番地	0978-66-0120	10
10	老人保健施設 ウェルハウスしらさぎ	安岐町瀬戸田 1035 番地 9	0978-67-3646	10
11	三角ベース	安岐町下山口 63 番地 2	0978-64-7533	9
12	秀溪園	武蔵町手野 1065 番地 2	0978-69-0101	5
13	輝くピアホーム	国東町田深 1450	0978-72-4005	2
14	特別養護老人ホーム 姫見苑	国見町伊美 3855 番地	0978-82-1161	2
15	養護老人ホーム くにみ苑	国見町岐部 3910 番地	0978-73-9100	6
16	地域活動支援センター ポケット	武蔵町古市 1096 番地 1	0978-69-0288	15

【資料 7】 医療機関等

■病院

施設名	所在地	電話番号	診療科目
国東市民病院	国東市安岐町 下原 1456	0978-67- 1211	内科、神経内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、歯科口腔外科、呼吸器科、消化器科、こう門科、循環器内科

あおぞら病院	国東市国東町 小原 2650	0978-72- 0455	内科、血液内科、循環器科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科、耳鼻咽喉科、人工透析内科、腎臓内科
国見病院	国東市国見町 伊美 1968	0978-82- 1251	内科、外科、リハビリテーション科、循環器科、皮膚科、呼吸器外科

■ 医院・クリニック

医院名	所在地	電話番号
むさし整形外科医院	国東市武蔵町古市 148 番地	0978-69-0171
福永胃腸科外科医院	国東市国東町鶴川 106 番地	0978-72-3001
堀田医院	国東市国見町伊美 2641 番地 1	0978-82-0490
牛嶋内科・胃腸科クリニック	国東市武蔵町古市 89 番地	0978-69-0889
定村内科医院	国東市安岐町塩屋 114 番地 1	0978-67-2127
松木医院	国東市国東町岩屋 430 番地	0978-72-0345
末綱クリニック	国東市国東町田深 665 番地 4	0978-72-0433
富来K. クリニック	国東市国東町富来浦 1788 番地 1	0978-73-3010
はるかぜ醫院	国東市国見町大熊毛 182 番地	0978-89-9414
国東中央クリニック	国東市国東町北江 3245 番地 4	0978-73-2200
あさひクリニック	国東市国東町綱井 432 番地 7	0978-72-0365
朝倉内科医院	国東市安岐町中園 400 番地	0978-67-2012
メープル尽クリニック	国東市安岐町糸原 381 番地 1	0978-67-2800
医療法人真和会 たてわき眼科	国東市武蔵町糸原 2517	0978-69-0111

■ 歯科

医院名	所在地	電話番号
さいとう歯科医院	国東市安岐町塩屋 290 番地 6	0978-67-2980
矢野歯科医院	国東市安岐町瀬戸田 669 番地	0978-67-0499
アキモト歯科医院	国東市安岐町西本 883 番地 3	0978-67-2677
ざいぜん歯科	国東市国東町小原 2769 番地	0978-72-1042
栗林歯科医院	国東市国東町鶴川 398 番地	0978-72-0038
福永歯科医院	国東市国東町鶴川 106 番地	0978-72-2838
清末歯科医院	国東市国東町富来浦 1444 番地	0978-74-0102
岐部歯科医院	国東市国見町伊美 2584 番地 3	0978-82-0078
ふじがき歯科医院	国東市国見町伊美 2752 番地 3	0978-82-1011
なかよし歯科医院	国東市武蔵町古市 1139 番地 1	0978-68-0118
川野歯科医院	国東市武蔵町古市 109 番地	0978-68-1574
ちよ歯科医院	国東市武蔵町糸原 3942-2	0978-69-0200

・【資料 8-1】土砂災害警戒区域・特別警戒区域

令和 6 年 3 月現在

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	横峰	I-1-266	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下油留木	I-1-3034	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中村	I-1-3030	国東市安岐町吉松	1	1
土石流	国東市	切畑川②	02-325 I-010	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	恒清川⑨	02-325 I-010	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	中村川	02-325 I-054	国東市安岐町吉松	1	1
土石流	国東市	富永川①	02-325 I-026	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	富永川②	02-325 I-027	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	恒清川⑧	02-325 I-043	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	尾出柚ノ木川①	02-325 I-045	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	田口川	02-325 I-053	国東市安岐町吉松	1	
土石流	国東市	東小川川	02-325 I-057	国東市安岐町瀬戸田	1	1
土石流	国東市	切畑川①	02-325-I-011	国東市安岐町朝来	1	
土石流	国東市	諸田川②	02-325-I-016	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	中西川	02-325-I-002	国東市安岐町大添	1	1
土石流	国東市	三郎丸川②	02-325-I-004	国東市安岐町下山口	1	1
土石流	国東市	三郎丸川③	02-325-I-005	国東市安岐町下山口	1	1
土石流	国東市	弘川①	02-325-I-030	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	木野	I-2-122	国東市安岐町西本	1	1
土石流	国東市	串ヶ迫川	02-321 I-009	国東市国見町小熊毛	1	1
土石流	国東市	上園川	02-323 I-012	国東市国東町来浦	1	1
土石流	国東市	下中田川①	02-323 I-035	国東市国東町中田	1	1
土石流	国東市	見地川③ (A)	02-323 I-048	国東市国東町見地	1	1
土石流	国東市	見地川③ (B)	02-323 I-048	国東市国東町見地	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	政丸	I-1-144	国東市国東町浜	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大日	I-1-145	国東市国東町浜	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	ケンノキ(A)	I-1-151	国東市国東町岩戸寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	ケンノキ(B)	I-1-151	国東市国東町岩戸寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	ケンノキ(C)	I-1-151	国東市国東町岩戸寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	ケンノキ(D)	I-1-151	国東市国東町岩戸寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	戸城(A)	I-1-155	国東市国東町岩戸寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	戸城(B)	I-1-155	国東市国東町岩戸寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮ノ本	I-1-161	国東市国東町来浦	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	長房(A)	I-1-200	国東市国東町見地	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長房(B)	I-1-200	国東市国東町見地	1	1
土石流	国東市	宮本川	02-324 I-022	国東市武蔵町内田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	ミヤノニシ	I-1-253	国東市武蔵町内田	1	1
土石流	国東市	本川内川①	02-321 I-001	国東市国見町向田	1	1
土石流	国東市	本川内川②	02-321 I-002	国東市国見町向田	1	1
土石流	国東市	島田川	02-321 I-003	国東市国見町大熊毛	1	1
土石流	国東市	影川	02-321 I-004	国東市国見町大熊毛	1	1
土石流	国東市	大熊毛①	02-321 I-005	国東市国見町大熊毛	1	1
土石流	国東市	大熊毛②	02-321 I-006	国東市国見町大熊毛	1	1
土石流	国東市	横小路川①	02-321 I-007	国東市国見町小熊毛	1	1
土石流	国東市	横小路川②(A)	02-321 I-008	国東市国見町小熊毛	1	1
土石流	国東市	横小路川②(B)	02-321 I-008	国東市国見町小熊毛	1	
土石流	国東市	唼ノ浦川	02-321 I-011	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	長瀬川	02-321 I-012	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	中岐部川④	02-321 I-019	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	中岐部川⑤	02-321 I-020	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	中岐部川②	02-321 I-022	国東市国見町岐部	1	
土石流	国東市	中岐部川③	02-321 I-023	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	尾迫川	02-321 I-024	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	高地川②	02-321 I-031	国東市国見町櫛来	1	1
土石流	国東市	東中川③	02-321 I-035	国東市国見町中	1	1
土石流	国東市	東中川	02-321 I-036	国東市国見町中	1	1
土石流	国東市	赤根川②	02-321 I-038	国東市国見町赤根	1	1
土石流	国東市	千灯川⑤	02-321 I-046	国東市国見町野田	1	1
土石流	国東市	種田川	02-321 I-047	国東市国見町伊美	1	1
土石流	国東市	櫛海谷川②	02-321 I-048	国東市国見町櫛海	1	1
土石流	国東市	櫛海谷川③	02-321 I-051	国東市国見町櫛海	1	1
土石流	国東市	上川③	02-321 I-054	国東市国見町西方寺	1	1
土石流	国東市	上川	02-321 I-055	国東市国見町西方寺	1	1
土石流	国東市	上川②	02-321 I-056	国東市国見町西方寺	1	1
土石流	国東市	上川④	02-321 I-057	国東市国見町西方寺	1	1
土石流	国東市	小川原川	02-321 I-058	国東市国見町西方寺	1	1
土石流	国東市	上岐部川③	02-321 I-17	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	宮道川	02-321 I-26	国東市国見町櫛来	1	
土石流	国東市	須川川①	02-321 I-26	国東市国見町櫛来	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	須川川	02-321 I-33	国東市国見町櫛来	1	
土石流	国東市	畠川③	02-321 I-53	国東市国見町鬼籠	1	1
土石流	国東市	小高島川	02-321 I-60	国東市国見町竹田津	1	1
土石流	国東市	牧留川	02-323 I-11	国東市国東町来浦	1	1
土石流	国東市	光明寺川①	02-323 I-13	国東市国東町来浦	1	1
土石流	国東市	浜陽川	02-323 I-15	国東市国東町浜	1	1
土石流	国東市	安国寺川	02-323 I-18	国東市国東町安国寺	1	1
土石流	国東市	京一川②	02-323 I-21	国東市国東町赤松	1	
土石流	国東市	行入川②	02-323 I-24	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	行入川③	02-323 I-25	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	横手川	02-323 I-28	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	高良川①	02-323 I-29	国東市国東町横手	1	
土石流	国東市	高良川②	02-323 I-30	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	馬場川①	02-323 I-32	国東市国東町横手	1	
土石流	国東市	馬場川③	02-323 I-33	国東市国東町横手	1	
土石流	国東市	見地川⑤	02-323 I-50	国東市国東町見地	1	1
土石流	国東市	見地川⑥	02-323 I-51	国東市国東町見地	1	1
土石流	国東市	上中田川④	02-323 I-52	国東市国東町見地	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	北浜	I-1-137	国東市国見町向田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浦手	I-1-2989	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	古江	I-1-2999	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	乙	I-1-165	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浜日平	I-1-166	国東市国東町浜	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小園(A)	I-1-167	国東市国東町深江	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小園(B)	I-1-167	国東市国東町深江	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久保田(A)	I-1-217	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久保田(B)	I-1-217	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久保田(C)	I-1-217	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久保田(D)	I-1-217	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宇田野	I-1-222	国東市国東町安国寺	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	京一(A)	I-1-229	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	京一(B)	I-1-229	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	平原	I-1-239	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川内(A)	I-1-246	国東市国東町治郎丸	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川内(B)	I-1-246	国東市国東町治郎丸	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川内(C)	I-1-246	国東市国東町治郎丸	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	中岐部川①	02-321 I-21	国東市国見町岐部	1	
土石流	国東市	中村川	02-323 II-01	国東市国東町来浦	1	1
土石流	国東市	落合川	02-323 I-22	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	行入川①	02-323 I-23	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	行入川④	02-323 I-26	国東市国東町横手	1	
土石流	国東市	大獄川	02-323 I-27	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	行入川⑤	02-323 II-25	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	行入川⑥(A)	02-323 II-26	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	行入川⑥(B)	02-323 II-26	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	行入川⑦	02-323 II-27	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	行入川⑧	02-323 II-28	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	行入川⑨	02-323 II-29	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	行入川⑩	02-323 II-30	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	行入川⑪	02-323 II-31	国東市国東町横手	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	金原(古柄)(A)	I-1-209	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	金原(古柄)(B)	I-1-209	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	金原(古柄)(C)	I-1-209	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尻の田(稲)(A)	I-1-210	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尻の田(稲)(B)	I-1-210	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尻の田(稲)(C)	I-1-210	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	瀬戸(A)	I-1-211	国東市国東町横手	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	瀬戸(B)	I-1-211	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	瀬戸(C)	I-1-211	国東市国東町横手	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	瀬戸(D)	I-1-211	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	堂ノ迫(A)	I-1-212	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	堂ノ迫(B)	I-1-212	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	堂ノ迫(C)	I-1-212	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	堂ノ迫(D)	I-1-212	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一ノ尾(A)	I-1-213	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一ノ尾(B)	I-1-213	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大麻(A)	I-1-214	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大麻(B)	I-1-214	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大麻(C)	I-1-214	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大麻(D)	I-1-214	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大麻(E)	I-1-214	国東市国東町横手	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	行入①(A)	Ⅱ-1-437	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	行入①(B)	Ⅱ-1-437	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	行入①(C)	Ⅱ-1-437	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	行入②	Ⅱ-1-445	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久末(A)	I-1-3025	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久末(B)	I-1-3025	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大日	I-1-145	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	弓田(A)	I-1-147	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	弓田(B)	I-1-147	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡	I-1-148	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	田ノ口	I-1-149	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮法師(A)	I-1-183	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮法師(B)	I-1-183	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尾佛	I-1-184	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	保久祖	I-1-185	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	平等寺	I-1-224	国東市国東町原	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	木船	I-1-227	国東市国東町原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	秋吉①(A)	I-1-252	国東市国東町綱井	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	秋吉①(B)	I-1-252	国東市国東町綱井	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	串ヶ迫(A)	I-2-119	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	串ヶ迫(B)	I-2-119	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	秋吉②	I-2-121	国東市国東町綱井	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中村①(A)	Ⅱ-1-398	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中村①(B)	Ⅱ-1-398	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中村②	Ⅱ-1-399	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	原	Ⅱ-1-453	国東市国東町原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	綱井①	Ⅱ-1-460	国東市国東町綱井	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	綱井②	Ⅱ-1-461	国東市国東町綱井	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	綱井③	Ⅱ-1-462	国東市国東町綱井	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中岐部	Ⅱ-2-05	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	綱井④	Ⅱ-2-19	国東市国東町綱井	1	1
土石流	国東市	諸田川②	02-325 I-017	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	諸田川③	02-325 I-018	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	中分川①	02-325 I-029	国東市安岐町両子	1	
土石流	国東市	山内川	02-325 I-029	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	払北川①	02-325 I-032	国東市安岐町両子	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	中分川②	02-325 I-033	国東市安岐町両子	1	
土石流	国東市	中分川③	02-325 II-025	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	中分川④	02-325 II-026	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	払川②	02-325 II-027	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	払川③	02-325 II-028	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	山内川③	02-325 II-029	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	山内川④	02-325 II-030	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	山内川①	02-325 II-031	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	山内川②	02-325 II-032	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	払北川②	02-325 II-033	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	払北川③	02-325 II-034	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	払北川④	02-325 II-035	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	徳代川③	02-325 II-036	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	徳代川①	02-325 II-037	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	徳代川②	02-325 II-038	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	中分北川	02-325 II-039	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	中分川⑤ (A)	02-325 II-040(A)	国東市安岐町両子	1	
土石流	国東市	中分川⑤ (B)	02-325 II-040(B)	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	中分川⑥	02-325 II-041	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	中分川⑦	02-325 II-042	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	払2号 (A)	I-1-267_1	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	払2号 (B)	I-1-267_2	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	払1号 (A)	I-1-268_1	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	払1号 (B)	I-1-268_2	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	払①	I-1-3020	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	諸田①	I-1-3021	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下分	I-1-3022	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山内① (A)	II-1-516_1	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山内① (B)	II-1-516_2	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山内②	II-1-517	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山内③ (A)	II-1-518_1	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山内③ (B)	II-1-518_2	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山内③ (C)	II-1-518_3	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	払②	II-1-519	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	払③	II-1-520	国東市安岐町両子	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	横峰①	Ⅱ-1-522	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	横峰②	Ⅱ-1-523	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	横峰③	Ⅱ-1-524	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	横峰④	Ⅱ-1-525	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	横峰⑤	Ⅱ-1-526	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中分① (A)	Ⅱ-1-527_1	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中分① (B)	Ⅱ-1-527_2	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中分②	Ⅱ-1-528	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	明德①	Ⅱ-1-537	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	明德② (A)	Ⅱ-1-538_1	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	明德② (B)	Ⅱ-1-538_2	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小畑①	Ⅱ-1-541	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小畑②	Ⅱ-1-542	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川原③	Ⅱ-1-548	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	長野川②	I-006	国東市武蔵町吉広	1	1
土石流	国東市	中村川②	I-007	国東市武蔵町吉広	1	1
土石流	国東市	宮の谷川	I-008	国東市武蔵町吉広	1	
土石流	国東市	中村川③	I-009	国東市武蔵町吉広	1	
土石流	国東市	楽庭川①	I-010	国東市武蔵町吉広	1	1
土石流	国東市	陰平川	I-011	国東市武蔵町吉広	1	
土石流	国東市	岡川①	I-012	国東市安岐町明治	1	
土石流	国東市	岡川②	I-013	国東市安岐町明治	1	
土石流	国東市	小ヶ倉川②	I-015	国東市安岐町両子	1	
土石流	国東市	松ヶ迫川	I-016	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	矢治払川①	I-017	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	矢治払川②	I-018-A	国東市安岐町両子	1	
土石流	国東市	矢治払川②	I-018-B	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	長野川	Ⅱ-008	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	長野川①	Ⅱ-009	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	杉山川	Ⅱ-010	国東市安岐町両子	1	
土石流	国東市	中村川①	Ⅱ-011	国東市安岐町両子	1	
土石流	国東市	小ヶ倉川③	Ⅱ-012	国東市安岐町両子	1	
土石流	国東市	小ヶ倉川①	Ⅱ-013	国東市安岐町両子	1	
土石流	国東市	松ヶ迫川①	Ⅱ-014	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	松ヶ迫川②	Ⅱ-015	国東市安岐町両子	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	楽庭川②	Ⅱ-016	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	矢治弘川③	Ⅱ-018	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	弁分川①	I-024	国東市安岐町両子	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	杉山地区	I-1-256	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小ヶ倉地区	Ⅱ-1-474	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡①地区 (A)	Ⅱ-1-475	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡①地区 (B)	Ⅱ-1-475	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡②地区	Ⅱ-1-476	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡③地区 (A)	Ⅱ-1-477	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡③地区 (B)	Ⅱ-1-477	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡③地区 (C)	Ⅱ-1-477	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡④地区	Ⅱ-1-478	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	鶴地区	Ⅱ-1-479	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡⑤地区	Ⅱ-1-480	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	馬場①地区	Ⅱ-1-481	国東市安岐町両子	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	馬場②地区	Ⅱ-1-482	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	馬場③地区	Ⅱ-1-483	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡⑥地区	Ⅱ-1-484	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡⑧地区	Ⅱ-1-484	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡⑦地区	Ⅱ-1-485	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中村②地区	Ⅱ-1-488	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	落合地区 (A)	Ⅱ-1-489	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	落合地区 (B)	Ⅱ-1-489	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	今入①地区	Ⅱ-1-490	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	今入②地区	Ⅱ-1-491	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	中野川③	02-325 I-12	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	市ノ尾川①	02-325 I-13	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	中畑川①	02-325 I-14	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	諸田川①	02-325 I-15	国東市安岐町明治	1	
土石流	国東市	小俣川①	02-325 I-19	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	小俣川②	02-325 I-20	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	小俣川③	02-325 I-21	国東市安岐町明治	1	
土石流	国東市	久末川①	02-325 I-22	国東市安岐町朝来	1	1
土石流	国東市	弁分川②	02-325 I-23	国東市安岐町朝来	1	
土石流	国東市	弁分川③	02-325 I-25	国東市安岐町朝来	1	

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	久末川②	02-325Ⅱ-10	国東市安岐町朝来	1	1
土石流	国東市	中野川①	02-325Ⅱ-11	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	中野川②	02-325Ⅱ-12	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	市ノ尾川②	02-325Ⅱ-13	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	中畑川②	02-325Ⅱ-14	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	諸田川④	02-325Ⅱ-15	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	諸田川⑤	02-325Ⅱ-16	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	小俣川④	02-325Ⅱ-17	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	小俣川⑤	02-325Ⅱ-18	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	弁分川④	02-325Ⅱ-19	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	諸田③	Ⅱ-1-0529	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	諸田④	Ⅱ-1-0530	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	諸田⑤（A）	Ⅱ-1-0531	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	諸田⑤（B）	Ⅱ-1-0531	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	諸田⑤（C）	Ⅱ-1-0531	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	諸田⑥	Ⅱ-1-0532	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中畑①（A）	Ⅱ-1-0533	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中畑①（B）	Ⅱ-1-0533	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中畑①（C）	Ⅱ-1-0533	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中畑②（A）	Ⅱ-1-0534	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中畑②（B）	Ⅱ-1-0534	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中畑②（C）	Ⅱ-1-0534	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	市ノ尾（A）	Ⅱ-1-0549	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	市ノ尾（B）	Ⅱ-1-0549	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	切畑	Ⅱ-1-0555	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川床（A）	I-1-0271	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川床（B）	I-1-0271	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川床（C）	I-1-0271	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	千灯川①	02-321 I-037	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	一円坊川(A)	02-321 I-039	国東市国見町赤根	1	
土石流	国東市	一円坊川(B)	02-321 I-039	国東市国見町赤根	1	1
土石流	国東市	赤根川③(A)	02-321 I-040	国東市国見町赤根	1	1
土石流	国東市	赤根川③(B)	02-321 I-040	国東市国見町赤根	1	1
土石流	国東市	赤根川④	02-321 I-041	国東市国見町赤根	1	
土石流	国東市	千燈川⑤	02-321 I-042	国東市国見町千燈	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	千灯川②	02-321 I-043	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	千灯川③	02-321 I-044	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	千灯川④	02-321 I-045	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	黒園川	02-321 II-016	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	五辻不動川(A)	02-321 II-017	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	五辻不動川(B)	02-321 II-017	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	赤根川①	02-321 II-018	国東市国見町赤根	1	
土石流	国東市	赤根川②	02-321 II-019	国東市国見町赤根	1	
土石流	国東市	奥台川	02-321 II-020	国東市国見町赤根	1	1
土石流	国東市	赤根川	02-321 II-021	国東市国見町赤根	1	1
土石流	国東市	尻付川(A)	02-321 II-022	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	尻付川(B)	02-321 II-022	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	千燈川②	02-321 II-023	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	千燈川①	02-321 II-024	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	見地川④(A)	02-323 I-049	国東市国東町見地	1	
土石流	国東市	見地川④(B)	02-323 I-049	国東市国東町見地	1	1
土石流	国東市	見地川	02-323 II-049	国東市国東町見地	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊①(A)	I-1-2535	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊①(B)	I-1-2535	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊①(C)	I-1-2535	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊②(A)	I-1-3006	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊②(B)	I-1-3006	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊③(A)	I-1-3007	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊③(B)	I-1-3007	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊③(C)	I-1-3007	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊④(A)	I-1-3008	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊④(B)	I-1-3008	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑤	II-1-0371	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑥	II-1-0372	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑦(A)	II-1-0374	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑦(B)	II-1-0374	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑦(C)	II-1-0374	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	畑①	II-1-0377	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	畑②(A)	II-1-0378	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	畑②(B)	II-1-0378	国東市国見町赤根	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	畑③(A)	Ⅱ-1-0379	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	畑③(B)	Ⅱ-1-0379	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	畑③(C)	Ⅱ-1-0379	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	畑④	Ⅱ-1-0380	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑧(A)	Ⅱ-1-0382	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑧(B)	Ⅱ-1-0382	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑨	Ⅱ-1-0383	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑩(A)	Ⅱ-1-0384	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑩(B)	Ⅱ-1-0384	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑩(C)	Ⅱ-1-0384	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑩(D)	Ⅱ-1-0384	国東市国見町赤根	1	1
土石流	国東市	見地川①(A)	02-323 I-046	国東市国東町見地	1	
土石流	国東市	見地川①(B)	02-323 I-046	国東市国東町下成仏	1	1
土石流	国東市	見地川②	02-323 I-047	国東市国東町見地	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	今宮	I-1-0192	国東市国東町見地	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中屋敷(A)	I-1-0201	国東市国東町見地	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中屋敷(B)	I-1-0201	国東市国東町見地	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	貴船(A)	I-1-0202	国東市国東町見地	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	貴船(B)	I-1-0202	国東市国東町見地	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	広瀬	I-1-0203	国東市国東町中田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	見地①(A)	I-1-3015	国東市国東町見地	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	見地①(B)	I-1-3015	国東市国東町見地	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣①	I-1-3023	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尻付①	Ⅱ-1-0350	国東市国見町千燈	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尻付②	Ⅱ-1-0351	国東市国見町千燈	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尻付③	Ⅱ-1-0352	国東市国見町千燈	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尻付④(A)	Ⅱ-1-0353	国東市国見町千燈	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尻付④(B)	Ⅱ-1-0353	国東市国見町千燈	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑪	Ⅱ-1-0373	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑫	Ⅱ-1-0375	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑬	Ⅱ-1-0376	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑭	Ⅱ-1-0381	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑧(C)	Ⅱ-1-0382	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	見地②	Ⅱ-1-0438	国東市国東町見地	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣②(A)	Ⅱ-1-0535	国東市安岐町明治	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣②(B)	Ⅱ-1-0535	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣③	Ⅱ-1-0536	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川原④	Ⅱ-1-0543	国東町安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣④(A)	Ⅱ-1-0550	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣④(B)	Ⅱ-1-0550	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣⑤	Ⅱ-1-0551	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣⑥(A)	Ⅱ-1-0554	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣⑥(B)	Ⅱ-1-0554	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣⑦	Ⅱ-1-0556	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣⑧	Ⅱ-1-0557	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣⑨(A)	Ⅱ-1-0558	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小俣⑨(B)	Ⅱ-1-0558	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	小瀬原川	02-325 I-007	国東市安岐町山浦	1	1
土石流	国東市	密乗院川	02-325 I-008	国東市安岐町山浦	1	1
土石流	国東市	中ノ川川①	02-325 I-009	国東市安岐町矢川	1	1
土石流	国東市	本村川	02-325 II-003	国東市安岐町山口	1	1
土石流	国東市	大橋川	02-325 II-007	国東市安岐町山浦	1	1
土石流	国東市	山浦川	02-325 II-008	国東市安岐町矢川	1	1
土石流	国東市	中ノ川川②	02-325 II-009	国東市安岐町矢川	1	1
土石流	国東市	久末川②(B)	02-325 II-010	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小瀬原(A)	I-1-0269	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小瀬原(B)	I-1-0269	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小瀬原(C)	I-1-0269	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小瀬原(D)	I-1-0269	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小瀬原(E)	I-1-0269	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	密乗院(A)	I-1-0270	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	密乗院(B)	I-1-0270	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	密乗院(C)	I-1-0270	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	密乗院(D)	I-1-0270	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	藤ヶ谷(A)	I-1-0272	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	藤ヶ谷(B)	I-1-0272	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	藤ヶ谷(C)	I-1-0272	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	藤ヶ谷(D)	I-1-0272	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久末①	I-1-3024	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬①(A)	I-1-3026	国東市安岐町矢川	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬①(B)	I -1-3026	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山浦①	I -1-3031	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	天堤①	I -1-3032	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大橋①(A)	I -1-3033	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大橋①(B)	I -1-3033	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	馬渡①	I -1-3042	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久末③	II -1-0560	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久末④	II -1-0570	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久末⑤	II -1-0571	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久末⑥	II -1-0572	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久末⑦	II -1-0573	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	久末⑧	II -1-0574	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	弁分①	II -1-0575	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岩尾①	II -1-0576	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬③	II -1-0589	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	弁分③	II -1-0591	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬⑤	II -1-0592	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬⑥(A)	II -1-0593	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬⑥(B)	II -1-0593	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬⑦	II -1-0594	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬⑧	II -1-0595	国東市安岐町矢川	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬⑨	II -1-0597	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中川①	II -1-0598	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中川②	II -1-0599	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	弁分④	II -1-0601	国東市安岐町朝来	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬⑫	II -1-0627	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬⑬	II -1-0628	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長瀬⑮	II -1-0630	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山浦②	II -1-0631	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山浦③	II -1-0632	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山浦④	II -1-0633	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	天堤②	II -1-0634	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山浦⑤	II -1-0635	国東市安岐町矢川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大橋②	II -1-0637	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大橋③	II -1-0639	国東市安岐町山浦	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	築瀬①	Ⅱ-1-0644	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	築瀬②(A)	Ⅱ-1-0645	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	築瀬②(B)	Ⅱ-1-0645	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	築瀬③	Ⅱ-1-0647	国東市安岐町山浦	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	築瀬④	Ⅱ-1-0648	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	橋上①(A)	Ⅱ-1-0662	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	橋上①(B)	Ⅱ-1-0662	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	橋上②	Ⅱ-1-0663	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	橋上③	Ⅱ-1-0664	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	馬渡②	Ⅱ-1-0667	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	橋上⑥	Ⅱ-1-0669	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小原田③	Ⅱ-1-0689	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山田①	Ⅱ-1-0692	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山田②	Ⅱ-1-0693	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小原田④	Ⅱ-1-0695	国東市安岐町山口	1	1
土石流	国東市	富永川③	02-325 I-028	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	富永川④	02-325 I-034	国東市安岐町富清	1	
土石流	国東市	恒清川	02-325 I-035	国東市安岐町富清	1	
土石流	国東市	恒清川③	02-325 I-038	国東市安岐町富清	1	
土石流	国東市	恒清川④	02-325 I-039	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	恒清川⑤	02-325 I-040	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	恒清川⑥	02-325 I-041	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	恒清川⑦	02-325 I-042	国東市安岐町富清	1	
土石流	国東市	恵良川	02-325 I-052	国東市安岐町瀬戸田	1	1
土石流	国東市	草場川	02-325 I-055	国東市安岐町吉松	1	1
土石流	国東市	草場川②	02-325 I-056	国東市安岐町吉松	1	1
土石流	国東市	長野川①	02-325 II-020	国東市安岐町掛樋	1	1
土石流	国東市	長野川②	02-325 II-021	国東市安岐町掛樋	1	
土石流	国東市	富永川	02-325 II-043	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	富永川⑤	02-325 II-044	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	恒清川⑧	02-325 II-045	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	尾出柚ノ木川①(A)	02-325 II-046	国東市安岐町富清	1	
土石流	国東市	尾出柚ノ木川①(B)	02-325 II-046	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	七郎川(A)	02-325 II-052	国東市安岐町吉松	1	
土石流	国東市	七郎川(B)	02-325 II-052	国東市安岐町吉松	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	野々下川	02-325 II-053	国東市安岐町吉松	1	1
土石流	国東市	尾崎川①	02-325 II-054	国東市安岐町吉松	1	
土石流	国東市	尾崎川②	02-325 II-055	国東市安岐町吉松	1	
土石流	国東市	尾崎川③	02-325 II-056	国東市安岐町吉松	1	1
土石流	国東市	蓑辺川①	02-325 II-057	国東市安岐町吉松	1	1
土石流	国東市	蓑辺川②	02-325 II-058	国東市安岐町吉松	1	1
土石流	国東市	蓑辺川③	02-325 II-059	国東市安岐町吉松	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	立道	I-1-0260	国東市安岐町吉松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山の神(A)	I-1-0261	国東市安岐町油留木	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	山の神(B)	I-1-0261	国東市安岐町油留木	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	鳴川(A)	I-1-0263	国東市安岐町掛樋	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	鳴川(B)	I-1-0263	国東市安岐町掛樋	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	鳴川(C)	I-1-0263	国東市安岐町掛樋	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	鳴川(D)	I-1-0263	国東市安岐町掛樋	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	鳴川(E)	I-1-0263	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	鬼瀬(掛樋)	I-1-0264	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長野①	I-1-0265	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	七郎①	I-1-3029	国東市安岐町吉松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西小川①	I-1-3038	国東市安岐町瀬戸田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	富永①	II-1-0544	国東市安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	富永②	II-1-0546	国東市安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	富永③	II-1-0547	国東市安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	富永④	II-1-0562	国東市安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	富永⑤	II-1-0563	国東市安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	富永⑥	II-1-0565	国東市安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	富永⑦	II-1-0566	国東市安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西谷	II-1-0578	国東市安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中村①	II-1-0618	国東市安岐町吉松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尾崎①	II-1-0621	国東市安岐町吉松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尾崎②	II-1-0622	国東市安岐町吉松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長野②	II-1-0640	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長野③	II-1-0641	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長野④	II-1-0642	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	寛	II-1-0646	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	美濃辺①	II-1-0659	国東市安岐町吉松	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	馬場	Ⅱ-1-0660	国東市安岐町馬場	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	日向①(A)	Ⅱ-1-0678	国東市安岐町瀬戸田	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	日向①(B)	Ⅱ-1-0678	国東市安岐町瀬戸田	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	伊尻①	Ⅱ-1-0680	国東市安岐町馬場	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	恵良①	Ⅱ-2-0022	国東市安岐町瀬戸田	1	1
土石流	国東市	浜川	02-321Ⅰ-027	国東市国見町櫛来	1	
土石流	国東市	平原川	02-321Ⅱ-003	国東市国見町小熊毛	1	1
土石流	国東市	平原川②	02-321Ⅱ-004	国東市国見町小熊毛	1	1
土石流	国東市	須川川①	02-321Ⅱ-010	国東市国見町櫛来	1	1
土石流	国東市	須川川②	02-321Ⅱ-011	国東市国見町櫛来	1	1
土石流	国東市	須川川③	02-321Ⅱ-012	国東市国見町櫛来	1	1
土石流	国東市	須川川④	02-321Ⅱ-013	国東市国見町櫛来	1	1
土石流	国東市	竹之内川	02-323Ⅰ-017	国東市国東町大恩寺	1	1
土石流	国東市	浜陽川	02-323Ⅱ-011	国東市国東町来浦	1	
土石流	国東市	蔭平川	02-323Ⅱ-016	国東市国東町大恩寺	1	1
土石流	国東市	山下川	02-323Ⅱ-017	国東市国東町大恩寺	1	
土石流	国東市	山下川②	02-323Ⅱ-018	国東市国東町大恩寺	1	1
土石流	国東市	夫婦石川①	02-323Ⅱ-019	国東市国東町大恩寺	1	1
土石流	国東市	夫婦石川③	02-323Ⅱ-020	国東市国東町大恩寺	1	1
土石流	国東市	夫婦石川②	02-323Ⅱ-021	国東市国東町大恩寺	1	1
土石流	国東市	藁藁川	02-323Ⅱ-022	国東市国東町大恩寺	1	1
土石流	国東市	日向川	02-323Ⅱ-023	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西浜①	Ⅰ-1-0127	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮道①	Ⅰ-1-0128	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮ノ原	Ⅰ-1-0132	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	串ノ迫(A)	Ⅰ-1-0133	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	串ノ迫(B)	Ⅰ-1-0133	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	貴船	Ⅰ-1-0163	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	諸石	Ⅰ-1-0164	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	上坪	Ⅰ-1-0178	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	清水①	Ⅰ-1-0179	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大平(A)	Ⅰ-1-0180	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大平(B)	Ⅰ-1-0180	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大井手(A)	Ⅰ-1-0181	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大井手(B)	Ⅰ-1-0181	国東市国東町大恩寺	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	大井手(C)	I -1-0181	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下櫛来①(A)	I -1-2995	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下櫛来①(B)	I -1-2995	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西浜②(A)	I -1-2996	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西浜②(B)	I -1-2996	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮道②	I -1-2997	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮道③	I -1-2998	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	串ヶ迫(A)	I -1-3001	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	串ヶ迫(B)	I -1-3001	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下櫛来②	II -1-0312	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	須川①	II -1-0313	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	須川②	II -1-0314	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西組①	II -1-0335	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西組②	II -1-0336	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	平原①	II -1-0361	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	平原②	II -1-0362	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	清水②(A)	II -1-0406	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	清水②(B)	II -1-0406	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	清水②(C)	II -1-0406	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	清水③(A)	II -1-0407	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	清水③(B)	II -1-0407	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山下	II -1-0412	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	藁藁	II -1-0413	国東市国東町大恩寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	面木	II -2-0007	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西組③	II -2-0008	国東市国見町小熊毛	1	1
土石流	国東市	尾出柚ノ木川③	02-325 I -046	国東市安岐町糸永	1	1
土石流	国東市	尾出柚ノ木川⑤	02-325 I -047	国東市安岐町糸永	1	1
土石流	国東市	尾出柚ノ木川④	02-325 I -048	国東市安岐町糸永	1	
土石流	国東市	上油留木川①	02-325 I -050	国東市安岐町油留木	1	
土石流	国東市	上油留木川②(A)	02-325 I -051	国東市安岐町油留木	1	
土石流	国東市	上油留木川②(B)	02-325 I -051	国東市安岐町油留木	1	1
土石流	国東市	杉山川	02-325 II -022	国東市安岐町糸永	1	1
土石流	国東市	杉山川②	02-325 II -023	国東市安岐町糸永	1	1
土石流	国東市	南川	02-325 II -024	国東市安岐町糸永	1	1
土石流	国東市	杉山川③	02-325 II -047	国東市安岐町糸永	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	杉山川④	02-325Ⅱ-048	国東市安岐町糸永	1	1
土石流	国東市	下油留木川(A)	02-325Ⅱ-050	国東市安岐町油留木	1	1
土石流	国東市	下油留木川(B)	02-325Ⅱ-050	国東市安岐町油留木	1	1
土石流	国東市	上油留木川③	02-325Ⅱ-051	国東市安岐町油留木	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	高皿(A)	I-1-0215	国東市国東町横手	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	高皿(B)	I-1-0215	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	高皿(C)	I-1-0215	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	高皿(D)	I-1-0215	国東市国東町横手	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	森本(A)	I-1-0216	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	森本(B)	I-1-0216	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	森本(C)	I-1-0216	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	森本(D)	I-1-0216	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	菊永(A)	I-1-0219	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	菊永(B)	I-1-0219	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小畑(A)	I-1-0220	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小畑(B)	I-1-0220	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	前田(A)	I-1-0262	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	前田(B)	I-1-0262	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	前田(C)	I-1-0262	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	前田(D)	I-1-0262	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	樋村①	I-1-0274	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	梅久保(A)	I-1-0275	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	梅久保(B)	I-1-0275	国東市安岐町山口	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	梅久保(C)	I-1-0275	国東市安岐町山口	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	梅久保(D)	I-1-0275	国東市安岐町山口	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	梅久保(E)	I-1-0275	国東市安岐町山口	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	梅久保(F)	I-1-0275	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	梅久保(G)	I-1-0275	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	梅久保(H)	I-1-0275	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	杉山	I-1-3027	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	上油留木①(A)	I-1-3028	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	上油留木①(B)	I-1-3028	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	上油留木①(C)	I-1-3028	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	樋村②	I-1-3043	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	蔭平①	Ⅱ-1-0582	国東市安岐町糸永	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	柚ノ木	Ⅱ-1-0584	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	峰(A)	Ⅱ-1-0585	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	峰(B)	Ⅱ-1-0585	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	峰(C)	Ⅱ-1-0585	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	峰(D)	Ⅱ-1-0585	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	上油留木③	Ⅱ-1-0587	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小園②	Ⅱ-1-0604	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	杉山①	Ⅱ-1-0605	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	杉山③	Ⅱ-1-0608	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	杉山④(A)	Ⅱ-1-0609	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	杉山④(B)	Ⅱ-1-0609	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下油留木①(A)	Ⅱ-1-0650	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下油留木①(B)	Ⅱ-1-0650	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下油留木②(A)	Ⅱ-1-0651	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下油留木②(B)	Ⅱ-1-0651	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	樋村③	Ⅱ-1-0683	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	会舞①	Ⅱ-1-0684	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	馬場	Ⅱ-2-0015	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	丸尾①	Ⅱ-1-0712	国東市安岐町大添	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	丸尾②	Ⅱ-1-0712	国東市安岐町大添	1	1
土石流	国東市	古江川	02-321 I -025	国東市国見町櫛来	1	1
土石流	国東市	櫛来川②	02-321 I -028	国東市国見町櫛来	1	1
土石流	国東市	天嶺川	02-321 I -029	国東市国見町櫛来	1	
土石流	国東市	高地川①	02-321 I -030	国東市国見町櫛来	1	
土石流	国東市	岡川	02-321 I -059	国東市国見町竹田津	1	
土石流	国東市	島田川①	02-321 II -001	国東市国見町大熊毛	1	1
土石流	国東市	島田川②	02-321 II -002	国東市国見町大熊毛	1	1
土石流	国東市	高地川③(A)	02-321 II -009	国東市国見町櫛来	1	1
土石流	国東市	高地川③(B)	02-321 II -009	国東市国見町櫛来	1	1
土石流	国東市	高地川③(C)	02-321 II -009	国東市国見町櫛来	1	1
土石流	国東市	大高島川	02-321 II -039	国東市国見町竹田津	1	1
土石流	国東市	小園川①	02-324 I -004	国東市武蔵町志和利	1	
土石流	国東市	秀川	02-324 I -005	国東市武蔵町志和利	1	
土石流	国東市	小園川④	02-324 II -004	国東市武蔵町志和利	1	1
土石流	国東市	小園川⑤	02-324 II -005	国東市武蔵町志和利	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	小園川⑥	02-324Ⅱ-006	国東市武蔵町志和利	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	琵琶崎(A)	I-1-0122	国東市国見町竹田津	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	琵琶崎(B)	I-1-0122	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	古江①	I-1-0129	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	影1	I-1-0134	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下井上	I-1-0136	国東市国見町大熊毛	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷①(A)	I-1-0254	国東市武蔵町成吉	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷①(B)	I-1-0254	国東市武蔵町成吉	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	内迫①	I-1-2534	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大高島①	I-1-2988	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浦手①(A)	I-1-2990	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浦手①(B)	I-1-2990	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	円石	I-1-2991	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岩下①	I-1-3002	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岩下②(A)	I-2-0003	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岩下②(B)	I-2-0003	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岩下②(C)	I-2-0003	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小野田	Ⅱ-1-0293	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡⑧	Ⅱ-1-0302	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡⑨(A)	Ⅱ-1-0304	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡⑨(B)	Ⅱ-1-0304	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	古江②	Ⅱ-1-0323	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	古江③	Ⅱ-1-0324	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	熊毛河内①	Ⅱ-1-0337	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浜	Ⅱ-1-0338	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	熊毛河内②	Ⅱ-1-0364	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小園①(A)	Ⅱ-1-0496	国東市武蔵町志和利	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小園①(B)	Ⅱ-1-0496	国東市武蔵町志和利	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小園④	Ⅱ-1-0497	国東市武蔵町志和利	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小園③	Ⅱ-1-0498	国東市武蔵町志和利	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中村⑤	Ⅱ-1-0501	国東市武蔵町志和利	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中村③	Ⅱ-1-0504	国東市武蔵町成吉	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中村④(A)	Ⅱ-1-0505	国東市武蔵町志和利	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中村④(B)	Ⅱ-1-0505	国東市武蔵町志和利	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷②	Ⅱ-1-0506	国東市武蔵町成吉	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	広瀬①	Ⅱ-1-0507	国東市武蔵町成吉	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	広瀬②(A)	Ⅱ-1-0508	国東市武蔵町成吉	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	広瀬②(B)	Ⅱ-1-0508	国東市武蔵町成吉	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	広瀬②(C)	Ⅱ-1-0508	国東市武蔵町成吉	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	広瀬②(D)	Ⅱ-1-0508	国東市武蔵町成吉	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	広瀬③	Ⅱ-1-0509	国東市武蔵町古市	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷③	Ⅱ-1-0511	国東市武蔵町成吉	1	1
土石流	国東市	山吹川	02-323 I -019	国東市国東町原	1	1
土石流	国東市	京一川①	02-323 I -020	国東市国東町赤松	1	
土石流	国東市	中村川④	02-323 Ⅱ-024	国東市国東町赤松	1	1
土石流	国東市	石生川	02-323 I -054	国東市国東町小原	1	
土石流	国東市	七巻川①(A)	02-323 Ⅱ-051	国東市国東町小原	1	
土石流	国東市	七巻川①(B)	02-323 Ⅱ-051	国東市国東町小原	1	
土石流	国東市	七巻川②	02-323 Ⅱ-052	国東市国東町小原	1	
土石流	国東市	新貝川(A)	02-323 Ⅱ-053	国東市国東町小原	1	
土石流	国東市	新貝川(B)	02-323 Ⅱ-053	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	石城(A)	I -1-0228	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	石城(B)	I -1-0228	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	石城(C)	I -1-0228	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大東	I -1-0232	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大平ノ西(A)	I -1-0233	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大平ノ西(B)	I -1-0233	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大平ノ西(C)	I -1-0233	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷ノ下(A)	I -1-0234	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷ノ下(B)	I -1-0234	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷ノ下(C)	I -1-0234	国東市国東町赤松	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷ノ下(D)	I -1-0234	国東市国東町赤松	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	石生	I -1-0237	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	第二十庵(A)	I -1-0240	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	第二十庵(B)	I -1-0240	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	第二十庵(C)	I -1-0240	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	畑田(A)	I -1-0241	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	畑田(B)	I -1-0241	国東市国東町小原	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	畑田(C)	I -1-0241	国東市国東町小原	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	平石(A)	I -1-0244	国東市国東町小原	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	平石(B)	I-1-0244	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	平石(C)	I-1-0244	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	野在(A)	I-1-0245	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	野在(B)	I-1-0245	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	野在(C)	I-1-0245	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西中①(A)	I-1-2994	国東市国見町中	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西中①(B)	I-1-2994	国東市国見町中	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西中①(C)	I-1-2994	国東市国見町中	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西中②	II-1-0311	国東市国見町中	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	松葉(A)	II-1-0447	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	松葉(B)	II-1-0447	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	地間②	II-1-0451	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小原①	II-1-0456	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	木別頭②	II-1-0457	国東市国東町小原	1	1
地滑り	国東市	掛樋	53	国東市安岐町掛樋	1	
地滑り	国東市	明治	54	国東市安岐町明治	1	
土石流	国東市	上岐部川①	02-321 I-015	国東市国見町岐部	1	
土石流	国東市	上岐部川④	02-321 I-018	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	大河内川②	02-321 I-050	国東市国見町櫛海	1	1
土石流	国東市	畠川②	02-321 I-052	国東市国見町鬼籠	1	
土石流	国東市	治郎田川	02-321 II-006	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	浜手川	02-321 II-026	国東市国見町櫛海	1	1
土石流	国東市	櫛海谷川	02-321 II-027	国東市国見町櫛海	1	1
土石流	国東市	畠川①	02-321 II-028	国東市国見町鬼籠	1	1
土石流	国東市	浜陰川②	02-323 I-001	国東市国東町浜	1	1
土石流	国東市	浜陰川	02-323 I-002	国東市国東町浜	1	
土石流	国東市	向鍛冶川①	02-323 I-004	国東市国東町岩戸寺	1	
土石流	国東市	作道川③	02-323 I-007	国東市国東町岩戸寺	1	1
土石流	国東市	寺迫川	02-323 I-008	国東市国東町岩戸寺	1	1
土石流	国東市	比沙門川	02-323 I-009	国東市国東町岩戸寺	1	1
土石流	国東市	平原川	02-323 I-010	国東市国東町来浦	1	
土石流	国東市	牧留川①	02-323 II-002	国東市国東町来浦	1	1
土石流	国東市	作道川①(A)	02-323 II-003	国東市国東町岩戸寺	1	
土石流	国東市	作道川①(B)	02-323 II-003	国東市国東町岩戸寺	1	1
土石流	国東市	作道川①(C)	02-323 II-003	国東市国東町岩戸寺	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	作道川①(D)	02-323Ⅱ-003	国東市国東町岩戸寺	1	1
土石流	国東市	山口川②	02-323Ⅱ-004	国東市国東町岩戸寺	1	1
土石流	国東市	山口川	02-323Ⅱ-008	国東市国東町岩戸寺	1	1
土石流	国東市	作道川②	02-323Ⅱ-009	国東市国東町岩戸寺	1	
土石流	国東市	作道川④(A)	02-323Ⅱ-010	国東市国東町岩戸寺	1	
土石流	国東市	作道川④(B)	02-323Ⅱ-010	国東市国東町岩戸寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮ノ尻(A)	I-1-0123	国東市国見町鬼籠	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮ノ尻(B)	I-1-0123	国東市国見町鬼籠	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	雲崎①(A)	I-1-0124	国東市国見町鬼籠	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	雲崎①(B)	I-1-0124	国東市国見町鬼籠	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	櫛海①(A)	I-1-0125	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	櫛海①(B)	I-1-0125	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	友安	I-1-0126	国東市国見町伊美	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大浜	I-1-0142	国東市国東町浜	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	向カジ	I-1-0150	国東市国東町岩戸寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	向畑	I-1-0152	国東市国東町岩戸寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	寺迫	I-1-0153	国東市国東町岩戸寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	払	I-1-0154	国東市国東町岩戸寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	申坊	I-1-0157	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	櫛海②(A)	I-1-2992	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	櫛海②(B)	I-1-2992	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	櫛海②(C)	I-1-2992	国東市国見町櫛海	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	横須	I-1-2993	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	種田③	Ⅱ-1-0296	国東市国見町伊美	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川西①	Ⅱ-1-0297	国東市国見町伊美	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川西②	Ⅱ-1-0298	国東市国見町伊美	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	松原	Ⅱ-1-0306	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浜手①	Ⅱ-1-0307	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浜手②	Ⅱ-1-0308	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浜手③	Ⅱ-1-0310	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中岐部②	Ⅱ-1-0356	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	治郎田②	Ⅱ-1-0359	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浜①	Ⅱ-1-0401	国東市国東町浜	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浜②	Ⅱ-1-0402	国東市国東町浜	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	作道①	Ⅱ-1-0404	国東市国東町岩戸寺	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	川西③	Ⅱ-2-0003	国東市国見町伊美	1	1
土石流	国東市	稲荷川	02-323Ⅰ-016	国東市国東町東堅来	1	1
土石流	国東市	下中田川②	02-323Ⅰ-036	国東市国東町中田	1	
土石流	国東市	上中田川①	02-323Ⅰ-038	国東市国東町中田	1	1
土石流	国東市	上中田川②	02-323Ⅰ-039	国東市国東町中田	1	1
土石流	国東市	上中田川③	02-323Ⅰ-040	国東市国東町中田	1	1
土石流	国東市	堂ノ下川①	02-323Ⅰ-042	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	金湧川	02-323Ⅰ-043	国東市国東町成仏	1	
土石流	国東市	上中田川⑤	02-323Ⅰ-053	国東市国東町中田	1	
土石流	国東市	鳴川	02-323Ⅱ-012	国東市国東町東堅来	1	1
土石流	国東市	奥畑川①	02-323Ⅱ-013	国東市国東町東堅来	1	1
土石流	国東市	奥畑川②	02-323Ⅱ-014	国東市国東町東堅来	1	1
土石流	国東市	富来川 (A)	02-323Ⅱ-015	国東市国東町富来	1	1
土石流	国東市	富来川 (B)	02-323Ⅱ-015	国東市国東町富来	1	1
土石流	国東市	影山川	02-323Ⅱ-036	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	岩ノ後川①	02-323Ⅱ-037	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	岩ノ後川②	02-323Ⅱ-038	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	岩ノ後川③	02-323Ⅱ-039	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	京乱川	02-323Ⅱ-040	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	中谷川	02-323Ⅱ-041	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	堂ノ下川②	02-323Ⅱ-042	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	床波川④	02-323Ⅱ-043	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	床波川⑤	02-323Ⅱ-044	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	床波川①	02-323Ⅱ-045	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	床波川③	02-323Ⅱ-046	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	上中田川⑥	02-323Ⅱ-050	国東市国東町中田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	塩屋①	Ⅰ-1-0169	国東市国東町東堅来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	ナル	Ⅰ-1-0170	国東市国東町東堅来	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	中受	Ⅰ-1-0171	国東市国東町東堅来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	畑(A)	Ⅰ-1-0172	国東市国東町東堅来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	畑(B)	Ⅰ-1-0172	国東市国東町東堅来	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	糶畑	Ⅰ-1-0173	国東市国東町東堅来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	口ノ坪	Ⅰ-1-0174	国東市国東町東堅来	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	庄司	Ⅰ-1-0186	国東市国東町富来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮ノ後	Ⅰ-1-0187	国東市国東町富来	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	友僧①	I-1-0188	国東市国東町富来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮ノ本(A)	I-1-0194	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮ノ本(B)	I-1-0194	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	文殊川(A)	I-1-0195	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	文殊川(B)	I-1-0195	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	割尾①	I-1-0196	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	床波①	I-1-0197	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小坪(A)	I-1-0204	国東市国東町中田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小坪(B)	I-1-0204	国東市国東町中田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小坪(C)	I-1-0204	国東市国東町中田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	堂ノ下①	I-1-3013	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	愛染①	I-1-3014	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	奥畑	II-1-0408	国東市国東町東堅来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中畑(A)	II-1-0409	国東市国東町東堅来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中畑(B)	II-1-0409	国東市国東町東堅来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	富来(A)	II-1-0414	国東市国東町富来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	富来(B)	II-1-0414	国東市国東町富来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	友僧②	II-1-0415	国東市国東町富来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	塩屋②	II-1-0419	国東市国東町東堅来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	割尾②	II-1-0420	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	堂ノ下②(A)	II-1-0421	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	堂ノ下②(B)	II-1-0421	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	床波②	II-1-0422	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	京乱①	II-1-0423	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	京乱②(A)	II-1-0424	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	京乱②(B)	II-1-0424	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	京乱③(A)	II-1-0425	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	京乱③(B)	II-1-0425	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	愛染③	II-1-0427	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	愛染④	II-1-0428	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	愛染⑤(A)	II-1-0429	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	愛染⑤(B)	II-1-0429	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	愛染⑤(C)	II-1-0429	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	愛染⑥	II-1-0430	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下中田①	II-1-0439	国東市国東町中田	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	上中田	Ⅱ-1-0443	国東市国東町中田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下中田②	Ⅱ-2-0016	国東市国東町中田	1	1
土石流	国東市	小江支川	02-321Ⅰ-010	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	下岐部川①	02-321Ⅰ-013	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	尾迫川②	02-321Ⅱ-008	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	川内川	02-323Ⅰ-056	国東市国東町治郎丸	1	1
土石流	国東市	下治郎丸川	02-323Ⅱ-054	国東市国東町治郎丸	1	1
土石流	国東市	当官川①	02-324Ⅰ-001	国東市武蔵町三井寺	1	1
土石流	国東市	当官川②	02-324Ⅰ-002	国東市武蔵町三井寺	1	
土石流	国東市	広石川	02-324Ⅱ-002	国東市武蔵町志和利	1	1
土石流	国東市	三郎丸川①	02-325Ⅰ-003	国東市安岐町下山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尾迫①	Ⅱ-1-0325	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	尾迫②	Ⅱ-1-0326	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下岐部	Ⅰ-1-0130	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	広重①	Ⅱ-1-0328	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	広重②	Ⅱ-1-0329	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	寺迫①	Ⅱ-1-0331	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	凧の浦①(A)	Ⅰ-1-0131	国東市国見町岐部	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	凧の浦①(B)	Ⅰ-1-0131	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	凧の浦②	Ⅱ-2-0006	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	面木	Ⅱ-1-0333	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	ユバノ谷	Ⅰ-1-0248	国東市国東町治郎丸	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮西	Ⅰ-1-0249	国東市国東町治郎丸	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮東	Ⅰ-1-0250	国東市国東町治郎丸	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	平尾	Ⅱ-1-0469	国東市国東町治郎丸	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	当官	Ⅰ-1-0255	国東市武蔵町三井寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下組	Ⅱ-1-0681	国東市安岐町下山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	向田	Ⅰ-1-0273	国東市安岐町下山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中台	Ⅰ-1-3044	国東市安岐町下山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	京田	Ⅱ-1-0701	国東市安岐町下山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	三郎丸①	Ⅱ-1-0690	国東市安岐町下山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	三郎丸②	Ⅱ-1-0691	国東市安岐町下山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中ノ上(A)	s-323-21-3	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中ノ上(B)	s-323-21-3	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	東(A)	s-323-31-3	国東市国東町下成仏	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	東(B)	s-323-31-3	国東市国東町下成仏	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	野原(A)	s-324-2-1	国東市武蔵町吉広	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	野原(B)	s-324-2-1	国東市武蔵町吉広	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大内迫	s-324-3-1	国東市武蔵町吉広	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山口(A)	s-324-5-3	国東市武蔵町吉広	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山口(B)	s-324-5-3	国東市武蔵町吉広	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山口(C)	s-324-5-3	国東市武蔵町吉広	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小園⑤(A)	s-324-11	国東市武蔵町志和利	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小園⑤(B)	s-324-11	国東市武蔵町志和利	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	高地(A)	s-325-2-3	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	高地(B)	s-325-2-3	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一鍬	s-325-11-2	国東市安岐町明治	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	馬渡③	s-325-23-1	国東市安岐町山口	1	1
土石流	国東市	両子川	h-323-28-2	国東市国東町成仏	1	
土石流	国東市	上ノ迫	h-323-32-3	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	米山	h-323-41-2	国東市国東町横手・国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	駄返	h-323-49-3	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	迫	h-323-50-3	国東市国東町横手	1	1
土石流	国東市	湯ノ木(A)	h-323-55-3	国東市国東町赤松	1	1
土石流	国東市	湯ノ木(B)	h-323-55-3	国東市国東町赤松	1	
土石流	国東市	岡	h-323-57-3	国東市国東町赤松	1	
土石流	国東市	大久保	h-323-65-2	国東市国東町成仏	1	1
土石流	国東市	中村	h-323-71-1	国東市国東町赤松	1	1
土石流	国東市	木別頭	h-323-76	国東市国東町小原	1	
土石流	国東市	石ヶ迫	h-324-3-2	国東市武蔵町丸小野	1	1
土石流	国東市	大平	h-324-6-2	国東市武蔵町狭間	1	1
土石流	国東市	殿迫	h-324-15-2	国東市武蔵町手野	1	
土石流	国東市	城山	h-324-22-3	国東市武蔵町成吉	1	1
土石流	国東市	両子山	h-325-2-2	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	中の尾	h-325-16-3	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	薬王丸	h-325-27-1	国東市安岐町両子	1	1
土石流	国東市	諸田	h-325-30-3	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	寺園	h-325-32-3	国東市安岐町明治	1	1
土石流	国東市	上園	h-325-40-2	国東市安岐町富清	1	1
土石流	国東市	京徳	h-325-50-1	国東市安岐町朝来	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	年天(A)	h-325-68-2	国東市安岐町朝来	1	1
土石流	国東市	年天(B)	h-325-68-2	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	田ノ上(A)	I-1-0168	国東市国東町深江	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	田ノ上(B)	I-1-0168	国東市国東町深江	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	田ノ上(C)	I-1-0168	国東市国東町深江	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	前迫(A)	I-1-0189	国東市国東町富来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	前迫(B)	I-1-0189	国東市国東町富来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山ノ下(A)	I-1-0191	国東市国東町田深	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	山ノ下(B)	I-1-0191	国東市国東町田深	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	百楽	I-1-0208	国東市国東町田深	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	本城	I-1-2987	国東市国見町伊美	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西方寺①	I-1-3003	国東市国見町西方寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中ノ迫①	I-1-3005	国東市国見町向田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	島田(A)	II-1-0340	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	島田(B)	II-1-0340	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小川原②	II-1-0344	国東市国見町西方寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西方寺③	II-1-0346	国東市国見町西方寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西方寺④	II-1-0347	国東市国見町西方寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西方寺⑤	II-1-0348	国東市国見町西方寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	垣添	II-1-0349	国東市国見町野田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	熊毛河内	II-1-0366	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浜陽①	II-1-0395	国東市国東町浜	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	寺山②	II-1-0417	国東市国東町浜崎	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	寺山③	II-1-0418	国東市国東町浜崎	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	吉木①	II-1-0440	国東市国東町北江	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	吉木③	II-1-0442	国東市国東町北江	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	吉木④	II-1-0444	国東市国東町田深	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	堂山(A)	s-321-4-2	国東市国見町西方寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	堂山(B)	s-321-4-2	国東市国見町西方寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	口ノ山(A)	s-321-20-1	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	口ノ山(B)	s-321-20-1	国東市国見町岐部	1	1
土石流	国東市	垣添川②	02-321 II-025	国東市国見町野田	1	1
土石流	国東市	下川	02-321 II-031	国東市国見町西方寺	1	
土石流	国東市	倉谷川	02-321 II-032	国東市国見町西方寺	1	1
土石流	国東市	来木谷川	02-321 II-033	国東市国見町西方寺	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
土石流	国東市	中川③	02-321Ⅱ-034	国東市国見町西方寺	1	1
土石流	国東市	中川④	02-321Ⅱ-037	国東市国見町西方寺	1	1
土石流	国東市	中村川⑦	02-323Ⅰ-003	国東市国東町来浦	1	1
土石流	国東市	岩付	h-321-12-1	国東市国見町櫛来	1	1
土石流	国東市	井田川①	h-321-45-2	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	井田川②	h-321-45-2	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	井田川③	h-321-45-2	国東市国見町千燈	1	1
土石流	国東市	黒岩	h-323-3-1	国東市国東町岩戸寺	1	1
土石流	国東市	寺迫	h-323-4-2	国東市国東町岩戸寺	1	1
土石流	国東市	白石	h-323-10-1	国東市国東町来浦	1	1
土石流	国東市	清水	h-323-16-3	国東市国東町大恩寺	1	1
土石流	国東市	大久保②	h-323-68-3	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小倉持	Ⅰ-1-0257	国東市武蔵町吉広	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下原	Ⅰ-1-0276	国東市安岐町下原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	仁王	Ⅰ-1-3036	国東市安岐町瀬戸田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	番畑	Ⅰ-1-3041	国東市安岐町成久	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大上②	Ⅱ-1-0503	国東市武蔵町内田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小城①	Ⅱ-1-0512	国東市武蔵町小城	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小城②	Ⅱ-1-0513	国東市武蔵町小城	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小城④	Ⅱ-1-0515	国東市武蔵町小城	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中谷②(A)	Ⅱ-1-0568	国東市安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中谷②(B)	Ⅱ-1-0568	国東市安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小久保②	Ⅱ-1-0581	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	杉山⑤(A)	Ⅱ-1-0607	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	杉山⑤(B)	Ⅱ-1-0607	国東市安岐町糸永	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	上油留木⑥	Ⅱ-1-0620	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	内ヶ畑①	Ⅱ-1-0670	国東市安岐町成久	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	鳥越④	Ⅱ-1-0676	国東市安岐町瀬戸田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	古城(A)	Ⅱ-1-0682	国東市安岐町下原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	古城(B)	Ⅱ-1-0682	国東市安岐町下原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	内迫	Ⅱ-1-0697	国東市安岐町西本	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下西本③	Ⅱ-1-0700	国東市安岐町西本	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	塩屋③	Ⅱ-1-0703	国東市安岐町塩屋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長迫①(A)	Ⅱ-1-0705	国東市安岐町大添	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	長迫①(B)	Ⅱ-1-0705	国東市安岐町大添	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	長迫②	Ⅱ-1-0706	国東市安岐町大添	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	志村②	Ⅱ-1-0708	国東市安岐町大添	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岩鼻(A)	Ⅱ-1-0709	国東市安岐町大添	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岩鼻(B)	Ⅱ-1-0709	国東市安岐町大添	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大東②	Ⅱ-1-0710	国東市安岐町大添	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	中西(A)	Ⅱ-1-0711	国東市安岐町大添	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中西(B)	Ⅱ-1-0711	国東市安岐町大添	1	1
土石流	国東市	小ヶ倉川④	02-324Ⅰ-014	国東市武蔵町吉広	1	
土石流	国東市	小園川②	02-324Ⅱ-003	国東市武蔵町志和利	1	
土石流	国東市	長迫川	02-325Ⅰ-001	国東市安岐町大添	1	
土石流	国東市	恒清川②	02-325Ⅰ-037	国東市安岐町富清	1	
土石流	国東市	大添川	02-325Ⅱ-001	国東市安岐町大添	1	1
土石流	国東市	大東川	02-325Ⅱ-002	国東市安岐町大添	1	
土石流	国東市	内ヶ畑川	02-325Ⅱ-006	国東市安岐町成久	1	1
土石流	国東市	平原川	02-323Ⅰ-044	国東市国東町下成仏	1	1
土石流	国東市	在家川	02-323Ⅰ-045	国東市国東町下成仏	1	1
土石流	国東市	小野川	02-323Ⅱ-035	国東市国東町下成仏	1	1
土石流	国東市	床波川③	02-323Ⅱ-047	国東市国東町下成仏	1	1
土石流	国東市	床波川④	02-323Ⅱ-048	国東市国東町下成仏	1	1
土石流	国東市	久保畑川	02-324Ⅰ-019	国東市武蔵町麻田・国東市武蔵町狭間	1	
土石流	国東市	小畑川	02-324Ⅰ-020	国東市武蔵町麻田・国東市武蔵町狭間	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	竹ノ上(A)	Ⅰ-1-0198	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	竹ノ上(B)	Ⅰ-1-0198	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	八乙(A)	Ⅰ-1-0199	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	八乙(B)	Ⅰ-1-0199	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	立野(A)	Ⅰ-1-0205	国東市国東町川原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	立野(B)	Ⅰ-1-0205	国東市国東町川原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	立野(C)	Ⅰ-1-0205	国東市国東町川原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	立野(D)	Ⅰ-1-0205	国東市国東町川原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	水口(A)	Ⅰ-1-0206	国東市国東町川原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	水口(B)	Ⅰ-1-0206	国東市国東町川原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷上り(A)	Ⅰ-1-0207	国東市国東町川原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷上り(B)	Ⅰ-1-0207	国東市国東町川原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷上り(C)	Ⅰ-1-0207	国東市国東町川原	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	松尾(A)	Ⅰ-1-0218	国東市国東町横手	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	松尾 (B)	I -1-0218	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	松尾 (C)	I -1-0218	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	松尾 (D)	I -1-0218	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	城平	I -1-0221	国東市国東町岩屋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	平床上	I -1-0236	国東市国東町鶴川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大明 (A)	I -1-0258	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大明 (B)	I -1-0258	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大明 (C)	I -1-0258	国東市武蔵町麻田	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	大明 (D)	I -1-0258	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大明 (E)	I -1-0258	国東市武蔵町麻田	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	大明 (F)	I -1-0258	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	持永 (A)	I -1-0259	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	持永 (B)	I -1-0259	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	持永 (C)	I -1-0259	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	持永 (D)	I -1-0259	国東市武蔵町麻田	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	持永 (E)	I -1-0259	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	持永 (F)	I -1-0259	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	城川①	I -2-0120	国東市国東町岩屋・国東市国東町横手・国東市国東町中田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小野① (A)	II -1-0431	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小野① (B)	II -1-0431	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小野① (C)	II -1-0431	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小野① (D)	II -1-0431	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	在家	II -1-0432	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	竹の上①	II -1-0433	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	城川②	II -1-0449	国東市国東町岩屋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	門前	II -1-0454	国東市国東町安国寺	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	矢治払 (A)	II -1-0470	国東市武蔵町丸小野	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	矢治払 (B)	II -1-0470	国東市武蔵町丸小野	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	金藤①	II -1-0471	国東市武蔵町丸小野・国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	金藤②	II -1-0472	国東市武蔵町丸小野	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	竹の上② (A)	II -2-0013	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	竹の上② (B)	II -2-0013	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小野②	II -2-0014	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	落合 (A)	II -2-0017	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	落合 (B)	II -2-0017	国東市国東町横手	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	大条	Ⅱ-2-0020	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中村	Ⅱ-2-0021	国東市武蔵町池ノ内	1	1
地すべり	国東市	中山	j-321-1-1	国東市国東町赤根	1	
地すべり	国東市	割尾	j-323-1-1	国東市国東町成仏	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	須藤寺	B-1-20002	国東市安岐町掛樋	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	赤二田	B-1-20005	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小ヶ倉④	B-1-20007	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	広永	B-1-20008	国東市安岐町吉松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	払④	B-1-20014	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小田	B-1-20025	国東市安岐町富清	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	奥ヶ迫越(A)	B-1-20030	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮原	B-1-20031	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	吉松	B-1-20033	国東市安岐町吉松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋那瀬	B-1-20035	国東市安岐町山浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	ミノベ	B-1-20038	国東市安岐町吉松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	山田③	B-1-20040	国東市安岐町山口	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	六ツヲサ	B-1-20041	国東市安岐町大添	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小ヶ倉②	B-1-20104	国東市武蔵町吉広	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	ミヤノニシ	I-1-0253	国東市武蔵町内田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西浜②(B)	I-1-2996	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下油留木	I-1-3034	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下油留木①(B)	Ⅱ-1-0650	国東市安岐町油留木	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	宮ノ下	B-1-21001	国東市国東町鶴川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	北浜②	B-1-21002	国東市国見町向田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	比砂門	B-1-21004	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大麻②	B-1-21012	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	国広	B-1-21013	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川内②	B-1-21017	国東市国東町治郎丸	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮下	B-1-21018	国東市国東町重藤	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	金湧	B-1-21020	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	高地川	B-1-21027	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	森ノ下	B-1-21031	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	平原③	B-1-21035	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	谷蔵	B-1-21045	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷	B-1-21046	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	乗国	B-1-21047	国東市国東町中田	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番 号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	野島	B-1-21049	国東市国東町中田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	田尾越①	B-1-21051	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	田尾越②	B-1-21052	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	村石	B-1-21053	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	櫛海③	B-1-21101	国東市国見町鬼竈	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	櫛海⑤	B-1-21103	国東市国見町鬼竈	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑬	B-1-21105	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	櫛海⑧	B-1-21117	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	横須②	B-1-21118	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小高島	B-1-21202	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小高島②	B-1-21203	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	種田④	B-1-21206	国東市国見町伊美	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小岐部	B-1-21209	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中岐部③	B-1-21215	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	ミヤノニシ	I-1-0253	国東市武蔵町内田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	西浜②(B)	I-1-2996	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下油留木	I-1-3034	国東市安岐町油留木	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	下油留木①(B)	II-1-0650	国東市安岐町油留木	1	
急傾斜地の崩壊	国東市	宮ノ下	B-1-21001	国東市国東町鶴川	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	北浜②	B-1-21002	国東市国見町向田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	比砂門	B-1-21004	国東市国東町来浦	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大麻②	B-1-21012	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	国広	B-1-21013	国東市国東町横手	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	川内②	B-1-21017	国東市国東町治郎丸	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	宮下	B-1-21018	国東市国東町重藤	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	金湧	B-1-21020	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	高地川	B-1-21027	国東市国見町櫛来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	森ノ下	B-1-21031	国東市国見町大熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	平原③	B-1-21035	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	谷蔵	B-1-21045	国東市国東町成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	屋敷	B-1-21046	国東市国東町下成仏	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	乗国	B-1-21047	国東市国東町中田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	野島	B-1-21049	国東市国東町中田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	田尾越①	B-1-21051	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	田尾越②	B-1-21052	国東市国見町小熊毛	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	村石	B-1-21053	国東市国見町小熊毛	1	1

土砂災害の現象	市町村名	危険箇所・ 溪流名	番号	所在地	警戒 区域	特別 警戒 区域
急傾斜地の崩壊	国東市	櫛海③	B-1-21101	国東市国見町鬼籠	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	櫛海⑤	B-1-21103	国東市国見町鬼籠	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	一円坊⑮	B-1-21105	国東市国見町赤根	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	櫛海⑧	B-1-21117	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	横須②	B-1-21118	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小高島	B-1-21202	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小高島②	B-1-21203	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	種田④	B-1-21206	国東市国見町伊美	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小岐部	B-1-21209	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	中岐部③	B-1-21215	国東市国見町岐部	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	小高島①	B-1-22001	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	岡⑩	B-1-22002	国東市国見町竹田津	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	浜手④	B-1-22003	国東市国見町櫛海	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	野田①	B-1-22005	国東市国見町野田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	払⑤	B-1-22006	国東市安岐町両子	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	地間③	B-1-22007	国東市国東町赤松	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	平原②	B-1-22008	国東市国東町小原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	金藤③	B-1-22009	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	金藤④(A)	B-1-22010	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	金藤④(B)	B-1-22010	国東市武蔵町麻田	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	弁分⑤	B-1-22011	国東市安岐町朝来	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	秀	B-2-22101	国東市武蔵町手野	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	上殿	B-2-22102	国東市武蔵町糸原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	丸太(A)	B-1-22103	国東市武蔵町糸原	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	大通寺	B-2-22104	国東市安岐町成久	1	1
急傾斜地の崩壊	国東市	松ノ木	B-1-22105	国東市安岐町山口	1	1

【資料 8-2】土石流危険溪流箇所

1 土石流危険溪流 I 種

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			溪流概況	
				郡市	町村	字	溪流 面積	総溪 流長
02-321 I-001	向田川	向田川	本河内河①	国東市	国見町	向田	0.38	0.56
02-321 I-002	向田川	向田川	本河内河②	国東市	国見町	向田	0.11	0.18
02-321 I-003	島田川	島田川	島田川	国東市	国見町	島田	0.09	0.34
02-321 I-004	その他	—	影川	国東市	国見町	影	0.1	0.39
02-321 I-005	大熊毛川	大熊毛川	大熊毛川①	国東市	国見町	大熊毛	0.05	0.34
02-321 I-006	大熊毛川	大熊毛川	大熊毛川②	国東市	国見町	大熊毛	0.06	0.24
02-321 I-007	小熊毛川	小熊毛川	横小路川①	国東市	国見町	横小路	0.04	0.22
02-321 I-008	小熊毛川	小熊毛川	横小路川②(A)	国東市	国見町	横小路	0.29	0.32
02-321 I-008	小熊毛川	小熊毛川	横小路川②(B)	国東市	国見町	横小路	0.29	0.32
02-321 I-009	小熊毛川	小熊毛川	串ヶ迫川	国東市	国見町	串ヶ迫	0.05	0.19

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			溪流概況	
				郡市	町村	字	溪流 面積	溪流 流長
02-321 I-010	小江川	小江川	小江支川	国東市	国見町	小江	0.22	0.70
02-321 I-011	その他	喰ノ浦川	喰ノ浦川	国東市	国見町	喰ノ浦	0.08	0.32
02-321 I-012	その他	—	長瀬	国東市	国見町	長瀬	0.12	0.28
02-321 I-013	岐部川	岐部川	下岐部川①	国東市	国見町	下岐部	0.08	0.31
02-321 I-014	岐部川	岐部川	下岐部川②	国東市	国見町	下岐部	0.06	0.07
02-321 I-015	岐部川	岐部川	上岐部川①	国東市	国見町	上岐部	0.32	0.69
02-321 I-016	岐部川	岐部川	上岐部川②	国東市	国見町	上岐部	0.13	0.30
02-321 I-017	岐部川	岐部川	上岐部川③	国東市	国見町	上岐部	0.13	0.38
02-321 I-018	岐部川	岐部川	上岐部川④	国東市	国見町	上岐部	0.06	0.28
02-321 I-019	岐部川	岐部川	中岐部川④	国東市	国見町	中岐部	0.24	0.38
02-321 I-020	岐部川	岐部川	中岐部川⑤	国東市	国見町	中岐部	0.11	0.22
02-321 I-021	岐部川	岐部川	中岐部川①	国東市	国見町	中岐部	0.07	0.40
02-321 I-022	岐部川	岐部川	中岐部川②	国東市	国見町	中岐部	0.11	0.23
02-321 I-023	岐部川	岐部川	中岐部川③	国東市	国見町	中岐部	0.02	0.13
02-321 I-024	岐部川	岐部川	尾迫川	国東市	国見町	尾迫	0.05	0.12
02-321 I-025	その他	—	古江川	国東市	国見町	古江	0.13	0.36
02-321 I-025	その他	—	古江川	国東市	国見町	古江	0.13	0.36
02-321 I-026	櫛来川	櫛来川	宮道川	国東市	国見町	宮道	0.06	0.17
02-321 I-027	櫛来川	櫛来川	浜川	国東市	国見町	浜	0.12	0.43
02-321 I-028	櫛来川	櫛来川	櫛来川②	国東市	国見町	櫛来	0.09	0.32
02-321 I-029	櫛来川	櫛来川	天嶺川	国東市	国見町	櫛来	0.08	0.28
02-321 I-030	櫛来川	櫛来川	高地川①	国東市	国見町	高地	0.22	0.61
02-321 I-031	櫛来川	櫛来川	高地川②	国東市	国見町	高地	0.23	0.61
02-321 I-032	櫛来川	須川川	須川川①	国東市	国見町	須川	0.06	0.10
02-321 I-033	櫛来川	須川川	須川川	国東市	国見町	須川	0.05	0.22
02-321 I-034	伊美川	伊美川	東中川①	国東市	国見町	東中	0.05	0.23
02-321 I-035	伊美川	伊美川	東中川③	国東市	国見町	東中	0.04	0.08
02-321 I-036	伊美川	伊美川	東中川	国東市	国見町	東中	0.06	0.16
02-321 I-037	伊美川	伊美川	千灯川①	国東市	国見町	千灯	0.12	0.53
02-321 I-038	伊美川	伊美川	赤根川②	国東市	国見町	赤根	0.13	0.36
02-321 I-039	伊美川	伊美川	一円坊川	国東市	国見町	一円防	0.61	1.17
02-321 I-040	伊美川	伊美川	赤根川③	国東市	国見町	赤根	0.59	0.73
02-321 I-041	伊美川	伊美川	赤根川④	国東市	国見町	赤根	0.30	0.53
02-321 I-042	櫛来川	櫛来川	千燈川⑤	国東市	国見町	千燈	0.07	0.19
02-321 I-043	伊美川	伊美川	千灯川②	国東市	国見町	千灯	0.02	0.14
02-321 I-044	伊美川	伊美川	千灯川③	国東市	国見町	千灯	0.13	0.41
02-321 I-045	伊美川	伊美川	千灯川④	国東市	国見町	千灯	0.39	0.66
02-321 I-046	伊美川	伊美川	千灯川⑤	国東市	国見町	野田	0.06	0.14
02-321 I-047	その他	—	種田川	国東市	国見町	種田	0.25	0.72
02-321 I-048	櫛海川	櫛海川	櫛海谷川②	国東市	国見町	櫛海	0.03	0.13
02-321 I-049	櫛海川	櫛海川	大河内川①	国東市	国見町	大河内	0.38	0.52
02-321 I-050	櫛海川	櫛海川	大河内川②	国東市	国見町	大河内	0.01	0.34
02-321 I-051	櫛海川	櫛海川	櫛海谷川③	国東市	国見町	櫛海	0.14	0.30
02-321 I-052	鬼竈川	鬼竈川	畠川②	国東市	国見町	畠	0.54	1.02
02-321 I-053	鬼竈川	鬼竈川	畠川③	国東市	国見町	畠	0.06	0.19
02-321 I-054	竹田津川	竹田津川	上川③	国東市	国見町	上	0.14	0.52
02-321 I-055	竹田津川	竹田津川	上川	国東市	国見町	上	0.18	0.61
02-321 I-056	竹田津川	竹田津川	上川②	国東市	国見町	上	0.26	0.50
02-321 I-057	竹田津川	竹田津川	上川④	国東市	国見町	上	0.03	0.14
02-321 I-058	竹田津川	竹田津川	小川原川	国東市	国見町	小川原	0.02	0.05
02-321 I-059	竹田津川	竹田津川	岡川	国東市	国見町	岡	0.06	0.25
02-321 I-060	その他	小高島川	小高島川	国東市	国見町	小高島	0.20	0.45
02-323 I-001	来浦川	来浦川	浜陰川②	国東市	国東町	浜陰	0.04	0.22
02-323 I-002	来浦川	来浦川	浜陰川	国東市	国東町	浜陰	0.07	0.30
02-323 I-003	来浦川	来浦川	中村川	国東市	国東町	中村	0.04	0.27
02-323 I-004	来浦川	来浦川	向鍛冶川①	国東市	国東町	向鍛冶	0.08	0.48
02-323 I-005	来浦川	来浦川	向鍛冶川②	国東市	国東町	向鍛冶	0.07	0.45
02-323 I-006	来浦川	来浦川	向鍛冶川③	国東市	国東町	向鍛冶	0.15	0.49
02-323 I-007	来浦川	来浦川	作動川③	国東市	国東町	作動	0.02	0.14
02-323 I-008	来浦川	来浦川	寺迫川	国東市	国東町	寺迫	0.02	0.14
02-323 I-009	来浦川	来浦川	比沙門川	国東市	国東町	比沙門	0.14	0.65
02-323 I-010	来浦川	来浦川	平原川	国東市	国東町	平原	0.33	0.81
02-323 I-011	来浦川	来浦川	牧留川	国東市	国東町	牧留	0.01	0.53
02-323 I-012	来浦川	来浦川	上園川	国東市	国東町	上園	0.38	0.82
02-323 I-013	来浦川	来浦川	光明寺川①	国東市	国東町	光明寺	0.04	0.18

溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			溪流概況	
				郡市	町村	字	溪流 面積	溪流 流長
02-323 I-014	来浦川	来浦川	光明寺川②	国東市	国東町	光明寺	0.09	0.49
02-323 I-015	来浦川	来浦川	浜陽川	国東市	国東町	浜陽	0.02	0.19
02-323 I-016	来浦川	堅来川	稲荷川	国東市	国東町	稲荷	0.45	1.27
02-323 I-017	富来川	富来川	竹之内川	国東市	国東町	竹之内	0.06	0.43
02-323 I-018	田深川	田深川	安国寺川	国東市	国東町	安国寺	0.06	0.43
02-323 I-019	田深川	赤松川	山吹川	国東市	国東町	山吹	0.06	0.46
02-323 I-020	田深川	赤松川	京一川①	国東市	国東町	京一	0.06	0.31
02-323 I-021	田深川	赤松川	京一川②	国東市	国東町	京一	0.04	0.31
02-323 I-022	田深川	横手川	落合川	国東市	国東町	落合	0.20	0.58
02-323 I-023	田深川	横手川	行入川①	国東市	国東町	行入	0.03	0.17
02-323 I-024	田深川	横手川	行入川②	国東市	国東町	行入	0.05	0.34
02-323 I-025	田深川	横手川	行入川③	国東市	国東町	行入	0.02	0.16
02-323 I-026	田深川	横手川	行入川④	国東市	国東町	行入	0.01	0.08
02-323 I-027	田深川	横手川	大獄川	国東市	国東町	大獄	0.23	1.02
02-323 I-028	田深川	横手川	横手川	国東市	国東町	横手	0.03	0.15
02-323 I-029	田深川	横手川	高良川①	国東市	国東町	高良	0.03	0.20
02-323 I-030	田深川	横手川	高良川②	国東市	国東町	高良	0.54	0.36
02-323 I-031	田深川	横手川	高良川③	国東市	国東町	高良	0.02	0.10
02-323 I-032	田深川	横手川	馬場川①	国東市	国東町	馬場	0.02	0.11
02-323 I-033	田深川	横手川	馬場川③	国東市	国東町	馬場	0.04	0.18
02-323 I-034	田深川	横手川	城川	国東市	国東町	城川	0.21	1.10
02-323 I-035	田深川	田深川	下中田川①	国東市	国東町	下中田	0.01	0.13
02-323 I-036	田深川	田深川	下中田川②	国東市	国東町	下中田	0.02	0.15
02-323 I-037	田深川	田深川	下中田川③	国東市	国東町	下中田	0.04	0.24
02-323 I-038	田深川	田深川	上中田川①	国東市	国東町	上中田	0.10	0.33
02-323 I-039	田深川	田深川	上中田川②	国東市	国東町	上中田	0.04	0.24
02-323 I-040	田深川	田深川	上中田川③	国東市	国東町	上中田	0.03	0.16
02-323 I-041	田深川	田深川	下成仏川	国東市	国東町	下成仏	0.07	0.50
02-323 I-042	田深川	田深川	堂ノ下川	国東市	国東町	堂ノ下	0.54	0.89
02-323 I-043	田深川	田深川	床波川②	国東市	国東町	堂ノ下	0.69	1.29
02-323 I-044	田深川	田深川	平原川	国東市	国東町	平原	0.18	0.38
02-323 I-045	田深川	田深川	在家川	国東市	国東町	在家	0.08	0.31
02-323 I-046	田深川	田深川	見地川①	国東市	国東町	見地	0.07	0.25
02-323 I-047	田深川	田深川	見地川②	国東市	国東町	見地	0.07	0.22
02-323 I-048	田深川	田深川	見地川③	国東市	国東町	見地	0.10	0.31
02-323 I-049	田深川	田深川	見地川④	国東市	国東町	見地	0.10	0.38
02-323 I-050	田深川	田深川	見地川⑤	国東市	国東町	見地	0.02	0.19
02-323 I-051	田深川	田深川	見地川⑥	国東市	国東町	見地	0.07	0.34
02-323 I-052	田深川	田深川	上中田川④	国東市	国東町	上中田	0.05	0.31
02-323 I-053	田深川	田深川	上中田川⑤	国東市	国東町	上中田	0.03	0.16
02-323 I-054	清流川	清流川	石生川	国東市	国東町	石生	0.25	0.92
02-323 I-055	清流川	清流川	小原川	国東市	国東町	小原	0.04	0.26
02-323 I-056	治郎丸川	治郎丸川	川内川	国東市	国東町	川内	0.05	0.30
02-323 I-057	読川	読川	重藤川	国東市	国東町	重藤	0.01	0.15
02-324 I-001	武蔵川	独歩川	当官川①	国東市	武蔵町	当官	0.09	0.39
02-324 I-002	武蔵川	独歩川	当官川②	国東市	武蔵町	当官	0.04	0.31
02-324 I-003	武蔵川	志和利川	小園川③	国東市	武蔵町	小園	0.02	0.12
02-324 I-004	武蔵川	志和利川	小園川①	国東市	武蔵町	小園	0.04	0.29
02-324 I-005	武蔵川	志和利川	秀川	国東市	武蔵町	中志和利	0.91	1.91
02-324 I-006	武蔵川	吉広川	長野川②	国東市	武蔵町	長野	0.09	0.53
02-324 I-007	武蔵川	吉広川	中村川②	国東市	武蔵町	中村	0.07	0.36
02-324 I-008	武蔵川	吉広川	宮の谷川	国東市	武蔵町	中村	0.30	0.89
02-324 I-009	武蔵川	吉広川	中村川③	国東市	武蔵町	中村	0.24	0.85
02-324 I-010	武蔵川	吉広川	楽庭川	国東市	武蔵町	楽庭	0.06	0.38
02-324 I-011	武蔵川	吉広川	陰平川	国東市	武蔵町	迫	0.60	1.02
02-324 I-012	武蔵川	吉広川	岡川①	国東市	武蔵町	岡	0.08	0.62
02-324 I-013	武蔵川	吉広川	岡川②	国東市	武蔵町	岡	0.25	1.14
02-324 I-014	武蔵川	吉広川	小ヶ倉川	国東市	武蔵町	小ヶ倉	0.04	0.18
02-324 I-015	武蔵川	吉広川	小ヶ倉川②	国東市	武蔵町	小ヶ倉	0.04	0.18
02-324 I-016	武蔵川	松ヶ迫川	松ヶ迫川	国東市	武蔵町	松ヶ迫	0.04	0.14
02-324 I-017	武蔵川	武蔵川	矢治弘川①	国東市	武蔵町	矢治弘	0.06	0.32
02-324 I-018	武蔵川	武蔵川	矢治弘川②	国東市	武蔵町	矢治弘	0.06	0.19
02-324 I-019	武蔵川	挟間川	久保畑川	国東市	武蔵町	久保畑	0.26	0.52
02-324 I-020	武蔵川	武蔵川	小畑川	国東市	武蔵町	小畑	0.05	0.29
02-324 I-021	武蔵川	武蔵川	今市川	国東市	武蔵町	今市	0.23	1.03

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			溪流概況	
				郡市	町村	字	溪流面積	溪流流長
02-324 I-022	武蔵川	内田川	宮本川	国東市	武蔵町	宮本	0.07	0.49
02-325 I-001	天村川	大添川	長迫川	国東市	安岐町	長迫	0.56	0.78
02-325 I-002	天村川	大添川	中西川	国東市	安岐町	中西	0.04	0.29
02-325 I-003	安岐川	荒木川	三郎丸川①	国東市	安岐町	三郎丸	0.04	0.29
02-325 I-004	安岐川	荒木川	三郎丸川②	国東市	安岐町	三郎丸	0.10	0.69
02-325 I-005	安岐川	荒木川	三郎丸川③	国東市	安岐町	三郎丸	0.06	0.56
02-325 I-006	安岐川	安岐川	築瀬川	国東市	安岐町	築瀬	0.01	0.12
02-325 I-007	安岐川	安岐川	小瀬原川	国東市	安岐町	小瀬原	0.06	0.45
02-325 I-008	安岐川	安岐川	密乘院川	国東市	安岐町	密乘院	0.06	0.08
02-325 I-009	安岐川	荒木川	中ノ川川	国東市	安岐町	中ノ川	0.07	0.35
02-325 I-010	安岐川	朝来野川	久末川①	国東市	安岐町	久末	0.21	0.59
02-325 I-011	安岐川	朝来野川	切畑川	国東市	安岐町	切畑	0.06	0.36
02-325 I-012	朝来野川	朝来野川	中野川③	国東市	安岐町	中野	0.28	0.89
02-325 I-013	安岐川	朝来野川	市ノ尾川	国東市	安岐町	市ノ尾	0.06	0.35
02-325 I-014	安岐川	朝来野川	中畑川	国東市	安岐町	中畑	0.15	0.75
02-325 I-015	安岐川	朝来野川	請田川①	国東市	安岐町	請田	0.06	0.38
02-325 I-016	安岐川	朝来野川	請田川②	国東市	安岐町	請田	0.15	0.49
02-325 I-017	安岐川	朝来野川	請田川	国東市	安岐町	請田	0.05	0.42
02-325 I-018	安岐川	朝来野川	請田川③	国東市	安岐町	請田	0.13	0.55
02-325 I-019	安岐川	小俣川	小俣川	国東市	安岐町	小俣	0.13	0.47
02-325 I-020	安岐川	朝来野川	久末川②	国東市	安岐町	久末	0.18	0.58
02-325 I-021	安岐川	朝来野川	久末川③	国東市	安岐町	久末	0.06	0.35
02-325 I-022	朝来野川	朝来野川	久末川④	国東市	安岐町	久末	0.27	0.60
02-325 I-023	朝来野川	朝来野川	久末川⑤	国東市	安岐町	久末	0.05	0.29
02-325 I-024	安岐川	朝来野川	弁分川①	国東市	安岐町	弁分	0.17	0.77
02-325 I-025	安岐川	朝来野川	弁分川②	国東市	安岐町	弁分	0.07	0.11
02-325 I-026	安岐川	両子川	富永川①	国東市	安岐町	富永	0.08	0.25
02-325 I-027	安岐川	両子川	富永川②	国東市	安岐町	富永	0.08	0.37
02-325 I-028	安岐川	両子川	富永川③	国東市	安岐町	富永	0.16	0.44
02-325 I-029	安岐川	両子川	中分川①	国東市	安岐町	中分	0.11	0.46
02-325 I-030	安岐川	両子川	払川①	国東市	安岐町	払	0.62	1.08
02-325 I-031	安岐川	両子川	山内川	国東市	安岐町	山内	0.55	0.75
02-325 I-032	両子川	両子川	払北川①	国東市	安岐町	払	0.10	0.55
02-325 I-033	両子川	両子川	中分川②	国東市	安岐町	中分	0.26	0.74
02-325 I-034	両子川	両子川	富永川④	国東市	安岐町	富永	0.08	0.38
02-325 I-035	両子川	両子川	恒清川	国東市	安岐町	恒清	0.08	0.38
02-325 I-036	両子川	両子川	恒清川①	国東市	安岐町	恒清	0.06	0.45
02-325 I-037	安岐川	両子川	恒清川②	国東市	安岐町	恒清	0.12	0.53
02-325 I-038	安岐川	両子川	恒清川③	国東市	安岐町	恒清	0.05	0.33
02-325 I-039	安岐川	両子川	恒清川④	国東市	安岐町	恒清	0.06	0.31
02-325 I-040	安岐川	両子川	恒清川⑤	国東市	安岐町	恒清	0.06	0.39
02-325 I-041	安岐川	両子川	恒清川⑥	国東市	安岐町	恒清	0.07	0.43
02-325 I-042	安岐川	両子川	恒清川⑦	国東市	安岐町	恒清	0.05	0.31
02-325 I-043	安岐川	両子川	恒清川⑧	国東市	安岐町	恒清	0.06	0.40
02-325 I-044	安岐川	両子川	恒清川⑨	国東市	安岐町	恒清	0.09	0.46
02-325 I-045	安岐川	両子川	尾出袖ノ木川①	国東市	安岐町	尾出袖ノ木	0.14	0.37
02-325 I-046	安岐川	両子川	尾出袖ノ木川③	国東市	安岐町	尾出袖ノ木	0.05	0.26
02-325 I-047	安岐川	両子川	尾出袖ノ木川⑤	国東市	安岐町	尾出袖ノ木	0.07	0.27
02-325 I-048	安岐川	両子川	尾出袖ノ木川④	国東市	安岐町	尾出袖ノ木	0.05	0.23
02-325 I-049	安岐川	安岐川	小野川	国東市	安岐町	小野	1.24	2.92
02-325 I-050	安岐川	油留木川	上油留木川①	国東市	安岐町	上油留木	0.03	0.13
02-325 I-051	安岐川	油留木川	上油留木川②	国東市	安岐町	上油留木	0.05	0.27
02-325 I-052	安岐川	安岐川	恵良川	国東市	安岐町	恵良	0.62	2.92
02-325 I-053	安岐川	吉松川	田口川	国東市	安岐町	田口	0.03	0.10
02-325 I-054	安岐川	吉松川	中村川	国東市	安岐町	中村	0.05	0.24
02-325 I-055	安岐川	吉松川	草場川	国東市	安岐町	草場	0.04	0.26
02-325 I-056	安岐川	吉松川	草場川②	国東市	安岐町	草場	0.03	0.17
02-325 I-057	安岐川	吉松川	東小川川	国東市	安岐町	東小川	0.07	0.26

2 土石流危険溪流Ⅱ種

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			溪流概況	
				郡市	町村	字	溪流面積	総溪流長
02-321Ⅱ-001	島田川	島田川	島田川①	国東市	国見町	島田	0.19	0.56
02-321Ⅱ-002	島田川	島田川	島田川②	国東市	国見町	島田	0.20	0.69
02-321Ⅱ-003	小熊毛	小熊毛	平原川	国東市	国見町	平原	0.04	0.21
02-321Ⅱ-004	小熊毛	小熊毛	平原川②	国東市	国見町	平原	0.09	0.63
02-321Ⅱ-005	—	—	小岐部川	国東市	国見町	小岐部	0.14	0.36
02-321Ⅱ-006	岐部川	岐部川	治郎田川	国東市	国見町	上岐部	0.33	0.75
02-321Ⅱ-007	岐部川	岐部川	上岐部川⑤	国東市	国見町	上岐部	0.14	0.35
02-321Ⅱ-008	岐部川	岐部川	尾迫川②	国東市	国見町	尾迫	0.07	0.39
02-321Ⅱ-009	櫛来川	櫛来川	高地川③	国東市	国見町	高地	0.11	0.46
02-321Ⅱ-010	櫛来川	須川川	須川川①	国東市	国見町	須川	0.03	0.20
02-321Ⅱ-011	櫛来川	須川川	須川川②	国東市	国見町	須川	0.07	0.37
02-321Ⅱ-012	櫛来川	須川川	須川川③	国東市	国見町	須川	0.13	0.46
02-321Ⅱ-013	櫛来川	須川川	須川川④	国東市	国見町	須川	0.09	0.33
02-321Ⅱ-014	伊美川	伊美川	東中川	国東市	国見町	東中	0.05	0.06
02-321Ⅱ-015	伊美川	伊美川	垣添川①	国東市	国見町	垣添	0.10	0.48
02-321Ⅱ-016	伊美川	伊美川	黒園川	国東市	国見町	黒園	0.16	0.64
02-321Ⅱ-017	伊美川	伊美川	五辻不動川	国東市	国見町	千燈	1.04	1.57
02-321Ⅱ-018	伊美川	伊美川	赤根川①	国東市	国見町	畑	0.03	0.12
02-321Ⅱ-019	伊美川	伊美川	赤根川②	国東市	国見町	赤根	0.14	0.25
02-321Ⅱ-020	伊美川	伊美川	奥台川	国東市	国見町	奥台	0.28	0.83
02-321Ⅱ-021	伊美川	伊美川	赤根川	国東市	国見町	赤根	0.12	0.54
02-321Ⅱ-022	伊美川	伊美川	尻付川	国東市	国見町	尻付	0.56	0.90
02-321Ⅱ-023	伊美川	伊美川	千燈川②	国東市	国見町	黒園	0.07	0.29
02-321Ⅱ-024	伊美川	伊美川	千燈川③	国東市	国見町	黒園	0.21	0.65
02-321Ⅱ-025	伊美川	伊美川	垣添川②	国東市	国見町	垣添	0.13	0.41
02-321Ⅱ-026	櫛海川	櫛海川	浜手川	国東市	国見町	浜手	0.21	0.59
02-321Ⅱ-027	櫛海川	櫛海川	櫛海谷川	国東市	国見町	櫛海	0.07	0.21
02-321Ⅱ-028	鬼竈川	鬼竈川	畠川①	国東市	国見町	畠	0.02	0.08
02-321Ⅱ-029	鬼竈川	鬼竈川	畠川②	国東市	国見町	鬼竈上	0.06	0.15
02-321Ⅱ-030	老子川	老子川	老子川	国東市	国見町	雲崎	0.52	1.05
02-321Ⅱ-031	竹田津川	竹田津川	下川	国東市	国見町	下	0.09	0.51
02-321Ⅱ-032	竹田津川	竹田津川	倉谷川	国東市	国見町	中	0.12	0.18
02-321Ⅱ-033	竹田津川	竹田津川	来木谷川	国東市	国見町	中	0.09	0.11
02-321Ⅱ-034	竹田津川	竹田津川	中川③	国東市	国見町	中	0.05	0.20
02-321Ⅱ-035	竹田津川	竹田津川	中川②	国東市	国見町	中	0.03	0.06
02-321Ⅱ-036	竹田津川	竹田津川	中川	国東市	国見町	中	0.06	0.07
02-321Ⅱ-037	竹田津川	竹田津川	中川④	国東市	国見町	中	0.06	0.12
02-321Ⅱ-038	—	小野田川	小野田川	国東市	国見町	小野田	0.29	0.51
02-321Ⅱ-039	—	大高島川	大高島川	国東市	国見町	大高島	0.24	0.72
02-323Ⅱ-001	来浦川	来浦川	田ノ口川	国東市	国東町	田ノ口	0.19	0.55
02-323Ⅱ-002	来浦川	来浦川	牧留川	国東市	国東町	向鍛冶	0.24	0.56
02-323Ⅱ-003	来浦川	来浦川	作道川	国東市	国東町	作道	0.07	0.40
02-323Ⅱ-004	来浦川	来浦川	山口川②	国東市	国東町	山口	0.07	0.47
02-323Ⅱ-005	来浦川	来浦川	山口川③	国東市	国東町	山口	0.08	0.36
02-323Ⅱ-006	来浦川	来浦川	山口川④	国東市	国東町	山口	0.54	1.05
02-323Ⅱ-007	来浦川	来浦川	山口川⑤	国東市	国東町	山口	0.7	1.13
02-323Ⅱ-008	来浦川	来浦川	山口川	国東市	国東町	山口	0.06	0.35
02-323Ⅱ-009	来浦川	来浦川	作道川②	国東市	国東町	作道	0.01	0.14
02-323Ⅱ-010	来浦川	来浦川	作道川	国東市	国東町	作道	0.04	0.27
02-323Ⅱ-011	来浦川	来浦川	浜陽川	国東市	国東町	浜陽	0.03	0.17
02-323Ⅱ-012	堅来川	鳴川	鳴川	国東市	国東町	鳴	0.08	0.43
02-323Ⅱ-013	堅来川	堅来川	奥畑川①	国東市	国東町	奥畑	0.03	0.23
02-323Ⅱ-014	堅来川	堅来川	奥畑川②	国東市	国東町	奥畑	0.05	0.11
02-323Ⅱ-015	富来川	富来川	富来川	国東市	国東町	富来	0.05	0.28
02-323Ⅱ-016	富来川	富来川	陰平川	国東市	国東町	陰平	0.07	0.44
02-323Ⅱ-017	富来川	富来川	山下川	国東市	国東町	山下	0.65	1.25
02-323Ⅱ-018	富来川	富来川	山下川②	国東市	国東町	山下	0.15	0.63
02-323Ⅱ-019	富来川	富来川	夫婦石川①	国東市	国東町	夫婦石	0.33	1.01
02-323Ⅱ-020	富来川	富来川	夫婦石川③	国東市	国東町	夫婦石	0.17	0.75
02-323Ⅱ-021	富来川	富来川	夫婦石川②	国東市	国東町	夫婦石	0.11	0.45
02-323Ⅱ-022	富来川	富来川	日向川	国東市	国東町	日向	0.08	0.34
02-323Ⅱ-023	田深川	横手川赤松川	中村川	国東市	国東町	中村	0.04	0.36
02-323Ⅱ-024	田深川	横手川	行入川	国東市	国東町	行入	0.01	0.12

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			溪流概況	
				郡市	町村	字	溪流面積	総溪流長
02-323Ⅱ-025	田深川	横手川	古柄川①	国東市	国東町	古柄	0.33	0.84
02-323Ⅱ-026	田深川	横手川	古柄川②	国東市	国東町	古柄	0.08	0.38
02-323Ⅱ-027	田深川	横手川	稲川川	国東市	国東町	稲川	0.20	0.71
02-323Ⅱ-028	田深川	横手川	稲川川	国東市	国東町	稲川	0.04	0.31
02-323Ⅱ-029	田深川	横手川	落合川	国東市	国東町	稲川	0.03	0.20
02-323Ⅱ-030	田深川	横手川	稲川川	国東市	国東町	落合	0.03	0.20
02-323Ⅱ-031	田深川	横手川支川高良川	大嶽川	国東市	国東町	大嶽	0.02	0.20
02-323Ⅱ-032	田深川	横手川	高良川①	国東市	国東町	高良	0.02	0.13
02-323Ⅱ-033	田深川	横手川	高良川②	国東市	国東町	高良	0.05	0.20
02-323Ⅱ-034	田深川	田深川	下成仏川	国東市	国東町	下成仏	0.04	0.21
02-323Ⅱ-035	田深川	田深川	小野川	国東市	国東町	小野	0.27	0.79
02-323Ⅱ-036	田深川	田深川	影山川	国東市	国東町	影山	0.20	0.69
02-323Ⅱ-037	田深川	田深川	岩ノ後川①	国東市	国東町	岩ノ後	0.16	0.45
02-323Ⅱ-038	田深川	田深川	岩ノ後川②	国東市	国東町	岩ノ後	0.15	0.42
02-323Ⅱ-039	田深川	田深川	岩ノ後川③	国東市	国東町	岩ノ後	0.27	0.62
02-323Ⅱ-040	田深川	田深川	京乱川	国東市	国東町	京乱	0.12	0.35
02-323Ⅱ-041	田深川	田深川	京乱川	国東市	国東町	京乱	1.36	1.54
02-323Ⅱ-042	田深川	田深川	堂ノ下川	国東市	国東町	堂ノ下	0.05	0.38
02-323Ⅱ-043	田深川	田深川	床波川①	国東市	国東町	床波	0.11	0.41
02-323Ⅱ-044	田深川	田深川	床波川②	国東市	国東町	床波	0.08	0.39
02-323Ⅱ-045	田深川	田深川	床波川①	国東市	国東町	床波	0.14	0.42
02-323Ⅱ-046	田深川	田深川	床波川③	国東市	国東町	床波	0.07	0.41
02-323Ⅱ-047	田深川	田深川	床波川③	国東市	国東町	床波	0.07	0.53
02-323Ⅱ-048	田深川	田深川	床波川④	国東市	国東町	床波	0.15	0.59
02-323Ⅱ-049	田深川	田深川	見地川	国東市	国東町	見地	0.04	0.28
02-323Ⅱ-050	田深川	田深川	上中田川⑥	国東市	国東町	上中田	0.08	0.29
02-323Ⅱ-051	清流川	清流川	七巻川①	国東市	国東町	七巻	0.47	0.30
02-323Ⅱ-052	清流川	清流川	七巻川②	国東市	国東町	七巻	0.03	0.19
02-323Ⅱ-053	清流川	清流川	新貝川	国東市	国東町	新貝	0.02	0.10
02-323Ⅱ-054	治郎丸川	治郎丸川	下治郎丸川	国東市	国東町	下治郎丸	0.11	0.80
02-324Ⅱ-001	武蔵川	独歩川	独歩川	国東市	武蔵町	当官	0.54	0.49
02-324Ⅱ-002	武蔵川	志和利川	広石川	国東市	武蔵町	広石	0.23	0.62
02-324Ⅱ-003	武蔵川	志和利川	小園川②	国東市	武蔵町	小園	0.08	0.34
02-324Ⅱ-004	武蔵川	志和利川	小園川④	国東市	武蔵町	小園	0.06	0.29
02-324Ⅱ-005	武蔵川	志和利川	小園川⑤	国東市	武蔵町	小園	0.02	0.08
02-324Ⅱ-006	武蔵川	志和利川	小園川	国東市	武蔵町	小園	0.07	0.30
02-324Ⅱ-007	武蔵川	武蔵川	手野川	国東市	武蔵町	手野	0.02	0.25
02-324Ⅱ-008	武蔵川	吉広川	長野川	国東市	武蔵町	長野	0.13	0.48
02-324Ⅱ-009	武蔵川	吉広川	長野川①	国東市	武蔵町	長野	0.07	0.46
02-324Ⅱ-010	武蔵川	吉広川	杉山川	国東市	武蔵町	杉山	0.05	0.32
02-324Ⅱ-011	武蔵川	吉広川	中村川①	国東市	武蔵町	中村	0.11	0.55
02-324Ⅱ-012	武蔵川	吉広川	小ヶ倉川③	国東市	武蔵町	小ヶ倉	0.06	0.39
02-324Ⅱ-013	武蔵川	吉広川	小ヶ倉川①	国東市	武蔵町	小ヶ倉	0.03	0.17
02-324Ⅱ-014	武蔵川	松ヶ迫川	松ヶ迫川①	国東市	武蔵町	松ヶ迫	0.06	0.25
02-324Ⅱ-015	武蔵川	松ヶ迫川	松ヶ迫川②	国東市	武蔵町	松ヶ迫	0.10	0.48
02-324Ⅱ-016	武蔵川	吉広川	楽庭川	国東市	武蔵町	吉広	0.04	0.31
02-324Ⅱ-017	武蔵川	武蔵川	岡川	国東市	武蔵町	岡	0.04	0.23
02-324Ⅱ-018	武蔵川	武蔵川	矢治弘川③	国東市	武蔵町	矢治弘	0.03	0.25
02-324Ⅱ-019	武蔵川	吉広川	日向川	国東市	武蔵町	日向	0.02	0.17
02-325Ⅱ-001	天村川	大添川	大添川	国東市	安岐町	大添	0.04	0.29
02-325Ⅱ-002	天村川	大添川	大添川	国東市	安岐町	大添	0.06	0.36
02-325Ⅱ-003	安岐川	荒木川	本村川	国東市	安岐町	本村	0.07	0.35
02-325Ⅱ-004	安岐川	荒木川	樋村川①	国東市	安岐町	樋村	0.08	0.32
02-325Ⅱ-005	安岐川	荒木川	樋村川②	国東市	安岐町	樋村	0.05	0.34
02-325Ⅱ-006	安岐川	安岐川	内ヶ畑川	国東市	安岐町	内ヶ畑	0.42	1.02
02-325Ⅱ-007	安岐川	安岐川	大橋川	国東市	安岐町	大橋	0.75	1.41
02-325Ⅱ-008	安岐川	安岐川	山浦川	国東市	安岐町	山浦	1.14	1.52
02-325Ⅱ-009	安岐川	中川	中ノ川川	国東市	安岐町	中ノ川	0.05	0.29
02-325Ⅱ-010	安岐川	朝来野川	久末川②	国東市	安岐町	久末	0.17	0.58
02-325Ⅱ-011	安岐川	朝来野川	中野川①	国東市	安岐町	中野	0.12	0.72
02-325Ⅱ-012	安岐川	朝来野川	中野川②	国東市	安岐町	中野	0.06	0.48
02-325Ⅱ-013	安岐川	朝来野川	市ノ尾川①	国東市	安岐町	市ノ尾	0.05	0.51
02-325Ⅱ-014	安岐川	朝来野川	中畑川②	国東市	安岐町	中畑	0.21	0.90
02-325Ⅱ-015	安岐川	朝来野川	諸田川④	国東市	安岐町	諸田	0.14	0.54
02-325Ⅱ-016	安岐川	朝来野川	諸田川⑤	国東市	安岐町	諸田	0.15	0.67

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地			溪流所在地	
				郡市	郡市	郡市	溪流面積	溪流面積
02-325Ⅱ-017	安岐川	朝来野川	小俣川②	国東市	安岐町	小俣	0.16	0.56
02-325Ⅱ-018	安岐川	朝来野川	小俣川③	国東市	安岐町	小俣	0.10	0.50
02-325Ⅱ-019	安岐川	朝来野川	弁分川	国東市	安岐町	弁分	0.06	0.25
02-325Ⅱ-020	安岐川	両子川	長野川①	国東市	安岐町	長野	0.80	2.85
02-325Ⅱ-021	安岐川	両子川	長野川②	国東市	安岐町	田ノ口	0.06	0.24
02-325Ⅱ-022	安岐川	両子川	杉山川	国東市	安岐町	杉山	0.04	0.19
02-325Ⅱ-023	安岐川	両子川	杉山川②	国東市	安岐町	野田ノ迫	0.07	0.51
02-325Ⅱ-024	安岐川	両子川	南川	国東市	安岐町	南	0.06	0.16
02-325Ⅱ-025	安岐川	両子川	中分川③	国東市	安岐町	中分	0.03	0.28
02-325Ⅱ-026	安岐川	両子川	中分川④	国東市	安岐町	中分	0.15	0.72
02-325Ⅱ-027	安岐川	両子川	弘川②	国東市	安岐町	弘	0.22	0.74
02-325Ⅱ-028	安岐川	両子川	弘川③	国東市	安岐町	弘	0.07	0.48
02-325Ⅱ-029	安岐川	両子川	山内川③	国東市	安岐町	山内	0.19	0.92
02-325Ⅱ-030	安岐川	両子川	山内川④	国東市	安岐町	山内	0.08	0.42
02-325Ⅱ-031	安岐川	両子川	山内川①	国東市	安岐町	山内	0.04	0.24
02-325Ⅱ-032	安岐川	両子川	山内川②	国東市	安岐町	山内	0.14	0.51
02-325Ⅱ-033	安岐川	両子川	弘北川①	国東市	安岐町	弘	0.09	0.20
02-325Ⅱ-034	安岐川	両子川	弘北川②	国東市	安岐町	弘	0.15	0.53
02-325Ⅱ-035	安岐川	両子川	弘北川④	国東市	安岐町	弘	0.18	0.58
02-325Ⅱ-036	安岐川	両子川	徳代川③	国東市	安岐町	徳代	0.07	0.32
02-325Ⅱ-037	安岐川	両子川	徳代川①	国東市	安岐町	徳代	0.10	0.48
02-325Ⅱ-038	安岐川	両子川	徳代川②	国東市	安岐町	徳代	0.13	0.53
02-325Ⅱ-039	安岐川	両子川	中分北川	国東市	安岐町	中分	0.11	0.45
02-325Ⅱ-040	安岐川	両子川	中分川②	国東市	安岐町	中分	0.09	0.51
02-325Ⅱ-041	安岐川	両子川	中分川③	国東市	安岐町	中分	0.23	0.60
02-325Ⅱ-042	安岐川	両子川	中分川④	国東市	安岐町	中分	0.13	0.48
02-325Ⅱ-043	安岐川	両子川	富永川	国東市	安岐町	富永	0.05	0.41
02-325Ⅱ-044	安岐川	両子川	富永川⑤	国東市	安岐町	富永	0.07	0.3
02-325Ⅱ-045	安岐川	両子川	恒清川	国東市	安岐町	恒清	0.06	0.43
02-325Ⅱ-046	安岐川	両子川	尾出袖ノ木川①	国東市	安岐町	尾出袖ノ木	0.02	0.09
02-325Ⅱ-047	安岐川	両子川	杉山川③	国東市	安岐町	杉山	0.28	0.71
02-325Ⅱ-048	安岐川	両子川	杉山川④	国東市	安岐町	杉山	0.03	0.14
02-325Ⅱ-049	安岐川	両子川	寛川	国東市	安岐町	寛	0.03	0.21
02-325Ⅱ-050	安岐川	油留木川	下油留木川	国東市	安岐町	下油留木	0.05	0.16
02-325Ⅱ-051	安岐川	油留木川	上油留木川③	国東市	安岐町	上油留木	0.03	0.10
02-325Ⅱ-052	安岐川	前谷川	七郎川	国東市	安岐町	七郎	0.10	0.64
02-325Ⅱ-053	安岐川	吉松川	野々下川	国東市	安岐町	野々下	0.34	1.00
02-325Ⅱ-054	安岐川	吉松川	尾崎川①	国東市	安岐町	尾崎	0.08	0.28
02-325Ⅱ-055	安岐川	吉松川	尾崎川②	国東市	安岐町	尾崎	0.04	0.18
02-324Ⅱ-056	安岐川	尾崎川	尾崎川③	国東市	安岐町	古神田	0.08	0.29
02-324Ⅱ-057	安岐川	蓑辺川	蓑辺川①	国東市	安岐町	蓑辺	0.05	0.15
02-324Ⅱ-058	安岐川	蓑辺川	蓑辺川②	国東市	安岐町	蓑辺	0.08	0.23
02-324Ⅱ-059	安岐川	蓑辺川	蓑辺川③	国東市	安岐町	蓑辺	0.06	0.20

【資料 8-3】急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

箇所番号	箇所名	所在地				危険箇所の延長	高さ
		市	町村	大字	小字		
I-1-122	琵琶崎	国東市	国見町	竹田津	琵琶崎	230	25
I-1-123	宮の尻	国東市	国見町	竹田津	宮の尻	180	18
I-1-124	雲崎	国東市	国見町	鬼竈	雲崎	120	10
I-1-125	櫛海	国東市	国見町	櫛海	北ノ迫	100	11
I-1-126	友安	国東市	国見町	伊美	友安	200	20
I-1-127	西浜	国東市	国見町	櫛来	西浜	250	15
I-1-128	宮道	国東市	国見町	櫛来	宮道	200	50
I-1-129	古江	国東市	国見町	櫛来	小崎	100	20
I-1-130	下岐部	国東市	国見町	岐部	イソ	200	7
I-1-131	喰ノ浦	国東市	国見町	岐部	喰ノ浦	90	10
I-1-132	宮ノ原	国東市	国見町	小熊毛	橋戸	120	7
I-1-133	串ノ迫	国東市	国見町	大熊毛	串ノ迫	100	15
I-1-134	影 1	国東市	国見町	大熊毛	横山	200	18

箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所 の延長	高さ
		市	町村	大字	小字		
I-1-135	影2	国東市	国見町	大熊毛	横山	150	12
I-1-136	下井上	国東市	国見町	大熊毛	下井上	80	14
I-1-137	北浦	国東市	国見町	向田	北浦	250	6
I-1-142	大浜	国東市	国東町	浜	大浜	300	40
I-1-143	山瀬	国東市	国東町	浜	山瀬	150	15
I-1-144	政丸	国東市	国東町	浜	政丸	200	35
I-1-145	大日	国東市	国東町	浜	大日	250	25
I-1-146	川中	国東市	国東町	浜	川中	350	25
I-1-147	弓田	国東市	国東町	浜	弓田	250	15
I-1-148	岡	国東市	国東町	浜	岡	150	15
I-1-149	田ノ口	国東市	国東町	来ノ浦	田ノ口	250	30
I-1-150	向カジ	国東市	国東町	岩戸寺	向カジ	130	20
I-1-148	岡	国東市	国東町	浜	岡	150	15
I-1-149	田ノ口	国東市	国東町	来ノ浦	田ノ口	250	30
I-1-150	向カジ	国東市	国東町	岩戸寺	向カジ	130	20
I-1-151	ケンノキ	国東市	国東町	岩戸寺	ケンノキ	400	30
I-1-152	向畑	国東市	国東町	岩戸寺	向畑	150	10
I-1-153	寺迫	国東市	国東町	岩戸寺	寺迫	300	15
I-1-154	払	国東市	国東町	岩戸寺	払	200	35
I-1-155	戸城	国東市	国東町	岩戸寺	戸城	250	30
I-1-156	比沙門	国東市	国東町	岩戸寺	比沙門	150	15
I-1-157	申坊	国東市	国東町	来ノ浦	申坊	200	25
I-1-158	上園	国東市	国東町	来ノ浦	上園	100	12
I-1-159	安近	国東市	国東町	来ノ浦	安近	200	10
I-1-160	工寺	国東市	国東町	来ノ浦	工寺	400	35
I-1-161	宮ノ本	国東市	国東町	来ノ浦	宮ノ本	200	15
I-1-162	爪生野	国東市	国東町	来ノ浦	爪生野	150	10
I-1-163	貴船	国東市	国東町	来ノ浦	貴船	220	10
I-1-164	諸石	国東市	国東町	来ノ浦	諸石	400	12
I-1-165	乙	国東市	国東町	来ノ浦	乙	250	15
I-1-166	浜日平	国東市	国東町	浜	下山	200	30
I-1-167	小園	国東市	国東町	深江	小園	200	40
I-1-168	田ノ上	国東市	国東町	深江	田ノ上	180	60
I-1-169	塩屋	国東市	国東町	東堅来	塩屋	250	10
I-1-170	ナル	国東市	国東町	東堅来	ナル	150	15
I-1-171	中受	国東市	国東町	東堅来	中受	200	40
I-1-172	畑	国東市	国東町	東堅来	畑	250	40
I-1-173	糞畑	国東市	国東町	東堅来	糞畑	250	25
I-1-174	口ノ坪	国東市	国東町	東堅来	口ノ坪	150	25
I-1-175	日向1	国東市	国東町	東堅来	日向	150	33
I-1-177	園沢	国東市	国東町	富来	園沢	200	60
I-1-178	上坪	国東市	国東町	大恩寺	上坪	300	20
I-1-179	清水	国東市	国東町	大恩寺	清水	150	30
I-1-180	大平	国東市	国東町	大恩寺	大平	200	15
I-1-181	大井手	国東市	国東町	大恩寺	大井手	240	25
I-1-182	平床	国東市	国東町	鶴川	平床	200	15
I-1-183	宮法師	国東市	国東町	大恩寺	宮法師	190	20
I-1-184	尾佛	国東市	国東町	大恩寺	尾佛	180	26
I-1-185	保久祖	国東市	国東町	大恩寺	保久祖	200	25
I-1-186	庄司	国東市	国東町	富来	庄司	300	40
I-1-187	宮ノ後	国東市	国東町	富来	宮ノ後	180	25
I-1-188	友憎	国東市	国東町	富来	友憎	240	20
I-1-189	前迫	国東市	国東町	富来浦	前迫	350	10
I-1-190	上り立	国東市	国東町	北江	上り立	150	5
I-1-191	山ノ下	国東市	国東町	田深	山ノ下	170	10
I-1-192	今宮	国東市	国東町	見地	今宮	160	20
I-1-194	宮ノ本	国東市	国東町	成仏	宮ノ本	80	30
I-1-195	文殊川	国東市	国東町	成仏	文殊川	180	30
I-1-196	割尾	国東市	国東町	成仏	割尾	200	35
I-1-197	床波	国東市	国東町	成仏	床波	350	40
I-1-198	竹ノ上	国東市	国東町	下成仏	竹ノ上	200	55
I-1-199	八乙	国東市	国東町	下成仏	八乙	250	25
I-1-200	長房	国東市	国東町	見地	長房	250	20
I-1-201	中屋敷	国東市	国東町	見地	中屋敷	200	20

箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所の延長	高さ
		市	町村	大字	小字		
I-1-202	貴船	国東市	国東町	見地	貴船	220	18
I-1-203	広瀬	国東市	国東町	中田	広瀬	500	25
I-1-204	小坪	国東市	国東町	中田	小坪	250	18
I-1-205	立野	国東市	国東町	川原	立野	400	20
I-1-206	水口	国東市	国東町	川原	屋敷上り	330	15
I-1-207	屋敷上り	国東市	国東町	川原	屋敷上り	500	20
I-1-208	百楽	国東市	国東町	田深	百楽	100	8
I-1-209	金原	国東市	国東町	横手	金原	150	40
I-1-210	尻の田	国東市	国東町	横手	尻の田	300	30
I-1-211	瀬戸	国東市	国東町	横手	瀬戸	220	40
I-1-212	堂ノ迫	国東市	国東町	横手	堂ノ迫	250	40
I-1-213	一ノ尾	国東市	国東町	横手	一ノ尾	150	20
I-1-214	大麻	国東市	国東町	横手	大麻	210	15
I-1-215	高皿	国東市	国東町	横手	高皿	450	50
I-1-216	森本	国東市	国東町	横手	森本	220	30
I-1-217	久保田	国東市	国東町	横手	久保田	400	9
I-1-218	松尾	国東市	国東町	横手	松尾	300	15
I-1-219	菊永	国東市	国東町	横手	菊永	450	10
I-1-220	小畑	国東市	国東町	横手	小畑	350	30
I-1-221	城平	国東市	国東町	岩屋	城平	300	25
I-1-222	宇田野	国東市	国東町	安国寺	宇田野	250	12
I-1-223	門前	国東市	国東町	安国寺	門前	100	15
I-1-224	平等寺	国東市	国東町	原	平等寺	150	9
I-1-225	大久保	国東市	国東町	原	大久保	140	80
I-1-226	立道	国東市	国東町	原	立道	110	30
I-1-227	貴船	国東市	国東町	原	貴船	100	15
I-1-228	石城	国東市	国東町	赤松	石城	180	15
I-1-229	京一	国東市	国東町	赤松	京一	250	15
I-1-230	金剛寺	国東市	国東町	赤松	金剛寺	200	30
I-1-231	古屋敷	国東市	国東町	赤松	古屋敷	180	25
I-1-232	大東	国東市	国東町	赤松	大東	200	30
I-1-233	太平ノ西	国東市	国東町	赤松	太平ノ西	200	15
I-1-234	屋敷ノ下	国東市	国東町	赤松	屋敷ノ下	300	35
I-1-235	王子	国東市	国東町	鶴川	王子	210	8
I-1-236	平床上	国東市	国東町	鶴川	平床上	120	8
I-1-237	石生	国東市	国東町	小原	石生	100	15
I-1-239	平原	国東市	国東町	小原	平原	150	35
I-1-240	十庵	国東市	国東町	小原	十庵	260	20
I-1-241	畑田	国東市	国東町	小原	畑田	200	20
I-1-242	力堂	国東市	国東町	小原	力堂	200	30
I-1-243	新貝	国東市	国東町	小原	新貝	120	50
I-1-244	平石	国東市	国東町	小原	平石	230	25
I-1-245	野在	国東市	国東町	小原	野在	300	22
I-1-246	川内	国東市	国東町	治郎丸	川内	240	17
I-1-247	仲ヨシ	国東市	国東町	治郎丸	仲ヨシ	120	25
I-1-248	ユバナ谷	国東市	国東町	治郎丸	ユバナ谷	230	38
I-1-249	宮西	国東市	国東町	治郎丸	宮西	150	25
I-1-250	宮東	国東市	国東町	治郎丸	宮東	150	20
I-1-251	四升田	国東市	国東町	藤重	四升田	200	8
I-1-252	秋吉	国東市	国東町	綱井	秋吉	410	15
I-1-253	ミヤノニシ	国東市	武蔵町	内田	ミヤノニシ	450	30
I-1-254	屋敷	国東市	武蔵町	成吉	屋敷	250	15
I-1-255	当官	国東市	武蔵町	三井寺	当官	150	25
I-1-256	杉山	国東市	武蔵町	吉広	杉山	160	30
I-1-257	小倉持	国東市	武蔵町	吉広	小倉持	200	25
I-1-258	大明	国東市	武蔵町	麻田	大明	550	35
I-1-259	持永	国東市	武蔵町	麻田	持永	350	30
I-1-260	立道	国東市	安岐町	吉松	立道	200	30
I-1-261	山の神	国東市	安岐町	油留木	山の神	150	70
I-1-262	前田	国東市	安岐町	油留木	前田	350	32
I-1-263	鳴川	国東市	安岐町	掛樋	鳴川	500	75
I-1-264	鬼瀬(掛樋)	国東市	安岐町	掛樋	鬼ヶ下	500	80
I-1-265	長野	国東市	安岐町	掛樋	長野	140	80
I-1-266	横峯	国東市	安岐町	両子	横峯	80	25

箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所 の延長	高さ
		市	町村	大字	小字		
I-1-267	払2号	国東市	安岐町	両子	払	120	35
I-1-268	払1	国東市	安岐町	両子	払	250	40
I-1-269	小瀬原	国東市	安岐町	山浦	小瀬原	700	90
I-1-270	蜜乗院	国東市	安岐町	山浦	蜜乗院	200	25
I-1-271	川床	国東市	安岐町	明治	川床	220	30
I-1-272	藤ヶ谷	国東市	安岐町	掛樋	藤ヶ谷	250	35
I-1-273	向田	国東市	安岐町	下山口	向田	140	30
I-1-274	樋村	国東市	安岐町	山口	樋村	160	95
I-1-275	梅久保	国東市	安岐町	山口	梅久保	300	70
I-1-276	下原	国東市	安岐町	下原	ホキ	200	8
I-1-2534	内迫	国東市	国見町	向田	鬼塚	120	40
I-1-2535	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	120	25
I-1-2540	一ノ瀬	国東市	安岐町	吉松	トウノフ	350	45
I-1-2541	日向	国東市	安岐町	瀬戸田	西の平	210	15
I-1-2987	本城	国東市	国見町	伊美	本城	105	20
I-1-2988	大高島	国東市	国見町	竹田津	大高島	90	15
I-1-2989	浦手	国東市	国見町	竹田津	浦手	140	60
I-1-2990	浦手	国東市	国見町	竹田津	浦手	260	50
I-1-2991	円石	国東市	国見町	鬼籠	円石	150	35
I-1-2992	松原	国東市	国見町	櫛海	松原	140	40
I-1-2993	横須	国東市	国見町	櫛海	横須	170	25
I-1-2994	西中	国東市	国見町	中	西中	420	80
I-1-2995	下櫛来	国東市	国見町	櫛来	下櫛来	35	55
I-1-2996	西浜	国東市	国見町	櫛来	西浜	40	55
I-1-2997	宮道	国東市	国見町	櫛来	宮道	50	40
I-1-2998	宮道	国東市	国見町	櫛来	宮道	160	55
I-1-2999	古江	国東市	国見町	櫛来	古江	190	50
I-1-3000	東中	国東市	国見町	中	東中	90	80
I-1-3001	串ヶ迫	国東市	国見町	小熊毛	串ヶ迫	230	30
I-1-3002	岩下	国東市	国見町	大熊毛	岩下	100	25
I-1-3003	西方寺	国東市	国見町	西方寺		220	70
I-1-3004	中岐部	国東市	国見町	岐部	中岐部	200	20
I-1-3005	中ノ迫	国東市	国見町	向田	中ノ迫	140	45
I-1-3006	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	90	30
I-1-3007	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	210	130
I-1-3008	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	50	60
I-1-3013	堂ノ下	国東市	国東町	成仏	堂ノ下	120	50
I-1-3014	愛染	国東市	国東町	成仏	愛染	140	30
I-1-3015	見地	国東市	国東町	見地		110	25
I-1-3016	城川	国東市	国東町	岩屋	城川	100	35
I-1-3017	黒津	国東市	国東町	小原	黒津	70	5
I-1-3018	中川	国東市	武蔵町	手野	中川	130	35
I-1-3019	中村	国東市	武蔵町	志和利	中村	50	5
I-1-3020	払	国東市	安岐町	両子	払	100	34
I-1-3021	諸田	国東市	安岐町	明治	諸田	120	32
I-1-3022	下分	国東市	安岐町	両子	下分	220	30
I-1-3023	小俣	国東市	安岐町	明治	小俣	60	40
I-1-3024	久末	国東市	安岐町	朝来	久末	60	15
I-1-3025	久末	国東市	安岐町	朝来	久末	40	45
I-1-3026	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	30	35
I-1-3027	杉山	国東市	安岐町	糸永	杉山	150	15
I-1-3028	上油留木	国東市	安岐町	油留木	上油留木	90	30
I-1-3029	七郎	国東市	安岐町	吉松	七郎	160	40
I-1-3030	中村	国東市	安岐町	吉松	中村	120	50
I-1-3031	山浦	国東市	安岐町	矢川	山浦	90	65
I-1-3032	天堤	国東市	安岐町	山浦	天堤	20	40
I-1-3033	大橋	国東市	安岐町	山浦	大橋	140	120
I-1-3034	下油留木	国東市	安岐町	油留木	下油留木	110	50
I-1-3035	馬渡	国東市	安岐町	山口	馬渡	50	26
I-1-3036	仁王	国東市	安岐町	瀬戸田	仁王	30	32
I-1-3037	西小川	国東市	安岐町	瀬戸田	西小川	230	34
I-1-3038	西小川	国東市	安岐町	瀬戸田	西小川	110	32
I-1-3039	日向	国東市	安岐町	瀬戸田	日向	50	44
I-1-3040	伊尻	国東市	安岐町	馬場	伊尻	60	26

箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所の延長	高さ
		市	町村	大字	小字		
I-1-3041	番畑	国東市	安岐町	成久	番畑	30	12
I-1-3042	馬渡	国東市	安岐町	山口	馬渡	70	12
I-1-3043	樋村	国東市	安岐町	山口	樋村	30	14
I-1-3044	中台	国東市	安岐町	下山口	中台	110	44
I-1-3045	中台	国東市	安岐町	下山口	中台	30	14
I-1-3046	京田	国東市	安岐町	下山口	京田	110	28
I-1-3047	塩屋	国東市	安岐町	塩屋		40	8
I-2-0003	岩下	国東市	国見町	大熊毛	岩下	140	
I-2-119	串ヶ迫	国東市	国見町	小熊毛	串ヶ迫	80	5
I-2-120	城川	国東市	国東町	岩屋	城川	110	5
I-2-121	秋吉	国東市	国東町	綱井	秋吉	40	5
I-2-122	木野	国東市	安岐町	西本	木野	190	18

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所の延長	高さ
		市	町	大字	小字		
Ⅱ-1-293	小野田	国東市	国見町	竹田津	小野田	25	35
Ⅱ-1-294	種田	国東市	国見町	伊美	種田	35	5
Ⅱ-1-295	種田	国東市	国見町	伊美	種田	30	35
Ⅱ-1-296	種田	国東市	国見町	伊美	種田	35	30
Ⅱ-1-297	川西	国東市	国見町	伊美	川西	55	60
Ⅱ-1-298	川西	国東市	国見町	伊美	川西	35	45
Ⅱ-1-299	大高島	国東市	国見町	竹田津	大高島	40	20
Ⅱ-1-300	大高島	国東市	国見町	竹田津	大高島	40	45
Ⅱ-1-301	小高島	国東市	国見町	竹田津	小高島	50	70
Ⅱ-1-302	岡	国東市	国見町	竹田津	岡	30	55
Ⅱ-1-303	岡	国東市	国見町	竹田津	岡	30	20
Ⅱ-1-304	岡	国東市	国見町	竹田津	岡	40	45
Ⅱ-1-305	雲崎	国東市	国見町	鬼籠	雲崎	50	35
Ⅱ-1-306	松原	国東市	国見町	櫛海	松原	20	5
Ⅱ-1-307	浜手	国東市	国見町	櫛海	浜手	35	55
Ⅱ-1-308	浜手	国東市	国見町	櫛海	浜手	60	65
Ⅱ-1-309	浜手	国東市	国見町	櫛海	浜手	45	50
Ⅱ-1-310	浜手	国東市	国見町	櫛海	浜手	30	40
Ⅱ-1-311	西中	国東市	国見町	中	西中	95	90
Ⅱ-1-312	下櫛来	国東市	国見町	櫛来	下櫛来	100	55
Ⅱ-1-313	須川	国東市	国見町	櫛来	須川	35	30
Ⅱ-1-314	須川	国東市	国見町	櫛来	須川	70	30
Ⅱ-1-315	高地	国東市	国見町	櫛来	高地	80	40
Ⅱ-1-316	高地	国東市	国見町	櫛来	高地	35	35
Ⅱ-1-317	高地	国東市	国見町	櫛来	高地	70	30
Ⅱ-1-318	高地	国東市	国見町	櫛来	高地	50	55
Ⅱ-1-319	高地	国東市	国見町	櫛来	高地	30	55
Ⅱ-1-320	高地	国東市	国見町	櫛来	高地	30	40
Ⅱ-1-321	高地	国東市	国見町	櫛来	高地	35	45
Ⅱ-1-322	高地	国東市	国見町	櫛来	高地	45	10
Ⅱ-1-323	古江	国東市	国見町	櫛来	古江	40	5
Ⅱ-1-324	古江	国東市	国見町	櫛来	古江	30	15
Ⅱ-1-325	尾迫	国東市	国見町	岐部	尾迫	60	65
Ⅱ-1-326	尾迫	国東市	国見町	岐部	尾迫	120	40
Ⅱ-1-327	尾迫	国東市	国見町	岐部	尾迫	20	5
Ⅱ-1-328	広重	国東市	国見町	岐部	広重	50	25
Ⅱ-1-329	広重	国東市	国見町	岐部	広重	130	45
Ⅱ-1-330	広重	国東市	国見町	岐部	広重	90	30
Ⅱ-1-331	寺迫	国東市	国見町	岐部	寺迫	65	5
Ⅱ-1-332	広重	国東市	国見町	岐部	広重	70	5
Ⅱ-1-333	面木	国東市	国見町	小熊毛	面木	75	5
Ⅱ-1-334	小江	国東市	国見町	岐部	小江	30	40
Ⅱ-1-335	西組	国東市	国見町	小熊毛	西組	25	40
Ⅱ-1-336	西組	国東市	国見町	小熊毛	西組	40	25
Ⅱ-1-337	熊毛河内	国東市	国見町	大熊毛	熊毛河内	40	25

箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所の延長	高さ
		市	町	大字	小字		
II-1-338	浜	国東市	国見町	大熊毛	浜	80	35
II-1-339	内迫	国東市	国見町	大熊毛	内迫	60	35
II-1-340	島田	国東市	国見町	大熊毛	島田	140	25
II-1-341	島田	国東市	国見町	大熊毛	島田	30	5
II-1-342	島田	国東市	国見町	大熊毛	島田	35	30
II-1-343	小川原	国東市	国見町	竹田津	小川原	75	50
II-1-344	小川原	国東市	国見町	竹田津	小川原	110	160
II-1-345	西方寺	国東市	国見町	西方寺		30	5
II-1-346	西方寺	国東市	国見町	西方寺		40	55
II-1-347	西方寺	国東市	国見町	西方寺		70	65
II-1-348	西方寺	国東市	国見町	西方寺		40	15
II-1-349	垣添	国東市	国見町	野田	垣添	100	60
II-1-350	尻付	国東市	国見町	千燈	尻付	40	20
II-1-351	尻付	国東市	国見町	千燈	尻付	20	5
II-1-352	尻付	国東市	国見町	千燈	尻付	70	65
II-1-353	尻付	国東市	国見町	千燈	尻付	30	30
II-1-354	深根	国東市	国見町	櫛来	深根	90	40
II-1-355	深根	国東市	国見町	櫛来	深根	40	20
II-1-356	中岐部	国東市	国見町	岐部	中岐部	60	25
II-1-357	中岐部	国東市	国見町	岐部	中岐部	40	10
II-1-358	治郎田	国東市	国見町	岐部	治郎田	30	25
II-1-359	治郎田	国東市	国見町	岐部	治郎田	40	30
II-1-360	治郎田	国東市	国見町	岐部	治郎田	60	30
II-1-361	平原	国東市	国見町	小熊毛	平原	50	15
II-1-362	平原	国東市	国見町	小熊毛	平原	40	20
II-1-363	平原	国東市	国見町	小熊毛	平原	50	45
II-1-364	熊毛河内	国東市	国見町	大熊毛	熊毛河内	40	25
II-1-365	熊毛河内	国東市	国見町	大熊毛	熊毛河内	40	45
II-1-366	熊毛河内	国東市	国見町	大熊毛	熊毛河内	30	25
II-1-367	熊毛河内	国東市	国見町	大熊毛	熊毛河内	30	25
II-1-368	熊毛河内	国東市	国見町	大熊毛	熊毛河内	60	30
II-1-369	向田	国東市	国見町	向田	冢敷	50	40
II-1-370	中ノ迫	国東市	国見町	向田	中ノ迫	70	25
II-1-371	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	70	220
II-1-372	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	70	50
II-1-373	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	70	30
II-1-374	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	110	70
II-1-375	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	80	60
II-1-376	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	50	90
II-1-377	畑	国東市	国見町	赤根	畑	40	60
II-1-378	畑	国東市	国見町	赤根	畑	40	10
II-1-379	畑	国東市	国見町	赤根	畑	40	30
II-1-380	畑	国東市	国見町	赤根	畑	40	40
II-1-381	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	60	60
II-1-382	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	40	80
II-1-383	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	30	50
II-1-384	一円坊	国東市	国見町	赤根	一円坊	110	60
II-1-394	爪生野	国東市	国東町	来ノ浦	爪生野	30	10
II-1-395	浜陽	国東市	国東町	浜	浜陽	110	30
II-1-396	金剛寺	国東市	国東町	来ノ浦	金剛寺	90	55
II-1-397	金剛寺	国東市	国東町	来ノ浦	金剛寺	50	15
II-1-398	田ノ口	国東市	国東町	浜	田ノ口	40	20
II-1-399	岡	国東市	国東町	浜	岡	60	20
II-1-400	浜陽	国東市	国東町	浜	浜陽	90	100
II-1-401	浜	国東市	国東町	浜		110	30
II-1-402	浜	国東市	国東町	浜		30	25
II-1-403	奈良原	国東市	国東町	浜	奈良原	40	10
II-1-404	作道	国東市	国東町	岩戸寺	作道	50	10
II-1-405	作道	国東市	国東町	岩戸寺	作道	40	10
II-1-406	清水	国東市	国東町	大恩寺	清水	60	60
II-1-407	清水	国東市	国東町	大恩寺	清水	60	60
II-1-408	奥畑	国東市	国東町	東堅来	奥畑	20	30
II-1-409	中畑	国東市	国東町	東堅来	中畑	110	10
II-1-410	花ノ木	国東市	国東町	東堅来	花ノ木	70	45

箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所の 延長	高さ
		市	町	大字	小字		
Ⅱ-1-411	夫婦岩	国東市	国東町	大恩寺	夫婦岩	50	20
Ⅱ-1-412	山下	国東市	国東町	大恩寺	山下	50	30
Ⅱ-1-413	藁葦	国東市	国東町	大恩寺	藁葦	110	75
Ⅱ-1-414	富来	国東市	国東町	富来	富来	20	60
Ⅱ-1-415	友信	国東市	国東町	富来	友信	60	25
Ⅱ-1-416	寺山	国東市	国東町	浜崎	寺山	40	10
Ⅱ-1-417	寺山	国東市	国東町	浜崎	寺山	40	10
Ⅱ-1-418	寺山	国東市	国東町	浜崎	寺山	30	10
Ⅱ-1-419	塩屋	国東市	国東町	東堅来	塩屋	90	15
Ⅱ-1-420	割尾	国東市	国東町	成仏	割尾	70	30
Ⅱ-1-421	堂ノ下	国東市	国東町	成仏	堂ノ下	60	30
Ⅱ-1-422	床波	国東市	国東町	成仏	床波	110	60
Ⅱ-1-423	京乱	国東市	国東町	成仏	京乱	40	40
Ⅱ-1-424	京乱	国東市	国東町	成仏	京乱	110	30
Ⅱ-1-425	京乱	国東市	国東町	成仏	京乱	70	80
Ⅱ-1-426	愛染	国東市	国東町	成仏	愛染	50	40
Ⅱ-1-427	愛染	国東市	国東町	成仏	愛染	30	30
Ⅱ-1-428	愛染	国東市	国東町	成仏	愛染	60	80
Ⅱ-1-429	愛染	国東市	国東町	成仏	愛染	70	60
Ⅱ-1-430	愛染	国東市	国東町	成仏	愛染	60	100
Ⅱ-1-431	小野	国東市	国東町	下成仏	小野	40	30
Ⅱ-1-432	在家	国東市	国東町	下成仏	在家	70	10
Ⅱ-1-433	竹ノ上	国東市	国東町	下成仏	竹ノ上	60	30
Ⅱ-1-434	影山	国東市	国東町	成仏	影山	60	100
Ⅱ-1-435	影山	国東市	国東町	成仏	影山	40	90
Ⅱ-1-436	影山	国東市	国東町	成仏	影山	70	60
Ⅱ-1-437	行入	国東市	国東町	成仏	行入	70	45
Ⅱ-1-438	見地	国東市	国東町	見地		90	25
Ⅱ-1-439	下中田	国東市	国東町	中田	下中田	30	130
Ⅱ-1-440	吉木	国東市	国東町	北江	吉木	40	25
Ⅱ-1-441	吉木	国東市	国東町	北江	吉木	110	10
Ⅱ-1-442	吉木	国東市	国東町	北江	吉木	20	10
Ⅱ-1-443	上中田	国東市	国東町	中田	上中田	20	20
Ⅱ-1-444	吉木	国東市	国東町	北江	吉木	40	10
Ⅱ-1-445	吉柄	国東市	国東町	横手	吉柄	40	20
Ⅱ-1-446	金剛寺	国東市	国東町	赤松	金剛寺	40	10
Ⅱ-1-447	松葉	国東市	国東町	赤松	松葉	40	15
Ⅱ-1-448	木別頭	国東市	国東町	小原	木別頭	40	5
Ⅱ-1-449	城川	国東市	国東町	岩屋	城川	40	40
Ⅱ-1-450	地間	国東市	国東町	赤松	地間	40	10
Ⅱ-1-451	地間	国東市	国東町	赤松	地間	50	10
Ⅱ-1-452	地間	国東市	国東町	赤松	地間	40	40
Ⅱ-1-453	平等寺	国東市	国東町	原	平等寺	70	5
Ⅱ-1-454	門前	国東市	国東町	安国寺	門前	70	10
Ⅱ-1-455	小原	国東市	国東町	小原		40	5
Ⅱ-1-456	小原	国東市	国東町	小原		30	25
Ⅱ-1-457	木別頭	国東市	国東町	小原	木別頭	50	10
Ⅱ-1-458	川内	国東市	国東町	治郎丸	川内	40	40
Ⅱ-1-459	川内	国東市	国東町	治郎丸	川内	20	25
Ⅱ-1-460	綱井	国東市	国東町	綱井		40	10
Ⅱ-1-461	綱井	国東市	国東町	綱井		30	10
Ⅱ-1-462	川内	国東市	国東町	治郎丸	川内	40	15
Ⅱ-1-463	仲吉	国東市	国東町	治郎丸	仲吉	30	35
Ⅱ-1-464	志和利	国東市	国東町	重藤	志和利	40	10
Ⅱ-1-465	志和利	国東市	国東町	重藤	志和利	40	15
Ⅱ-1-466	志和利	国東市	国東町	重藤	志和利	70	85
Ⅱ-1-467	志和利	国東市	国東町	重藤	志和利	40	25
Ⅱ-1-468	平尾	国東市	国東町	綱井	平尾	20	15
Ⅱ-1-469	平尾	国東市	国東町	綱井	平尾	20	10
Ⅱ-1-470	矢治弘	国東市	武蔵町	丸小野	矢治弘	70	20
Ⅱ-1-471	金藤	国東市	武蔵町	麻田	金藤	40	30
Ⅱ-1-472	金藤	国東市	武蔵町	麻田	金藤	50	25
Ⅱ-1-473	金藤	国東市	武蔵町	麻田	金藤	40	50
Ⅱ-1-474	小ヶ倉	国東市	武蔵町	吉広	小ヶ倉	40	10

箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所の延長	高さ
		市	町	大字	小字		
Ⅱ-1-475	岡	国東市	武蔵町	吉広	岡	40	35
Ⅱ-1-476	岡	国東市	武蔵町	吉広	岡	40	35
Ⅱ-1-477	岡	国東市	武蔵町	吉広	岡	50	30
Ⅱ-1-478	岡	国東市	武蔵町	吉広	岡	40	25
Ⅱ-1-479	鶴	国東市	武蔵町	吉広	鶴	40	20
Ⅱ-1-480	岡	国東市	武蔵町	吉広	岡	70	25
Ⅱ-1-481	馬場	国東市	武蔵町	吉広	馬場	160	20
Ⅱ-1-482	馬場	国東市	武蔵町	吉広	馬場	40	10
Ⅱ-1-483	馬場	国東市	武蔵町	吉広	馬場	70	10
Ⅱ-1-484	岡	国東市	武蔵町	吉広	岡	20	15
Ⅱ-1-485	岡	国東市	武蔵町	吉広	岡	40	20
Ⅱ-1-486	岡	国東市	武蔵町	吉広	岡	10	20
Ⅱ-1-487	中村	国東市	武蔵町	吉広	中村	60	25
Ⅱ-1-488	中村	国東市	武蔵町	吉広	中村	100	55
Ⅱ-1-489	落合	国東市	武蔵町	吉広	落合	60	25
Ⅱ-1-490	今入	国東市	武蔵町	吉広	今入	40	30
Ⅱ-1-491	今入	国東市	武蔵町	吉広	今入	60	15
Ⅱ-1-492	日向	国東市	武蔵町	手野	日向	40	15
Ⅱ-1-493	長見	国東市	武蔵町	手野	長見	70	45
Ⅱ-1-494	日向	国東市	武蔵町	手野	日向	110	25
Ⅱ-1-496	小園	国東市	武蔵町	志和利	小園	60	5
Ⅱ-1-497	小園	国東市	武蔵町	志和利	小園	40	55
Ⅱ-1-498	小園	国東市	武蔵町	志和利	小園	50	30
Ⅱ-1-499	小園	国東市	武蔵町	志和利	小園	40	35
Ⅱ-1-500	小園	国東市	武蔵町	志和利	小園	30	20
Ⅱ-1-501	小園	国東市	武蔵町	志和利	中村	60	25
Ⅱ-1-502	大上	国東市	武蔵町	内田	大上	40	10
Ⅱ-1-503	大上	国東市	武蔵町	内田	大上	70	15
Ⅱ-1-504	中村	国東市	武蔵町	志和利	中村	50	35
Ⅱ-1-505	中村	国東市	武蔵町	志和利	中村	90	20
Ⅱ-1-506	広瀬	国東市	武蔵町	成吉	広瀬	70	15
Ⅱ-1-507	広瀬	国東市	武蔵町	成吉	広瀬	40	15
Ⅱ-1-508	広瀬	国東市	武蔵町	成吉	広瀬	60	5
Ⅱ-1-509	広瀬	国東市	武蔵町	成吉	広瀬	40	15
Ⅱ-1-510	広瀬	国東市	武蔵町	成吉	広瀬	60	20
Ⅱ-1-511	広瀬	国東市	武蔵町	成吉	広瀬	50	15
Ⅱ-1-512	小城	国東市	武蔵町	小城		50	5
Ⅱ-1-513	小城	国東市	武蔵町	小城		50	20
Ⅱ-1-514	小城	国東市	武蔵町	小城		70	20
Ⅱ-1-515	小城	国東市	武蔵町	小城		40	5
Ⅱ-1-516	山内	国東市	安岐町	両子	山内	110	78
Ⅱ-1-517	山内	国東市	安岐町	両子	山内	80	10
Ⅱ-1-518	山内	国東市	安岐町	両子	山内	170	16
Ⅱ-1-519	払	国東市	安岐町	両子	払	50	28
Ⅱ-1-520	払	国東市	安岐町	両子	払	20	6
Ⅱ-1-521	諸田	国東市	安岐町	明治	諸田	60	40
Ⅱ-1-522	横峯	国東市	安岐町	両子	横峯	30	24
Ⅱ-1-523	横峯	国東市	安岐町	両子	横峯	50	14
Ⅱ-1-524	横峯	国東市	安岐町	両子	横峯	50	16
Ⅱ-1-525	横峯	国東市	安岐町	両子	横峯	60	26
Ⅱ-1-526	横峯	国東市	安岐町	両子	横峯	40	20
Ⅱ-1-527	中分	国東市	安岐町	両子	中分	50	34
Ⅱ-1-528	中分	国東市	安岐町	両子	中分	40	30
Ⅱ-1-529	諸田	国東市	安岐町	明治	諸田	45	36
Ⅱ-1-530	諸田	国東市	安岐町	明治	諸田	120	45
Ⅱ-1-531	諸田	国東市	安岐町	明治	諸田	50	60
Ⅱ-1-532	諸田	国東市	安岐町	明治	諸田	50	36
Ⅱ-1-533	中畑	国東市	安岐町	明治	中畑	40	20
Ⅱ-1-534	中畑	国東市	安岐町	明治	中畑	50	10
Ⅱ-1-535	小俣	国東市	安岐町	明治	小俣	90	40
Ⅱ-1-536	小俣	国東市	安岐町	明治	小俣	40	16
Ⅱ-1-537	明德	国東市	安岐町	両子	明德	30	16
Ⅱ-1-538	明德	国東市	安岐町	両子	明德	90	24
Ⅱ-1-539	川原	国東市	安岐町	両子	川原	30	14

箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所の 延長	高さ
		市	町	大字	小字		
Ⅱ-1-540	川原	国東市	安岐町	両子	川原	40	20
Ⅱ-1-541	小畑	国東市	安岐町	両子	小畑	30	20
Ⅱ-1-542	小畑	国東市	安岐町	両子	小畑	50	26
Ⅱ-1-543	川原	国東市	安岐町	両子	川原	80	60
Ⅱ-1-544	富永	国東市	安岐町	富清	富永	80	8
Ⅱ-1-545	富永	国東市	安岐町	富清	富永	30	14
Ⅱ-1-546	富永	国東市	安岐町	富清	富永	10	24
Ⅱ-1-547	富永	国東市	安岐町	富清	富永	20	30
Ⅱ-1-548	川原	国東市	安岐町	両子	川原	50	40
Ⅱ-1-549	市ノ尾	国東市	安岐町	明治	市ノ尾	110	60
Ⅱ-1-550	小俣	国東市	安岐町	明治	小俣	40	28
Ⅱ-1-551	小俣	国東市	安岐町	明治	小俣	60	35
Ⅱ-1-552	中野	国東市	安岐町	明治	中野	50	45
Ⅱ-1-553	中野	国東市	安岐町	明治	中野	60	40
Ⅱ-1-554	小俣	国東市	安岐町	明治	小俣	50	8
Ⅱ-1-555	切畑	国東市	安岐町	明治	切畑	170	48
Ⅱ-1-556	小俣	国東市	安岐町	明治	小俣	40	20
Ⅱ-1-557	小俣	国東市	安岐町	明治	小俣	30	20
Ⅱ-1-558	小俣	国東市	安岐町	明治	小俣	50	30
Ⅱ-1-559	久末	国東市	安岐町	朝来	久末	20	40
Ⅱ-1-560	久末	国東市	安岐町	朝来	久末	60	30
Ⅱ-1-561	富永	国東市	安岐町	富清	富永	70	46
Ⅱ-1-562	富永	国東市	安岐町	富清	富永	90	38
Ⅱ-1-563	富永	国東市	安岐町	富清	富永	110	30
Ⅱ-1-564	富永	国東市	安岐町	富清	富永	60	35
Ⅱ-1-565	富永	国東市	安岐町	富清	富永	110	45
Ⅱ-1-566	富永	国東市	安岐町	富清	富永	100	25
Ⅱ-1-567	富永	国東市	安岐町	富清	富永	40	42
Ⅱ-1-568	中谷	国東市	安岐町	富清	中谷	30	20
Ⅱ-1-569	中谷	国東市	安岐町	富清	中谷	50	20
Ⅱ-1-570	久末	国東市	安岐町	朝来	久末	80	10
Ⅱ-1-571	久末	国東市	安岐町	朝来	久末	60	35
Ⅱ-1-572	久末	国東市	安岐町	朝来	久末	100	35
Ⅱ-1-573	久末	国東市	安岐町	朝来	久末	40	15
Ⅱ-1-574	久末	国東市	安岐町	朝来	久末	60	55
Ⅱ-1-575	弁分	国東市	安岐町	朝来	弁分	60	20
Ⅱ-1-576	岩尾	国東市	安岐町	朝来	岩尾	70	20
Ⅱ-1-577	岩尾	国東市	安岐町	朝来	岩尾	50	30
Ⅱ-1-578	西谷	国東市	安岐町	富清	西谷	50	20
Ⅱ-1-579	今在家	国東市	安岐町	富清	今在家	40	20
Ⅱ-1-580	小久保	国東市	安岐町	富清	小久保	30	15
Ⅱ-1-581	小久保	国東市	安岐町	富清	小久保	30	10
Ⅱ-1-582	蔭平	国東市	安岐町	糸永	蔭平	120	15
Ⅱ-1-583	蔭平	国東市	安岐町	糸永	蔭平	50	20
Ⅱ-1-584	柚ノ木	国東市	安岐町	糸永	柚ノ木	100	35
Ⅱ-1-585	峰	国東市	安岐町	糸永	峰	40	10
Ⅱ-1-586	上油留木	国東市	安岐町	油留木	上油留木	30	10
Ⅱ-1-587	上油留木	国東市	安岐町	油留木	上油留木	40	40
Ⅱ-1-588	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	60	35
Ⅱ-1-589	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	60	30
Ⅱ-1-590	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	70	60
Ⅱ-1-591	弁分	国東市	安岐町	朝来	弁分	50	50
Ⅱ-1-592	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	110	40
Ⅱ-1-593	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	90	40
Ⅱ-1-594	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	70	55
Ⅱ-1-595	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	40	20
Ⅱ-1-596	弁分	国東市	安岐町	朝来	弁分	50	45
Ⅱ-1-597	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	90	65
Ⅱ-1-598	中川	国東市	安岐町	矢川	中川	60	40
Ⅱ-1-599	中川	国東市	安岐町	矢川	中川	40	5
Ⅱ-1-600	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	30	40
Ⅱ-1-601	弁分	国東市	安岐町	朝来	弁分	80	30
Ⅱ-1-602	峰	国東市	安岐町	糸永	峰	40	20
Ⅱ-1-603	小園	国東市	安岐町	糸永	小園	60	30

箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所の 延長	高さ
		市	町	大字	小字		
II-1-604	小園	国東市	安岐町	糸永	小園	80	35
II-1-605	杉山	国東市	安岐町	糸永	杉山	60	10
II-1-606	杉山	国東市	安岐町	糸永	杉山	90	25
II-1-607	杉山	国東市	安岐町	糸永	杉山	90	40
II-1-608	杉山	国東市	安岐町	糸永	杉山	70	30
II-1-609	杉山	国東市	安岐町	糸永	杉山	130	35
II-1-610	杉山	国東市	安岐町	糸永	杉山	20	20
II-1-611	杉山	国東市	安岐町	糸永	杉山	60	30
II-1-612	弁分	国東市	安岐町	朝来	弁分	90	75
II-1-613	杉山	国東市	安岐町	糸永	杉山	30	45
II-1-614	上油留木	国東市	安岐町	油留木	上油留木	50	55
II-1-615	上油留木	国東市	安岐町	油留木	上油留木	60	30
II-1-616	七郎	国東市	安岐町	吉松	七郎	40	20
II-1-617	七郎	国東市	安岐町	吉松	七郎	110	55
II-1-618	中村	国東市	安岐町	吉松	中村	50	45
II-1-619	中村	国東市	安岐町	吉松	中村	60	45
II-1-620	上油留木	国東市	安岐町	油留木	上油留木	70	30
II-1-621	尾崎	国東市	安岐町	吉松	尾崎	110	50
II-1-622	尾崎	国東市	安岐町	吉松	尾崎	130	20
II-1-623	尾崎	国東市	安岐町	吉松	尾崎	30	30
II-1-624	尾崎	国東市	安岐町	吉松	尾崎	40	20
II-1-625	尾崎	国東市	安岐町	吉松	尾崎	30	15
II-1-626	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	60	70
II-1-627	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	40	60
II-1-628	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	50	90
II-1-629	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	80	90
II-1-630	長瀬	国東市	安岐町	矢川	長瀬	160	100
II-1-631	山浦	国東市	安岐町	矢川	山浦	190	100
II-1-632	山浦	国東市	安岐町	矢川	山浦	60	30
II-1-633	山浦	国東市	安岐町	矢川	山浦	40	70
II-1-634	天堤	国東市	安岐町	矢川	天堤	60	10
II-1-635	山浦	国東市	安岐町	矢川	山浦	40	90
II-1-636	山浦	国東市	安岐町	矢川	山浦	90	100
II-1-637	大橋	国東市	安岐町	山浦	大橋	130	110
II-1-638	山浦	国東市	安岐町	矢川	山浦	100	65
II-1-639	大橋	国東市	安岐町	山浦	大橋	90	90
II-1-640	長野	国東市	安岐町	掛樋	長野	110	95
II-1-641	長野	国東市	安岐町	掛樋	長野	40	80
II-1-642	長野	国東市	安岐町	掛樋	長野	150	70
II-1-643	長野	国東市	安岐町	掛樋	長野	50	70
II-1-644	築瀬	国東市	安岐町	山浦	築瀬	50	70
II-1-645	築瀬	国東市	安岐町	山浦	築瀬	60	85
II-1-646	笥	国東市	安岐町	掛樋	笥	70	90
II-1-647	築瀬	国東市	安岐町	山浦	築瀬	40	95
II-1-648	築瀬	国東市	安岐町	山浦	築瀬	50	45
II-1-649	築瀬	国東市	安岐町	山浦	築瀬	40	40
II-1-650	下油留木	国東市	安岐町	油留木	下油留木	30	18
II-1-651	下油留木	国東市	安岐町	油留木	下油留木	70	76
II-1-652	小野	国東市	安岐町	掛樋	小野	50	44
II-1-653	美濃辺	国東市	安岐町	吉松	美濃辺	40	26
II-1-654	美濃辺	国東市	安岐町	吉松	美濃辺	40	34
II-1-655	美濃辺	国東市	安岐町	吉松	美濃辺	30	26
II-1-656	美濃辺	国東市	安岐町	吉松	美濃辺	60	46
II-1-657	美濃辺	国東市	安岐町	吉松	美濃辺	70	30
II-1-658	一ノ瀬	国東市	安岐町	吉松	一ノ瀬	90	58
II-1-659	美濃辺	国東市	安岐町	吉松	美濃辺	70	48
II-1-660	馬場	国東市	安岐町	馬場		50	26
II-1-661	天堤	国東市	安岐町	矢川	天堤	40	14
II-1-662	橋上	国東市	安岐町	山浦	橋上	40	8
II-1-663	橋上	国東市	安岐町	山浦	橋上	100	24
II-1-664	橋上	国東市	安岐町	山浦	橋上	60	20
II-1-665	橋上	国東市	安岐町	山浦	橋上	80	38
II-1-666	橋上	国東市	安岐町	山浦	橋上	90	48
II-1-667	馬渡	国東市	安岐町	山口	馬渡	70	26

箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所の延長	高さ
		市	町	大字	小字		
II-1-668	馬渡	国東市	安岐町	山口	馬渡	60	30
II-1-669	橋上	国東市	安岐町	山浦	橋上	60	18
II-1-670	内ヶ畑	国東市	安岐町	成久	内ヶ畑	130	16
II-1-671	内ヶ畑	国東市	安岐町	成久	内ヶ畑	60	5
II-1-672	恵良	国東市	安岐町	瀬戸田	恵良	90	40
II-1-673	鳥越	国東市	安岐町	瀬戸田	鳥越	70	46
II-1-674	鳥越	国東市	安岐町	瀬戸田	鳥越	90	68
II-1-675	鳥越	国東市	安岐町	瀬戸田	鳥越	130	38
II-1-676	鳥越	国東市	安岐町	瀬戸田	鳥越	140	12
II-1-677	西山	国東市	安岐町	成久	西山	80	10
II-1-678	日向	国東市	安岐町	瀬戸田	日向	90	44
II-1-679	日向	国東市	安岐町	瀬戸田	日向	40	44
II-1-680	伊尻	国東市	安岐町	馬場	伊尻	100	48
II-1-681	下組	国東市	安岐町	下山口	下組	110	12
II-1-682	古城	国東市	安岐町	下原	古城	40	12
II-1-683	樋村	国東市	安岐町	山口	樋村	40	10
II-1-684	会舞	国東市	安岐町	山口	会舞	110	24
II-1-685	会舞	国東市	安岐町	山口	会舞	60	24
II-1-686	会舞	国東市	安岐町	山口	会舞	110	24
II-1-687	小田原	国東市	安岐町	山口	小田原	40	18
II-1-688	小田原	国東市	安岐町	山口	小田原	60	12
II-1-689	小田原	国東市	安岐町	山口	小田原	50	26
II-1-690	三郎丸	国東市	安岐町	下山口	三郎丸	30	8
II-1-691	三郎丸	国東市	安岐町	下山口	三郎丸	40	16
II-1-692	山田	国東市	安岐町	山口	山田	50	24
II-1-693	山田	国東市	安岐町	山口	山田	60	26
II-1-694	船道	国東市	安岐町	下山口	船道	30	18
II-1-695	小田原	国東市	安岐町	山口	小田原	60	10
II-1-696	木野	国東市	安岐町	西本	木野	70	18
II-1-697	内迫	国東市	安岐町	西本	内迫	40	14
II-1-698	下西本	国東市	安岐町	西本	下西本	70	20
II-1-699	下西本	国東市	安岐町	西本	下西本	60	26
II-1-700	下西本	国東市	安岐町	西本	下西本	110	10
II-1-701	京田	国東市	安岐町	下山口	京田	60	20
II-1-702	京田	国東市	安岐町	下山口	京田	40	18
II-1-703	塩屋	国東市	安岐町	塩屋		60	16
II-1-704	塩屋	国東市	安岐町	塩屋		90	14
II-1-705	長迫	国東市	安岐町	大添	長迫	50	24
II-1-706	長迫	国東市	安岐町	大添	長迫	80	20
II-1-707	志村	国東市	安岐町	大添	志村	50	20
II-1-708	志村	国東市	安岐町	大添	志村	60	22
II-1-709	岩鼻	国東市	安岐町	大添	岩鼻	40	10
II-1-710	大東	国東市	安岐町	大添	大東	50	10
II-1-711	中西	国東市	安岐町	大添	中西	40	10
II-1-712	丸尾	国東市	安岐町	大添	丸尾	40	38
II-2- 3	川西	国東市	国見町	伊美	川西	40	45
II-2- 4	井上	国東市	国見町	竹田津	井上	45	25
II-2- 5	広重	国東市	国見町	岐部	広重	60	30
II-2- 6	喰の浦	国東市	国見町	岐部	喰の浦	35	15
II-2- 7	面木	国東市	国見町	小熊毛	面木	35	10
II-2- 8	面相	国東市	国見町	小熊毛	面相	40	25
II-2- 9	中岐部	国東市	国見町	岐部	中岐部	60	40
II-2-13	竹の上	国東市	国東町	下成仏	竹の上	60	30
II-2-14	小野	国東市	国東町	下成仏	小野	40	35
II-2-15	馬場	国東市	国東町	横手	馬場	110	65
II-2-16	下中田	国東市	国東町	中田	下中田	40	50
II-2-17	落合	国東市	国東町	横手	落合	40	20
II-2-18	行入	国東市	国東町	横手	行入	40	25
II-2-19	川内	国東市	国東町	治郎丸	川内	40	20
II-2-20	大桑	国東市	武蔵町	麻田	大桑	50	15
II-2-21	中村	国東市	武蔵町	池ノ内	中村	60	15
II-2-22	恵良	国東市	安岐町	瀬戸田	恵良	90	60
II-2-23	荒巻	国東市	安岐町	塩屋	荒巻	40	24

急傾斜地崩壊危険箇所に関する斜面（Ⅲ）調査表

図面 番号	箇所 番号	箇所名	所在地				危険箇所の延 長
			市	町村	大字	小字	
3239-066	Ⅲ-1-6	黒津	国東市	国東町	小原	黒津	110
3239-052	Ⅲ-2-1	小原	国東市	国東町	小原		110

【資料 8-4】地すべり危険箇所

図面 番号	箇所名	水系名	河川名	所在地			地すべ り面積	その他 危険面積	被害想 定面積
				市	町村	大字			
53	掛樋	安岐川	小野川	国東市	安岐町	掛樋	7.2	4.2	—
54	明治	安岐川	小俣川	国東市	安岐町	明治	13.3	4.9	

・【資料 8-5】砂防指定地

土木名	市町村名	水系名	幹川名	溪流番号	追 加	溪流名	種 別	指定延長	指定面積	内面指定	告示	告示番 号
国東	国見町	伊美川		103		伊美川	二	2,350	2.49		S27.8.6	1,103
国東	国見町	小熊毛川		225		小熊毛川	普	1,700	4.90		S39.9.21	2,723
国東	国見町	向田川		229		向田川	普	1,600	4.24		S39.9.21	2,723
国東	国見町	小江川		230		小江川	普	1,720	4.15		S39.9.21	2,723
国東	国見町	小江川		231		小江川支川	普	—	—		S39.9.21	2,723
国東	国見町	大熊毛川		232		大熊毛川	普	2,300	6.24		S39.9.21	2,723
国東	国見町	櫛海川		232		櫛海川	普	2,000	4.70		S41.11.10	3,709
国東	国見町	竹田津川		351		竹田津川	二	7,000	11.06		S42.3.31	978
国東	国見町	鬼龍川		352		鬼龍川	普	3,000	3.27		S42.3.31	978
国東	国見町	老子川		353		老子川	普	1,300	0.75		S42.3.31	978
国東	国見町	櫛来川		354	1	櫛来川	二	2,500	2.90		S42.3.31	978
国東	国見町	櫛来川		354	2	櫛来川	二	—	2.76		S45.10.12	1,503
国東	国見町	櫛来川		355		須川川	二	1,600	1.36		S42.3.31	978
国東	国見町	岐部川		356		岐部川	二	4,000	4.62		S42.3.31	978
国東	国見町	島田川		357		島田川	普	1,350	2.20		S42.3.31	978
国東	国見町	島田川		358		島田川支川	普	—	—		S42.3.31	978
国東	国見町	中ノ迫川		728		中ノ迫川	普	1,000	2.60		S57.5.17	1,171
国東	国見町	伊美川		807	1	赤根川	普	254	1.69		S63.10.8	1,974
国東	国見町	伊美川		807	2	赤根川	普	157	0.34		H6.11.10	2,171
国東	国見町	櫛来川		875		天嶺川	普		8.27	8.27	H5.8.16	1,702
国東	国見町	櫛来川		946		浜川	普	154	0.49		H7.2.22	276
国東	国見町	伊美川		1055		一円坊川	普	842	6.03	4.42	H9.3.13	559
国東	国見町	岐部川		1094		上岐部川	普	450	8.17	8.17	H10.7.16	1,491
国東	国見町	櫛来川		1168		高地川	普	150	1.17		H15.4.10	414
国東	国見町	竹田津川		1214		岡川	普	90			H19.4.25	510
国東	国見町	岐部川		1240		中岐部川	普	350	2.89		H22.1.29	46
国東	国見町	櫛来川		872		浜川	普	105	0.49		H4.12.8	1,915
						小計		35,382	83.72	20.86		
国東	国東町	田深川		011	1	両子川	普	1,330	1.16		S22.6.26	209
国東	国東町	田深川		011	2	両子川	普	250	1.55		H7.2.22	276
国東	国東町	田深川	横手川	012		赤松川	普	4,150	4.26		S22.6.26	209

国東	国東町	田深川		014	1	横手川	二	6,000	2.01		S22.6.26	209
国東	国東町	田深川		014	2	横手川	二	—	0.04		S27.8.6	1,103
国東	国東町	田深川		015		田深川	二	7,000	7.67		S22.6.26	209
国東	国東町	来浦川		098	1	来浦川	二	1,650	2.20		S27.7.11	937
国東	国東町	来浦川		098	2	来浦川	二	580	2.20		S38.9.3	2,293
国東	国東町	田深川		191		中谷川	普	200	0.58		S38.3.31	511
国東	国東町	清流川		207		清流川	二	1,500	1.50		S38.9.3	2,293
国東	国東町	来浦川		368		田の口川	普	330	0.99		S42.3.11	978
国東	国東町	奈良原川		369	1	奈良原川	普	1,100	4.40		S42.3.11	978
国東	国東町	奈良原川		369	2	奈良原川	普	234	1.73		H1.10.11	1,733
国東	国東町	富来川		370		瀬和田川	二	3,400	13.60		S42.3.11	978
国東	国東町	富来川		371		富来川	二	5,950	29.75		S42.3.11	978
国東	国東町	田深川		372		岩屋川	普	1,400	4.20		S42.3.11	978
国東	国東町	黒津川		373		黒津川	普	2,500	10.00		S42.3.11	978
国東	国東町	清流川	三尾谷川	374		三尾谷川	二	1,560	6.24		S42.3.11	978
国東	国東町	読川		375		読川	普	1,000	3.00		S42.3.11	978
国東	国東町	来浦川		376		上園川	普	430	1.29		S42.3.11	978
国東	国東町	北江川		377		北江川	二	3,680	14.72		S42.3.11	978
国東	国東町	北江川		540		横谷川	普	1,480	9.42		S46.12.20	2,060
国東	国東町	重綱川		570		重綱川	二	5,240	28.00		S47.11.22	1,966
国東	国東町	重綱川		571		古池川	普	535			S47.11.22	1,966
国東	国東町	堅来川		602		(国東)鳴川	普	1,540	5.60		S49.3.30	513
国東	国東町	田深川		708		中田川	普	453	1.46		S56.5.29	1,087
国東	国東町	来浦川		729	1	光明寺川	普	650	1.30		S57.5.17	1,171
国東	国東町	来浦川		729	2	光明寺川	普	313	0.54		H19.4.25	502
国東	国東町	堅来川		730		堅来川	二	3,095	6.60		S57.5.17	1,171
国東	国東町	田深川	高良川	751		高良川	普	300	1.60		S59.12.26	1,735
国東	国東町	来浦川		761		平原川	普	527	1.30		S61.8.15	1,420
国東	国東町	治郎丸川		785		次郎丸川	二	360	3.30		S63.1.18	67
国東	国東町	来浦川		808	1	向鍛冶川	普	120	0.91		S63.10.8	1,974
国東	国東町	来浦川		808	2	向鍛冶川	普	411	0.96		H4.3.25	793
国東	国東町	田深川	田深川	898	1	堂ノ下川	普	900	2.47		H5.12.7	2,283
国東	国東町	田深川	田深川	898	2	堂ノ下川	普	400	5.07	5.07	H12.8.9	1,757
国東	国東町	来浦川	寺迫川	1053		作道川	普	250	2.24		H9.3.13	559
国東	国東町	来浦川		1054		毘沙門川	普	400	0.80		H9.3.13	559
国東	国東町	来浦川	来浦川	1144		浜陰川	普	114	0.68		H14.5.29	470
国東	国東町	清流川	清流川	1169		石生川	普	400	7.98		H15.4.10	414
国東	国東町	田深川	金湧川	1185		金湧川	普	305	3.37		H18.10.27	1261
国東	国東町	田深川	横手川	1215		梶屋迫川	普	736			H19.4.25	510
国東	国東町	田深川	田深川	1219	1	京一川	普	330			H19.4.25	519
国東	国東町	田深川	田深川	1219	2	京一川	普	100	0.22		H19.4.25	497
						小計		61,010	184.61	7.12		
国東	武蔵町	武蔵川		079		挟間川	二	2,700	0.80		S23.9.11	76
国東	武蔵町	武蔵川		111	1	武蔵川	二	—	4.64		S24.9.29	813
国東	武蔵町	武蔵川		111	2	武蔵川	二	5,000	0.04		S29.3.29	282
国東	武蔵町	武蔵川		111	3	武蔵川	二	—	0.03		S31.12.11	1,966
国東	武蔵町	武蔵川		111	4	武蔵川	二	450	5.96	5.96	H9.3.13	559
国東	武蔵町	武蔵川		121		志和利川	二	3,850	6.20		S29.9.11	1,398
国東	武蔵町	武蔵川		122	1	吉広川	二	—	4.51		S24.9.29	813
国東	武蔵町	武蔵川		122	2	吉広川	二	4,600	0.05		S29.9.11	1,398
国東	武蔵町	武蔵川		122	3	吉広川	二	—	0.04		S30.11.7	1,262
国東	武蔵町	武蔵川		122	4	吉広川	二	—	0.02		S31.12.11	1,966
国東	武蔵町	武蔵川		177		松ヶ迫川	二	2,700	2.80		S38.3.12	509
国東	武蔵町	武蔵川	志和利川	359		秀川	普	1,070	2.33		S42.3.31	978
国東	武蔵町	小城川		360		小城川	二	2,800	6.79		S42.3.31	978
国東	武蔵町	武蔵川		512		内田川	二	3,700	9.24		S44.3.31	812
国東	武蔵町	武蔵川	内田川	513		御堂川	普	1,390	4.76		S44.3.31	812
国東	武蔵町	重綱川		593		池の内川	二	3,060	13.62		S48.3.6	397
国東	武蔵町	吉広川		731		宮ノ谷川	普	650	1.99		S57.5.17	1,171
国東	武蔵町	武蔵川	吉広川	760		岡川	普	560	2.02		S61.8.15	1,420
国東	武蔵町	武蔵川	吉広川	843	1	陰平川	普		13.14	13.14	H3.3.15	577
国東	武蔵町	吉広川		843	2	陰平川	普	400	0.82		H5.8.16	1,702
国東	武蔵町	武蔵川	吉広川	844		中村川	普		11.18	11.18	H3.3.15	577
国東	武蔵町	武蔵川		844		中村川	普	340	0.72		H6.11.10	2,171
国東	武蔵町	武蔵川	挟間川	877		久保畑川	普	470	1.08		H5.8.16	1,702
国東	武蔵町	武蔵川	挟間川	877		久保畑川	普	550	17.55	17.55	H10.7.16	1,491
国東	武蔵町	吉広川	吉広川	907		迫川	普	165	1.61		H6.2.9	215
国東	武蔵町	武蔵川	吉広川	1138		西ヶ谷川	普	700	9.43		H13.12.7	1,735

国東	武蔵町	武蔵川	武蔵川	1170	1	今市川	普	485	3.59		H15.4.10	414
国東	武蔵町	武蔵川	武蔵川	1170	2	今市川	普	67	0.14		H19.4.25	502
国東	安岐町	武蔵川	吉広川	1235		小ヶ倉川	二	150	1.19		H21.10.20	1088
						小計		34,455	111.94	47.83		
国東	安岐町	安岐川		013	1	朝来野川	二	3,550	24.20		S22.6.26	209
国東	安岐町	安岐川		013	2	朝来野川	二		0.03		S27.8.6	1,103
国東	安岐町	安岐川		013	3	朝来野川	二		24.20		S32.8.12	988
国東	安岐町	安岐川		093	1	肇川	二	4,400	4.24		S26.12.15	1,037
国東	安岐町	安岐川		093	2	肇川	二		0.02		S29.3.29	282
国東	安岐町	安岐川		189		湯留木川	普	4,550	22.40		S38.3.12	511
国東	安岐町	安岐川		190	1	荒木川	二	3,200	13.00		S38.3.12	511
国東	安岐町	安岐川		190	2	荒木川	二	1,300	3.47		S42.3.31	978
国東	安岐町	安岐川		240		安岐川	二	2,500	10.00		S40.7.30	2,097
国東	安岐町	安岐川		361		吉松川	二	4,500	12.15		S42.3.31	978
国東	安岐町	安岐川		362		尾崎川	普	500	1.25		S42.3.31	978
国東	安岐町	安岐川		363		前谷川	普	4,500	12.60		S42.3.31	978
国東	安岐町	安岐川		364		後川	二	2,200	6.80		S42.3.31	978
国東	安岐町	安岐川	荒木川	365		石の田川	普	600	1.56		S42.3.31	978
国東	安岐町	安岐川		366		大谷川	普	1,000	3.08		S42.3.31	978
国東	安岐町	安岐川	朝来野川	367	1	小俣川	普	1,400	3.64		S42.3.31	978
国東	安岐町	安岐川	朝来野川	367	2	小俣川	普	430	0.66		S53.1.9	12
国東	安岐町	安岐川	朝来野川	367	3	小俣川	普	—	2.04		H5.8.16	1,702
国東	安岐町	両子川		696		中分川	普	420	0.39		S55.3.24	423
国東	安岐町	安岐川		727		小野川	普	910	2.62		S57.5.17	1,171
国東	安岐町	安岐川	両子川	767	1	富清川及び同右支川	普	162	1.16		S61.10.23	1,694
国東	安岐町	安岐川	両子川	767	2	富清川	普		7.27	7.27	H3.3.15	577
国東	安岐町	安岐川	両子川	1108		恒清川	普	200	1.08	1.08	H11.7.2	1,456
国東	安岐町	天村川	天村川	1126		長迫川	普	327	4.53	4.53	H12.8.9	1,757
国東	安岐町	安岐川	安岐川	1197		下恒清川	普	180	1.30		H18.10.27	1,261
国東	安岐町	安岐川	両子川	1207		小園川	普	160	2.01		H19.4.25	502
国東	安岐町	安岐川	両子川	1229		恒清川	二	760			H20.3.18	317
国東	安岐町	朝来野川	弁分川	1232		弁分川	二	440	1.56		H21.7.21	769
国東	安岐町	安岐川	朝来野川	1241		諸田川	普	450	4.10		H22.1.29	46
						小計		36,649	162.39	12.88		
						国東土木管内合計		170,964	556.37	88.69		

【資料 8-6】水防区域等

1 水防警報を行う指定河川海岸

記号	河川名	延長		位置
A-1	伊美川	左岸 右岸	2,500m 1,700m	左岸：国東市国見町中彼岸橋から河口まで 右岸：国東市国見町中国見大橋から河口まで
A-2	田深川	両岸	3,800m	国東市国東町原横手川合流点から河口まで
A-3	武蔵川	左岸 右岸	3,300m 3,300m	左岸：国東市武蔵町成吉字荒平 1089 番地先から国東市武蔵町古市字藤本 400 番の 3 地先 右岸：国東市武蔵町成吉字 35 番の 5 地先から国東市武蔵町糸原字川口 38 番地先
A-4	安岐川	両岸	4,100m	国東市安岐町成久の成久井堰から河口まで
A-5	荒木川	両岸	2,950m	国東市安岐町西本の木野橋から安岐川合流点まで
A-6	吉松川	両岸	185m	国東市安岐町瀬戸田の浦川橋から安岐川合流点まで

2 重要水防区域

記号	河川名	延長		位置
B-1	武蔵川	左岸	1,300m	国東市武蔵町三井寺上流 100 m から港大橋まで
B-2	武蔵川	両岸	350m	国東市武蔵町成吉字荒平 1089 番地先から町道高田線の灯の本橋まで
B-3	安岐川	両岸	3,650m	国東市安岐町成久の成久井堰から大字下原の港橋まで
B-4	吉松川	両岸	185m	国東市安岐町瀬戸田の浦川橋から安岐川合流点まで
B-5	荒木川	両岸	2,950m	国東市安岐町西本の木野橋から安岐川合流点まで

3 水防区域

記号	河川名	延長		位置
C- 1	竹田津川	左岸 右岸	100m 100m	国東市国見町竹田津
C- 2	竹田津川	両岸	250m	国東市国見町竹田津
C- 3	伊美川	左岸 右岸	400m 100m	国東市国見町中
C- 4	伊美川	両岸	2,900m	国東市国見町野田
C- 5	伊美川	左岸	150m	国東市国見町千燈
C- 6	櫛木川	左岸 右岸	40m 170m	国東市国見町櫛来
C- 7	櫛来港海岸	海岸	300m	国東市国見町櫛来
C- 8	岐部川	両岸	3,300m	国東市国見町岐部
C- 9	岐部港海岸	海岸	100m	国東市国見町岐部
C-10	来浦川	左岸	2,000m	国東市国東町来浦
C-11	富来川	左岸	1,000m	国東市国東町大恩寺小原
C-12	田深川	左岸 右岸	250m 250m	国東市国東町中田
C-13	田深川	両岸	1,600m	国東市国東町中田
C-14	横手川	左岸	1,000m	国東市国東町原
C-15	清流川	左岸	150m	国東市国東町小原
C-16	清流川	両岸	200m	国東市国東町小原
C-17	内田川	両岸	250m	国東市武蔵町内田
C-18	武蔵川	両岸	300m	国東市武蔵町麻田
C-19	吉広川	左岸 右岸	160m 300m	国東市武蔵町吉広
C-20	大海田川	両岸	1,050m	国東市武蔵町糸原
C-21	古市・内田海岸	海岸	850 m	国東市武蔵町古市から内田
C-22	荒木川	両岸	5,600m	国東市安岐町山口細ヶ谷橋から西本木野橋まで
C-23	安岐海岸	海岸	1,200 m	国東市安岐町塩屋
	計		23箇所	

4 重要浸水区域

記号	河川名	延長	位置
E- 2	武蔵川	左岸 1,300m	国東市武蔵町古市
E- 3	吉松川	右岸 185m	国東市安岐町瀬戸田の浦川橋から安岐川合流点まで
E- 4	安岐川	左岸 350m 右岸 130m	国東市安岐町瀬戸田大道橋上流 200m から同橋の下流 150 m 付近まで
E- 5	安岐川	左岸 350m	国東市安岐町瀬戸田大道橋下流 150 m 付近から中園の高 原橋下流 290 m 付近まで
E- 6	安岐川	右岸 140m	国東市安岐町中園の高原橋から下流 140 m 付近まで
E- 7	安岐川	左岸 12.5ha	国東市安岐町馬場の権現井堰から中村橋下流 40m 付近ま で
E- 8	安岐川	左岸 0.3 ha	国東市安岐町馬場吉永橋下流 90m から港橋まで
E- 9	安岐川	右岸 400m	国東市安岐町馬場の馬場橋から中村井堰まで
E-10	安岐川	右岸 35.0 ha	国東市安岐町馬場の中村井堰から荒木川合流点まで
E-11	荒木川	右岸 11.5 ha	国東市安岐町西本の西本井堰から塩屋の塩屋橋まで

【資料 8-7】 ダム (2 級水系)

国土交通省
河川局河川環境課ダム管理係

番号	地方名	ダム名	級別	水系名	河川名	ダム所在地	管理者名	ダム所在地	ダム管理者住所	連絡先 (担当所 TEL)
1	九州	安岐	2	安岐川	安岐川	大分県	大分県 土木建築部	大分県国東市安岐町 大字矢川字大野	大分県東国東市 国東町大字安国寺 786-1	国東土木事務所 TEL 978-72-1321
2	九州	行入	2	田深川	横手川	大分県	大分県 土木建築部	大分県国東市国東町 大字横手字堂ノ迫	大分県東国東市 国東町大字安国寺 786-1	国東土木事務所 TEL 978-72-1321

【資料 8-8】 ため池台帳一覧表

ランク	町名	溜池 番号	溜池名	所在地	水系名	H2 かんがい面 積ha	貯水量m3	堤高m	堤頂幅m	堤長m
B	国見町	1	地獄池	国東市国見町西方寺	竹田津川(竹田津川水系)	2.5	16,000	11.0	4.0	62.0
C	国見町	2	上金敷池	国東市国見町西方寺	金敷川(竹田津川水系)	2.5	14,000	7.0	7.2	72.0
C	国見町	3	赤井ヶ谷池	国東市国見町竹田津	竹田津川(竹田津川水系)	18.0	25,000	10.0	6.0	85.0
A	国見町	4	山界池	国東市国見町西方寺	竹田津川水系山界川	1.3	3,500	9.0	3.0	57.0
A	国見町	5	萩原池	国東市国見町竹田津	竹田津川水系小高島川	16.5	18,000	10.0	8.5	91.0
B	国見町	6	老子池	国東市国見町鬼籠	老子川水系老子川	0.0	14,000	15.0	8.5	81.0
C	国見町	7	荒谷池	国東市国見町鬼籠	鬼籠川水系鬼籠川	11.2	25,000	13.0	5.5	105.0
B	国見町	8	鷲野尾池	国東市国見町榎海	榎海川水系榎海川	13.0	17,000	18.0	4.0	96.0
C	国見町	9	桜畑池	国東市国見町榎海	榎海川水系打色川	0.6	8,000	10.0	4.0	72.0
B	国見町	10	犬鼻池	国東市国見町赤根	犬鼻川(来浦川水系)	5.0	10,000	13.0	3.0	30.0

B	国見町	11	的石池	国東市国見町赤根	伊美川(伊美川水系)	3.0	10,000	7.5	3.5	65.0
A	国見町	12	中の迫池	国東市国見町赤根	伊美川(伊美川水系)	2.2	10,000	8.0	1.5	40.0
C	国見町	13	一の瀬池	国東市国見町赤根	伊美川水系伊美川	135.0	246,000	15.0	1.5	98.0
C	国見町	15	金久池	国東市国見町伊美	伊美川水系本城川	8.0	3,000	4.0	2.0	96.0
C	国見町	16	小亀池	国東市国見町伊美	小亀川水系小亀川	3.2	30,000	10.0	6.0	92.0
B	国見町	17	種田池	国東市国見町伊美	種田川水系種田川	1.2	4,000	7.0	4.0	60.0
C	国見町	18	須川池	国東市国見町櫛来	櫛来川水系須川川	2.0	13,500	18.0	4.0	97.0
C	国見町	19	上後野池	国東市国見町伊美	後野川水系後野川	13.0	28,000	12.4	4.5	91.4
C	国見町	20	下後野池	国東市国見町伊美	伊美川水系伊美川	11.0	32,000	15.0	7.5	138.0
A	国見町	21	深根池	国東市国見町櫛来	櫛来川水系櫛来川	0.6	4,000	10.0	3.5	44.0
A	国見町	22	山ヶ鼻池	国東市国見町櫛来	櫛来川水系櫛来川	9.6	85,000	12.0	4.5	105.0
A	国見町	23	古江溜池	国東市国見町櫛来	古江川水系古江川	5.2	18,000	13.7	3.0	
A	国見町	24	亀の甲池	国東市国見町岐部	岐部川水系岐部川	55.0	70,000	14.5	4.0	115.0
C	国見町	25	菅池	国東市国見町岐部	岐部川水系岐部川	45.0	46,000	11.0	3.0	16.5
A	国見町	26	六ヶ迫池	国東市国見町岐部	岐部川水系岐部川	0.0	8,000	10.0	2.0	60.0
A	国見町	27	柿迫池	国東市国見町岐部	岐部川水系岐部川	2.0	12,000	12.0	4.0	73.0
A	国見町	28	鳥越池	国東市国見町岐部	岐部川水系岐部川	1.3	8,000	9.3	3.0	70.0
A	国見町	29	吉原池	国東市国見町岐部	岐部川(岐部川水系)	1.2	8,000	14.0	2.0	68.0
A	国見町	30	長瀬池	国東市国見町岐部	岐部川水系長瀬川	2.0	17,500	15.0	3.0	60.0
A	国見町	31	なぎノ浦池	国東市国見町岐部	岐部川水系なぎノ浦川	0.3	4,500	5.0	2.0	41.0
C	国見町	32	小江池	国東市国見町岐部	小江川水系小江川	10.0	25,000	10.0	2.5	74.0
B	国見町	33	亀の甲池	国東市国見町小熊毛	小熊毛川水系小熊毛川	20.0	70,000	20.0	5.5	130.0
C	国見町	34	小熊毛池	国東市国見町小熊毛	小熊毛川水系小熊毛川	15.0	93,747	15.2	6.0	142.0
A	国見町	35	田尾池	国東市国見町小熊毛	小熊毛川水系小熊毛川	0.8	1,500	4.0	4.0	49.0

C	国見町	36	大熊毛池	国東市国見町大熊毛	大熊毛川水系大熊毛川	10.0	14,700	18.0	6.0	111.0
A	国見町	37	内迫池	国東市国見町大熊毛	内迫川水系内迫川	2.2	5,000	10.0	5.0	45.0
C	国見町	38	島田池	国東市国見町大熊毛 3605	島田川	7.8	12,000	9.5	4.0	65.0
B	国見町	39	新池	国東市国見町向田	向田川水系向田川	1.5	20,000	10.0	3.5	75.0
C	国見町	40	本河内池	国東市国見町向田	向田川水系向田川	19.0	100,000	10.0	6.0	122.0
B	国見町	41	小河内池	国東市国見町向田	向田川水系向田川	9.0	80,000	8.0	7.0	110.0
サブ計		41								
B	国東町	1	明治池	国東市国東町岩戸寺 239	来浦川(来浦川水系)	1.5	3,600	8.9	8.0	39.8
C	国東町	2	山口池	国東市国東町岩戸寺 659	来浦川(来浦川水系)	43.0	180,000	18.0	6.0	196.0
B	国東町	3	デーラ池	国東市国東町岩戸寺字坊中	寺迫川(来浦川水系)	3.0	3,400	9.2	3.3	40.1
B	国東町	4	間根迫池	国東市国東町来浦 861	平原川(来浦川水系)	0.4	4,000	13.5	3.2	48.5
A	国東町	5	尾迫池	国東市国東町長野 388	尾迫川(来浦川水系)	8.0	10,600	17.0	4.0	74.0
A	国東町	6	上園池	国東市国東町長野字上園	上園川(来浦川水系)	0.8	3,000	8.0	3.4	69.3
B	国東町	7	文珠堂池	国東市国東町来浦	エノキ迫川(来浦川水系)	0.0	4,000	5.0	4.0	73.0
B	国東町	8	又石池	国東市国東町向田	向田川(向田川水系)	0.0	3,640	8.2	2.8	50.0
B	国東町	12	クグツ池	国東市国東町浜	クグツ川(クグツ川水系)	2.6	12,950	13.4	8.0	69.5
A	国東町	14	南河内池	国東市国東町深江	深江川(深江川水系)	9.0	39,700	16.8	5.5	112.6
A	国東町	15	落水池(後野)	国東市国東町東堅来字太平	落水川(堅来川水系)	4.5	36,400	16.0	5.0	90.0
A	国東町	16	上園池	国東市国東町東堅来字 1532	上園川(堅来川水系)	2.0	7,700	11.5	3.0	53.0
B	国東町	17	切井池	国東市国東町東堅来字山ノ神 1691	切井川(堅来川水系)	0.5	1,200	4.4	2.7	41.0
B	国東町	18	山ノ神池	国東市国東町東堅来字山ノ神	山ノ神川(堅来川水系)	1.1	2,100	10.3	3.5	51.4
A	国東町	19	貴船池	国東市国東町東堅来 1295	堅来川(堅来川水系)	6.8	70,900	12.0	4.3	128.0
C	国東町	20	迫池	国東市国東町東堅来字迫	迫川(堅来川水系)	3.0	7,500	10.5	4.8	66.5
C	国東町	21	鳴古池	国東市国東町東堅来字黒山	鳴川(堅来川水系)	5.1	24,000	11.7	3.0	67.0

B	国東町	22	鳴新池	国東市国東町東堅来 3399	鳴川(堅来川水系)	5.0	7,800	4.6	5.0	36.0
B	国東町	23	上羽田池	国東市国東町富来 1514	白砂川(堅来川水系)	0.0	23,400	10.5	5.0	86.0
B	国東町	24	上公池	国東市国東町富来浦字上公	白砂川(堅来川水系)	12.0	17,500	8.1	2.5	65.0
A	国東町	25	羽田池	国東市国東町富来浦 450	羽田川(富来川水系)	11.0	15,300	7.8	4.5	102.5
A	国東町	26	新池	国東市国東町富来浦 444	羽田川(富来川水系)	11.0	29,000	10.0	10.0	79.0
C	国東町	27	中迫池	国東市国東町富来浦 332	中迫川(富来川水系)	11.0	1,400	5.0	2.0	36.0
A	国東町	28	植松池	国東市国東町大恩寺字清水	富来川水系	4.8	22,200	11.0	9.0	86.0
A	国東町	29	万治池	国東市国東町大恩寺 2635	富来川(富来川水系)	22.4	43,400	11.0	9.0	137.0
B	国東町	30	三枚河内池	国東市国東町大恩寺 2105	三枚河内川(富来川水系)	10.0	1,500	9.2	13.0	37.5
B	国東町	31	(ワラミノ)赤田池	国東市国東町大恩寺 1524	赤田川(富来川水系)	10.0	16,400	17.1	7.5	81.5
B	国東町	32	(大恩寺)赤田池	国東市国東町大恩寺 1544	赤田川(富来川水系)	19.0	22,300	17.5	4.2	115.1
A	国東町	33	犬鼻池	国東市国東町大恩寺 1254	犬鼻川(富来川水系)	17.0	19,400	16.8	4.2	77.0
B	国東町	34	寛政池	国東市国東町富来字南野	南野川(富来川水系)	38.0	20,100	9.1	5.5	84.0
C	国東町	35	明治池	国東市国東町富来字南野	南野川(富来川水系)	38.0	20,300	11.5	3.5	63.0
B	国東町	36	新池(寺山)	国東市国東町浜崎字櫛毛	瀬和田川(富来川水系)	26.5	18,200	15.4	4.0	70.0
B	国東町	37	(寺山)大谷池	国東市国東町浜崎 1378	瀬和田川(富来川水系)	26.5	40,500	10.4	7.0	163.0
A	国東町	38	(浜崎)小谷池	国東市国東町浜崎字小谷 1282	瀬和田川(富来川水系)	3.6	26,000	10.0	4.0	66.0
B	国東町	39	小谷池(寺山)	国東市国東町浜崎字小谷 1258-1, 1258-2	富来川(富来川水系)	22.0	1,600	2.9	8.0	40.0
B	国東町	40	巢船池	国東市国東町浜崎字巢船	瀬和田川(富来川水系)	3.6	200	3.6	3.0	42.0
B	国東町	41	大日池	国東市国東町浜崎 3086	瀬和田川(富来川水系)	15.5	41,400	6.6	4.0	67.2
A	国東町	42	松原池	国東市国東町浜崎字小深田	瀬和田川(富来川水系)	7.0	38,000	10.3	4.2	56.0
A	国東町	43	尾本池	国東市国東町浜崎 2946	尾本川(尾本川水系)	2.2	10,600	4.9	2.8	66.0
B	国東町	44	金滓池	国東市国東町浜崎 3209	瀬和田川(富来川水系)	15.0	6,700	8.2	2.2	52.5
B	国東町	45	新栄新池	国東市国東町北江字本谷	北江川(北江川水系)	15.0	91,000	15.3	4.0	109.7

B	国東町	46	竹河原池(北江新池)	国東市国東町北江字長尾 2267	北江川(北江川水系)	24.4	63,000	13.5	4.5	103.0
C	国東町	47	北江古池	国東市国東町北江字通り山 581	北江川(北江川水系)	24.4	37,200	8.4	7.0	111.8
A	国東町	48	北江中池	国東市国東町北江字通り山 2610	北江川	24.4	21,300	7.3	3.8	72.0
B	国東町	49	北江山田池	国東市国東町北江字通り山	北江川(北江川水系)	24.4	23,800	8.4	4.5	90.1
C	国東町	50	横迫池	国東市国東町北江 1477	横迫川(北江川水系)	9.0	25,400	9.7	4.0	53.0
B	国東町	51	西山池	国東市国東町川原字後野	西山川(田深川水系)	0.6	3,800	7.4	2.0	59.5
B	国東町	52	小山池	国東市国東町川原字宮ノ東	小山川(北江川水系)	1.5	6,400	5.4	5.0	38.6
B	国東町	53	横谷池	国東市国東町川原字横谷	北江川(北江川水系)	33.0	96,400	13.9	4.0	99.0
A	国東町	54	大谷池	国東市国東町中田 2967-3	横谷川(北江川水系)	33.5	133,000	12.7	8.1	100.0
B	国東町	55	林ノ後池	国東市国東町中田字小迫	林ノ後川(北江川水系)	0.5	4,800	6.6	19.7	48.3
B	国東町	56	不殿池	国東市国東町見地	不殿川(田深川水系)	0.7	1,200	5.2	5.6	32.6
B	国東町	57	小池	国東市国東町見地	小池川(田深川水系)	0.8	1,800	5.8	2.6	46.0
C	国東町	58	大谷下池	国東市国東町大恩寺字大谷	大谷川(田深川水系)	8.0	23,500	11.3	4.5	55.4
A	国東町	59	大谷上池	国東市国東町大恩寺	瀬和田川	14.3	13,200	9.9	5.0	68.0
B	国東町	60	八乙池	国東市国東町成仏字中ノ迫 1347	八乙川(田深川水系)	0.9	3,200	10.0	6.3	49.5
A	国東町	61	中山池	国東市国東町見地字日迫	中田川(田深川水系)	14.3	29,200	8.5	10.0	70.0
C	国東町	62	(中田)中山池	国東市国東町見地字中山	中山川(田深川水系)	8.8	7,500	9.2	3.5	46.5
C	国東町	63	中池	国東市国東町横手字角前	中山川(田深川水系)	7.0	24,200	13.0	14.4	93.5
B	国東町	64	中山尻池	国東市国東町横手字角前	中山川(田深川水系)	7.0	15,000	9.0	5.0	69.0
C	国東町	65	駄返池	国東市国東町横手字駄返	高良川(田深川水系)	7.2	7,000	16.5	4.5	67.0
B	国東町	66	小田池	国東市国東町横手字高良	高良川(田深川水系)	0.8	1,600	7.8	4.0	46.5
C	国東町	67	南谷池	国東市国東町横手字大嶽	大嶽川(田深川水系)	2.0	700	8.0	4.0	46.0
C	国東町	68	山口池	国東市国東町横手字高皿	大嶽川(田深川水系)	8.0	5,000	11.0	3.5	74.5
A	国東町	69	平六新池	国東市国東町横手字新池	高良川(田深川水系)	20.0	41,400	12.0	4.7	91.0

B	国東町	70	平六池	国東市国東町横手字平六	高良川(田深川水系)	21.4	25,200	10.4	4.8	106.0
A	国東町	72	吉藤池	国東市国東町岩屋字吉藤	岩屋川(田深川水系)	1.3	35,900	17.0	4.1	78.5
B	国東町	73	畑池	国東市国東町岩屋字畑	岩屋川(田深川水系)	8.5	12,900	14.0	4.6	66.0
B	国東町	74	中野河内池	国東市国東町岩屋字中野河内	岩屋川(田深川水系)	8.5	17,200	16.0	3.2	97.5
B	国東町	75	溝口池	国東市国東町赤松字溝口	岩屋川(田深川水系)	0.8	17,000	11.1	4.4	66.3
B	国東町	76	申神池	国東市国東町赤松字申神	赤松川(田深川水系)	0.5	1,500	6.5	4.2	36.0
A	国東町	77	午頭石池	国東市国東町原	三尾谷川(三尾谷川水系)	2.0	22,300	21.4	4.0	61.0
B	国東町	79	西高尾池	国東市国東町原字高尾	西高尾川(三尾谷川水系)	16.4	10,600	11.2	3.0	75.0
B	国東町	80	へラ石池	国東市国東町原字へラ池	へラ石川(三尾谷川水系)	16.4	17,700	5.8	4.0	70.0
B	国東町	81	高尾池	国東市国東町原字高尾	深迫川(三尾谷川水系)	16.4	14,900	19.6	4.0	70.0
C	国東町	83	迫田池	国東市国東町安国寺字迫田	迫田川(田深川水系)	0.4	4,100	6.4	3.0	37.0
A	国東町	84	寺下池	国東市国東町安国寺字南門前	寺下川(田深川水系)	5.5	13,000	6.7	5.0	69.0
C	国東町	85	小谷上池	国東市国東町小原字三尾	三尾谷川(三尾谷川水系)	0.0	40,300	19.2	5.5	94.0
B	国東町	86	小谷中池	国東市国東町安国寺字田野	小谷川(三尾谷川水系)	4.0	4,900	4.8	1.5	59.0
B	国東町	87	小谷下池	国東市国東町安国寺字田野	小谷川(三尾谷川水系)	4.0	6,100	7.2	4.0	89.0
B	国東町	88	羽子池	国東市国東町安国寺字高木	小谷川(三尾谷川水系)	2.5	2,100	6.2	3.0	44.5
A	国東町	89	木別頭池	国東市国東町小原字木別頭	清流川	3.5	21,300	17.0	5.0	93.0
B	国東町	90	鏡石上池	国東市国東町小原字鏡石	鏡石川(清流川水系)	3.0	17,600	11.3	5.5	90.0
B	国東町	91	鏡石下池	国東市国東町小原字相木	鏡石川(清流川水系)	3.0	11,500	5.0	3.0	19.5
B	国東町	92	尾迫新池	国東市国東町小原字尾迫	尾迫川(清流川水系)	2.2	2,200	4.5	6.0	37.0
A	国東町	93	尾迫池	国東市国東町小原字尾迫	尾迫川(清流川水系)	2.2	13,600	15.3	5.2	74.0
B	国東町	94	赤根池	国東市国東町小原字赤根	赤根川(清流川水系)	3.0	9,600	4.5	15.0	66.0
A	国東町	96	(上小原)内山池	国東市国東町小原字石生	内山川(清流川水系)	0.8	2,900	6.0	4.0	44.0
B	国東町	98	小谷上池	国東市国東町安国寺字田野	小谷川(三尾谷川水系)	0.0	11,200	8.4	4.0	77.0

B	国東町	99	高尾新池	国東市国東町小原字三尾	小谷川(三尾谷川水系)	6.6	15,000	13.3	5.0	69.5
B	国東町	100	かじや迫上池	国東市国東町小原字かじや迫	かじや迫川(清流川水系)	8.5	14,100	14.0	4.0	82.0
B	国東町	101	かじや迫中池	国東市国東町小原字かじや迫	かじや迫川(清流川水系)	26.0	15,000	8.8	6.8	90.0
B	国東町	103	ハスガキ池	国東市国東町小原	ハスガキ川(清流川水系)	3.5	5,000	5.0	3.0	60.0
B	国東町	104	サオリ池	国東市国東町小原	サオリ川(清流川水系)	7.0	6,400	6.6	4.0	53.0
C	国東町	105	高地上池	国東市国東町小原字黒津	黒津川(黒津川水系)	14.0	46,800	11.2	7.5	107.0
B	国東町	106	高地下池	国東市国東町小原字黒津	黒津川(黒津川水系)	14.0	46,300	10.2	6.0	107.0
A	国東町	107	論地池	国東市国東町治郎丸字論地	治郎丸川(治郎丸川水系)	2.2	19,500	13.3	4.1	73.0
A	国東町	108	大池	国東市国東町治郎丸字川口	治郎丸川(治郎丸川水系)	18.8	41,000	11.9	3.6	93.0
B	国東町	109	樋迫池	国東市国東町治郎丸字樋迫 2464-1	樋迫川(治郎丸川水系)	6.0	15,000	7.0	10.0	60.0
B	国東町	110	後野池	国東市国東町治郎丸	後野川(治郎丸川水系)	15.0	32,000	8.0	4.6	79.0
C	国東町	111	新池	国東市国東町治郎丸字大平	新池川(治郎丸川水系)	15.0	7,200	15.0	6.7	56.0
B	国東町	112	小屋ケ谷池	国東市国東町治郎丸字小屋ケ谷	小屋ケ谷川(治郎丸川水系)	20.0	7,400	7.2	7.5	87.0
B	国東町	113	桜池	国東市国東町治郎丸	桜川(治郎丸川水系)	0.5	1,200	5.8	3.0	46.0
B	国東町	114	庄蔵谷池	国東市国東町治郎丸字庄蔵谷	庄蔵谷川(治郎丸川水系)	15.0	14,800	9.2	6.0	86.0
B	国東町	115	ガラン池	国東市国東町治郎丸字庄蔵谷	ガラン川(治郎丸川水系)	5.0	600	2.3	2.5	32.0
B	国東町	116	高雄池	国東市国東町綱井字耕地深作	重綱川(重綱川水系)	60.0	70,000	16.2	10.0	97.0
B	国東町	117	古池	国東市国東町綱井字古池	重綱川(重綱川水系)	60.0	36,000	12.0	4.0	98.0
A	国東町	118	美迫池	国東市国東町綱井	美迫川(重綱川水系)	55.0	60,000	15.0	6.0	97.0
B	国東町	119	荒神池	国東市国東町綱井	荒神川(重綱川水系)	57.5	700	5.5	4.0	33.0
C	国東町	120	平尾池	国東市国東町綱井字平尾	平尾川(治郎丸川水系)	10.0	5,500	6.9	3.0	50.0
B	国東町	121	迫池	国東市国東町綱井字迫	迫川(重綱川水系)	10.0	4,400	5.7	8.0	64.0
C	国東町	123	中鼻池	国東市国東町重藤字志保利	志保利川(重藤川水系)	30.0	46,500	11.6	8.0	86.0
C	国東町	124	読川上池	国東市国東町重藤字小野	志読川(読川水系)	16.0	63,500	15.3	7.0	127.8

C	国東町	125	誂川下池	国東市国東町重藤字丸谷	志誂川(誂川水系)	36.0	30,000	9.0	4.5	100.6
サブ計	122									
B	武蔵町	1	尻池	国東市武蔵町池ノ内 772 番地	池ノ内川水系池ノ内川	36.0	79,000	14.0	4.0	124.0
B	武蔵町	2	中池	国東市武蔵町池ノ内 834 番地	池ノ内川水系池ノ内川	36.0	9,200	7.0	3.0	50.0
A	武蔵町	3	池ノ内大池	国東市武蔵町池ノ内 999 番地	池ノ内川水系池ノ内川	33.0	121,000	11.5	7.3	93.0
C	武蔵町	4	じんし池	国東市武蔵町池ノ内 1627 番地	内田川水系内田川	10.2	16,000	8.0	5.0	75.0
C	武蔵町	5	内田大池	国東市武蔵町内田 1337 番地	内田川水系内田川	19.0	72,000	11.0	4.5	113.0
C	武蔵町	6	下池	国東市武蔵町内田 1376 番地	内田川水系内田川	19.0	16,000	6.3	3.5	66.0
B	武蔵町	7	姫上池	国東市武蔵町内田 2248 番地	内田川水系内田川	1.4	19,500	8.0	8.0	65.5
A	武蔵町	8	坪井池	国東市武蔵町内田 1807	内田川水系内田川	4.0	44,000	12.0	7.5	87.0
B	武蔵町	9	中尾池	国東市武蔵町古市 1469 番地	武蔵川水系武蔵川	0.8	6,400	9.0	4.5	39.5
C	武蔵町	10	鋤迫池	国東市武蔵町糸原 1023-1 番地	武蔵川水系武蔵川	17.5	72,000	10.5	4.5	109.0
A	武蔵町	11	金手池	国東市武蔵町糸原	小城川水系	13.0	47,000	8.5	6.0	167.0
A	武蔵町	12	鳥手池	国東市武蔵町糸原	小城川水系小城川	3.2	10,000	4.4	3.5	55.0
A	武蔵町	13	蛇池	国東市武蔵町糸原	小城川水系	10.4	22,000	6.0	5.0	68.0
B	武蔵町	14	毛谷池	国東市武蔵町糸原 2402 番地	小城川水系小城川	1.6	7,900	8.0	4.0	44.0
A	武蔵町	15	倉迫池	国東市武蔵町小城 1091	小城川水系	3.0	7,500	3.5	2.0	69.0
A	武蔵町	16	七股池	国東市武蔵町小城	小城川水系小城川	12.0	28,000	9.0	5.0	61.8
B	武蔵町	17	兎手池	国東市武蔵町三井寺 1076 番地	武蔵川水系武蔵川	16.0	89,900	10.0	6.0	221.0
B	武蔵町	18	東ヶ迫池	国東市武蔵町三井寺 973 番地	武蔵川水系武蔵川	2.0	3,000	5.5	3.0	52.6
A	武蔵町	19	庚申池	国東市武蔵町三井寺 599 番地	武蔵川水系独歩川	0.2	2,700	8.0	2.2	44.0
B	武蔵町	20	奥迫池	国東市武蔵町三井寺 490 番地	武蔵川水系独歩川	3.8	5,000	5.0	6.0	98.0
B	武蔵町	22	松合池	国東市武蔵町志和利 2124 番地	武蔵川水系志和利川	5.0	19,400	6.5	4.5	54.5
A	武蔵町	23	秀池	国東市武蔵町志和利 2292	志和利川水系秀川	5.0	55,000	16.0	5.0	61.0

B	武蔵町	24	後野池	国東市武蔵町成吉 1232 番地	武蔵川水系武蔵川	0.5	13,000	14.0	3.5	69.0
A	武蔵町	25	日向池	国東市武蔵町手野 40 番地	武蔵川水系武蔵川	0.0	7,200	9.1	2.5	47.0
B	武蔵町	26	殿越池	国東市武蔵町手野 1890 番地	武蔵川水系武蔵川	0.0	4,000	8.0	3.6	67.0
B	武蔵町	28	小園池	国東市武蔵町吉広 4301 番地	武蔵川水系志和利川	2.4	35,000	12.0	4.0	98.4
B	武蔵町	29	宮の谷池	国東市武蔵町吉広	武蔵川水系川吉広川	0.8	8,000	13.0	4.0	66.0
A	武蔵町	30	迫池	国東市武蔵町吉松	吉広川水系迫川	3.6	10,000	7.0	3.0	62.0
B	武蔵町	32	岡池	国東市武蔵町吉広	武蔵川水系吉広川	0.4	8,000	10.0	4.0	52.0
A	武蔵町	33	松ヶ迫池	国東市武蔵町吉広 2429 番地	武蔵川水系吉広川	0.5	41,000	12.0	4.0	104.0
A	武蔵町	34	小ヶ倉池	国東市武蔵町吉広	武蔵川水系吉広川	0.0	30,000	9.0	3.0	86.0
C	武蔵町	35	二股池	国東市武蔵町麻田 1018 番地	内田川水系内田川	9.6	27,000	5.8	5.0	92.0
B	武蔵町	36	八ヶ迫池	国東市武蔵町狭間	武蔵川水系狭間川	2.2	8,000	10.0	3.5	61.0
B	武蔵町	37	狭間新池	国東市武蔵町狭間	武蔵川水系狭間川	10.8	80,000	10.0	9.0	112.0
B	武蔵町	38	古池	国東市武蔵町狭間	武蔵川水系狭間川	0.6	10,000	7.0	5.0	83.2
A	武蔵町	40	功池	国東市国東町網井	重網川水系重網川	3.0	6,800	28.0	10.0	100.0
サブ計	40									
A	安岐町	1	尾迫溜池	国東市安岐町大添字尾迫	松川(天村川水系)	13.0	35,000	10.0	5.5	104.0
B	安岐町	2	岩鼻溜池	国東市安岐町大添字岩鼻	松川(天村川水系)	6.5	1,000	7.0	4.0	42.0
A	安岐町	3	上の原池	国東市安岐町大添字谷	松川(松川水系)	1.4	1,500	8.0	2.5	36.0
B	安岐町	4	尾払溜池	国東市安岐町大添字丸尾	松川(松川水系)	20.0	100,000	7.0	4.0	82.0
B	安岐町	5	尾払新溜池	国東市安岐町大添字尾払	松川(天村川水系)	20.0	15,000	7.5	5.5	93.0
A	安岐町	6	高地池	国東市安岐町明治字高地	朝来野川(安岐川水系)	2.2	6,000	10.0	5.2	60.0
A	安岐町	7	清水池	国東市安岐町明治字竹ノ下	朝来野川(安岐川水系)	1.0	8,000	8.0	7.6	60.0
B	安岐町	8	益ヶ原池	国東市安岐町明治字益ヶ原	小俣川(安岐川水系)	0.0	43,000	10.0	4.5	95.0
B	安岐町	9	鳥越池	国東市安岐町朝来字谷ヶ迫	朝来野川(安岐川水系)	0.4	400	7.0	6.0	71.0

C	安岐町	11	長迫新池	国東市安岐町朝来字弁分	朝来野川(安岐川水系)	1.2	9,000	5.0	3.5	60.0
A	安岐町	12	長迫池	国東市安岐町朝来字弁分	朝来野川(安岐川水系)	1.4	12,000	8.5	4.8	65.0
B	安岐町	13	蓮池	国東市安岐町朝来字上油原	両子川(安岐川水系)	2.0	8,000	4.0	4.6	100.0
A	安岐町	14	菱池	国東市安岐町朝来字下油原	両子川(安岐川水系)	2.0	12,000	5.0	6.5	60.0
A	安岐町	15	中ノ川池	国東市安岐町矢川字大中野 1346 番地	安岐川(安岐川水系)	2.0	30,000	10.0	5.5	71.0
A	安岐町	16	矢川上溜池	国東市安岐町矢川字向田	矢川(安岐川水系)	8.0	10,000	13.0	3.0	91.0
A	安岐町	17	矢川下溜池	国東市安岐町矢川字向田	矢川(安岐川水系)	8.0	12,000	7.0	3.0	67.0
A	安岐町	18	前田溜池	国東市安岐町山浦字前田	大谷川(安岐川水系)	5.0	8,000	6.0	3.8	80.0
A	安岐町	19	藤ヶ谷溜池	国東市安岐町掛樋字藤ヶ谷	大谷川(安岐川水系)	4.4	10,000	8.5	3.0	79.0
B	安岐町	20	明戸木池	国東市安岐町成久字明戸木	安岐川(安岐川水系)	10.0	16,000	7.0	5.5	79.0
B	安岐町	22	浦の池	国東市安岐町富清字小不毛	吉松川(安岐川水系)	0.1	2,000	6.0	3.0	40.0
B	安岐町	23	中の迫池	国東市安岐町油留木字中の迫	小野谷川(安岐川水系)	7.0	50,000	8.0	4.0	87.0
B	安岐町	24	下油留木溜池	国東市安岐町油留木字鏡石	油留木川(安岐川水系)	5.0	82,000	10.0	4.0	68.0
B	安岐町	25	長尾溜池	国東市安岐町油留木字鏡石 3890 番地	前谷川(安岐川水系)	14.0	14,000	7.0	5.0	67.0
B	安岐町	26	鏡石池	国東市安岐町油留木字鏡石	油留木川(安岐川水系)	0.9	5,000	7.0	3.0	50.0
B	安岐町	27	新池	国東市安岐町油留木字鏡石	安岐川(安岐川水系)	6.6	12,000	7.0	5.0	50.0
B	安岐町	28	油津り波溜池	国東市安岐町瀬戸田	安岐川(安岐川水系)	6.6	40,000	7.0	8.0	78.0
A	安岐町	29	七郎池	国東市安岐町吉松字水無	前谷川(安岐川水系)	13.0	70,000	14.0	3.0	93.0
A	安岐町	30	七郎新池	国東市安岐町吉松字水無	前谷川(安岐川水系)	11.0	12,000	8.0	5.0	69.0
B	安岐町	31	長迫溜池	国東市安岐町吉松字長迫 713 番地	前谷川(安岐川水系)	14.0	6,000	10.0	4.0	89.0
B	安岐町	32	中村大池(田尾)	国東市安岐町吉松字中村	吉松川(安岐川水系)	96.0	30,000	10.0	4.6	104.0
B	安岐町	33	園田口	国東市安岐町吉松	吉松川(安岐川水系)	15.0	40,000	15.0	5.0	75.0
A	安岐町	34	園田尻	国東市安岐町吉松園田	吉松川(安岐川水系)	15.0	12,000	10.0	4.5	67.0
A	安岐町	35	尻無(野々田)	国東市安岐町吉松字尻無	吉松川(安岐川水系)	8.0	2,500	10.0	5.5	67.0

A	安岐町	36	草場池	国東市安岐町吉松字大入道	吉松川(安岐川水系)	3.0	6,000	10.0	3.0	64.0
A	安岐町	37	瀬葉ヶ谷池	国東市安岐町吉松字ミノベ	吉松川(安岐川水系)	13.0	14,000	14.7	3.6	70.0
A	安岐町	38	美濃辺池	国東市安岐町馬場字美濃辺	後川	17.0	60,000	7.0	7.0	114.0
B	安岐町	39	堤ヶ迫池	国東市安岐町馬場字堤迫	後川(安岐川水系)	1.9	5,000	4.0	3.0	56.0
A	安岐町	40	谷溜池	国東市安岐町馬場字谷	後川(安岐川水系)	17.0	25,000	7.0	6.5	71.0
A	安岐町	41	野地池	国東市安岐町馬場字野地	後川(安岐川水系)	5.8	12,000	4.9	4.4	80.0
A	安岐町	42	赤池上溜池	国東市安岐町下原字赤禿	排水路	6.0	30,000	3.5	11.6	74.0
B	安岐町	43	赤池下池	国東市安岐町下原	安岐川(安岐川水系)	35.0	60,000	9.5	12.0	92.0
B	安岐町	44	蓮溜池	国東市安岐町塩屋	荒木川(安岐川水系)	0.9	7,000	7.0	3.0	50.0
A	安岐町	46	新溜池	国東市安岐町塩屋	荒木川(安岐川水系)	1.8	5,000	4.5	2.5	76.0
A	安岐町	47	龍の熊溜池	国東市安岐町塩屋	荒木川(安岐川水系)	2.1	5,000	6.0	3.0	52.5
B	安岐町	48	荒木溜池	国東市安岐町塩屋字平原荒木	荒木川(安岐川水系)	1.0	2,500	5.0	2.0	40.0
B	安岐町	49	谷ヶ迫溜池	国東市安岐町塩屋字谷迫	荒木川(安岐川水系)	2.7	15,000	8.5	4.0	43.0
C	安岐町	50	大將軍溜池	国東市安岐町西本	荒巻川(安岐川水系)	5.5	12,100	10.3	4.1	70.5
B	安岐町	53	田中溜池	国東市安岐町西本字内迫	荒木川(安岐川水系)	4.2	2,000	4.0	2.5	53.0
B	安岐町	54	内迫溜池	国東市安岐町西本字内迫	荒木川(安岐川水系)	2.5	1,500	4.5	1.6	30.0
B	安岐町	55	木野新池	国東市安岐町西本	西本川(安岐川水系)	0.0	5,000	8.0	5.0	85.0
C	安岐町	56	堤溜池	国東市安岐町下山口	京田川(安岐川水系)	3.5	4,000	6.0	2.5	54.5
A	安岐町	57	東溜池	国東市安岐町下山口	荒木川(安岐川水系)	3.3	2,000	7.0	4.0	35.0
A	安岐町	58	キララ溜池	国東市安岐町下山口	荒木川(安岐川水系)	1.5	1,800	5.0	3.3	35.0
B	安岐町	59	四十田溜池	国東市安岐町大添字城の越	城の越川(安岐川水系)	6.0	7,000	11.0	3.7	50.0
B	安岐町	60	藤原下溜池	国東市安岐町山口字走水	妙見川(安岐川水系)	1.0	1,000	7.5	2.0	28.0
B	安岐町	61	藤原上溜池	国東市安岐町山口字藤工原	妙見川(安岐川水系)	1.0	1,660	5.0	1.8	36.5
A	安岐町	62	四郎ヶ迫溜池	国東市安岐町山口字四郎ヶ迫	荒木川(安岐川水系)	1.3	1,600	8.5	3.0	50.0

【資料 9】 気象注意報・警報の種類及び発表基準

区分	種類		発表基準
注 意 報	強 風	平均風速	・陸上・海上ともに平均風速が 12m/s をこえると予想される場合。
	風 雪	平均風速	・陸上・海上ともに平均風速が 12m/s をこえ、雪を伴うと予想される場合。
	大 雨	雨量基準	・表面雨量指数基準・・・11 ・土壌雨量指数基準・・・95
	大 雪	降雪の深さ	・12 時間の降雪の深さが平地 3 cm、山地 5 cm をこえると予想される場合。
	濃 霧	視程	濃霧により、交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあるとき。 具体的には視程が陸上で 100m 又は海上で 500m になると予想される場合。
	雷	落雷等により被害が予想される場合。	
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温 -2℃～2℃、湿度が 90% 以上と予想される場合。	
	なだれ	積雪の深さ 100 cm 以上で次のいずれか予想される場合。 1. 気温 3℃ 以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さ 30 cm 以上	
	霜	11 月 20 日までの早霜、3 月 20 日までの晩霜、最低気温 3℃ 以下と予想される場合。	
	低 温	夏期：平均気温が平年より 3℃ 以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合。	
		冬季：最低気温が沿岸部 -4℃ 以下、又は内陸部 -8℃ 以下と予想される場合。	
	高 潮	潮位	中津小祝・国東半島沿岸潮位が T・P+2.1m をこえると予想される場合。
	波 浪	有義波高	1.5m をこえると予想される場合。
洪 水	流域雨量指数基準	伊美川流域=10.8、櫛来川流域=5.6、岐部川流域=5.7、田深川流域=7.3、武蔵川流域=11.5、安岐川流域=12.7、荒木川流域=6.4、吉松川流域=4	
	複合基準（※）	伊美川流域=(5, 9.5)、櫛来川流域=(5, 5.6)、岐部川流域=(5, 5.6)、武蔵川流域=(5, 11)、安岐川流域=(9, 8.9)、荒木川流域=(8, 5.1)	

(※) 複合基準・・・(表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

区分	種 類		発表基準
警 報	暴 風	平均風速	陸上・海上ともに 20m/s をこえると予想される場合。
	暴風雪	平均風速	雪を伴い平均風速 20m/s をこえると予想される場合。
	大 雨	雨量基準 ・浸水害・・表面雨量指数基準=17 ・土砂災害・・土壌雨量指数基準=122	
	大 雪	降雪の深さ	12時間の降雪の深さが平地 10 cm、山地 20 cm をこえると予想される場合。
	高 潮	高潮警報	国東半島沿岸潮位が T・P+2.5m をこえると予想される場合。
	波 浪	波浪警報	有義波高が 3.0m をこえると予想される場合。
	洪 水	流域雨量指数基準	伊美川流域=13.5、櫛来川流域=7、岐部川流域=7.2、田深川流域=9.2、武蔵川流域=14.4、安岐川流域=15.9、荒木川流域=8.1、吉松川流域=5
	複合基準 (※)	伊美川流域=(8, 10.5)、岐部川流域=(8, 6.2)、武蔵川流域=(8, 12.2)、安岐川流域=(10, 9.9)、荒木川流域=(8, 7.2)	

(※) 複合基準・・・(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

(注) ※表面雨量指数基準および土壌雨量指数基準の数値は令和 5 年 6 月 8 日に大分地方気象台が発表した基準値となります。

※警報・注意報名欄の () 内は基準となる気象要素などを示します。

※TP は東京湾平均海面を意味し、この海面を基準面として測った潮位を示します。

※暴風、強風、暴風雪、風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪の各警報・注意報基準値における「以上」は省略しています。

※乾燥、濃霧、霜の各注意報基準値における「以下」は省略しています。

・【資料 10】文化財

令和 6 年 3 月 1 日現在

■国指定選択・登録文化財

	名称及び管理者	指定年月日	所在地
重要文化財			
国東町	岩戸寺宝塔 岩戸寺	昭和 25. 8.29	国東市国東町岩戸寺
	泉福寺開山堂 附開山無著和尚墓塔 泉福寺	昭和 25. 8.29	国東市国東町横手
	泉福寺仏殿 附棟札 1 枚 泉福寺	平成 13.11.14	国東市国東町横手
	長木家宝塔	昭和 29.3.20	国東市国東町東堅来
	宋版宏智録 泉福寺蔵	平成 7. 6.15	国東市国東町大字横手
	木造足利尊氏坐像 安国寺	平成 24.9.6	国東市国東町安国寺
武蔵町	照恩寺宝塔 照恩寺	昭和 25. 8.29	国東市武蔵町三井寺
安岐町	宝塔	昭和 29.3.20	国東市安岐町朝来
	三浦梅園遺稿 国東市	昭和 44.6.20	国東市安岐町富清
重要無形民俗文化財			
国東町	修正鬼会 岩戸寺修正鬼会保存会・成仏寺修正鬼会保存会	昭和 52.5.17	国東市国東町岩戸寺、成仏
武蔵町	吉弘楽 吉弘楽保存会	平成 8.12.20	国東市武蔵町吉広
選択無形民俗文化財			
国見町	岩倉社のケベス祭	平成 12.12.25	国東市国見町櫛来(櫛来社)
史跡			
国見町	鬼塚古墳 国東市	昭和 32.11.28	国東市国見町中
安岐町	三浦梅園旧宅 国東市	昭和 34.5.13	国東市安岐町富清
国東町	安国寺集落遺跡 国東市	平成 4.4.3	国東市国東町安国寺
名勝			
国東町	文殊耶馬	平成 30.10.15	国東市国東町岩戸寺・大恩寺

■国登録有形文化財

	名称及び管理者	指定年月日	所在地
国見町	国見ふるさと展示館資料館 (旧有永邸 主屋)	平成 12.12. 4	国見町岐部
	国見ふるさと展示館研修所 (旧有永邸 離れ)	平成 12.12. 4	国見町岐部
	国見ふるさと展示館展示場 (旧有永邸 蔵)	平成 12.12. 4	国見町岐部
	国見ふるさと展示館休憩所 (旧有永邸 馬屋)	平成 12.12. 4	国見町岐部
	重光家住宅 主屋	平成 12.12. 4	国見町向田
国東町	萱島酒造 仕込み蔵	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島酒造 北蔵	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島酒造 米蔵	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島酒造 門口倉庫	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島酒造 旧ムロマエ	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島酒造 煙突	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島酒造 旧麹室	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島酒造 中蔵 (搾り場)	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島酒造 冷蔵蔵 (旧醸造所)	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島酒造 井戸屋形	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島酒造 裏門	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島酒造 木塀	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島家住宅 主屋	平成 10. 1.16	国東町綱井
	萱島家住宅 離れ	平成 10. 1.16	国東町綱井

■ 県指定・選択文化財

	名称及び管理者	指定年月日	所在地
有形文化財			
国東町	木造薬師如来坐像 岩戸寺蔵	昭和 28. 4.20	国東市国東町岩戸寺
	梵鐘 文殊仙寺	昭和 28. 4.20	国東市国東町大恩寺
	石造宝塔 神宮寺	昭和 33. 3.25	国東市国東町横手
	岡板碑	昭和 34. 3.20	国東市国東町見地
	石造九重塔 国東市	昭和 34. 3.20	国東市国東町北江
	川原板碑	昭和 34. 3.20	国東市国東町川原
	鳴板碑	昭和 34. 3.20	国東市国東町東堅来
	左荘板碑 上分区	昭和 35. 3.22	国東市国東町赤松
	銅鰐口 文殊仙寺蔵	昭和 42. 3.31	国東市国東町大恩寺
	石幢 岩戸寺	昭和 43. 3.29	国東市国東町岩戸寺
	木造地藏菩薩立像 千光寺蔵	昭和 44. 3.22	国東市国東町田深
	木造不動明王坐像 行入寺蔵	昭和 44. 3.22	国東市国東町横手
	密教法具 神宮寺蔵	昭和 44. 3.22	国東市国東町横手
	懸仏 神宮寺蔵	昭和 44. 3.22	国東市国東町横手
	板碑	昭和 47.3.21	国東市国東町深江
	板碑	昭和 47.3.21	国東市国東町下成仏
	板碑	昭和 47.3.21	国東市国東町見地
	来浦宝篋印塔	昭和 49. 3.19	国東市国東町来浦
	向畑角塔婆 国東市	昭和 49. 3.19	国東市国東町安国寺
	木造阿弥陀如来坐像 千光寺蔵	昭和 51. 3.30	国東市国東町田深
	木造釈迦如来坐像 万弘寺蔵	昭和 51. 3.30	国東市国東町富来浦
	岩戸寺石造金剛力士立像 岩戸寺	昭和 51. 3.30	国東市国東町岩戸寺
	神宮寺懸仏 神宮寺蔵	昭和 51. 3.30	国東市国東町横手
	泉福寺正法眼蔵抄 泉福寺蔵	昭和 58. 4.12	国東市国東町横手
	文殊仙寺石造十王像 文殊仙寺	昭和 59. 3.30	国東市国東町大恩寺
	泉福寺山門 泉福寺	平成 3. 3.26	国東市国東町横手
	文殊仙寺石造仁王像 文殊仙寺	平成 6. 3.25	国東市国東町大恩寺
	安国寺木造地藏菩薩立像 安国寺蔵	平成 6. 3.25	国東市国東町安国寺
	重藤十王堂石造仏像群 重藤十王講組	平成 14. 3.29	国東市国東町重藤
	泉福寺厨子 泉福寺	平成 15. 3.31	国東市国東町横手
	天満社本殿 天満社	平成 16. 3.30	国東市国東町原
	飯塚遺跡出土品木簡及び墨書土器 国東市歴史体験学習館蔵	平成 22. 3.30	国東市国東町安国寺
須恵器 国東市歴史体験学習館蔵	昭和 41.3.22	大分県立埋蔵文化財センター	

	名称及び管理者	指定年月日	所在地
国東町	装飾器台 国東市歴史体験学習館蔵	平成 10. 3.20	国東市国東町安国寺
	泉福寺伝香炉台 泉福寺	平成 26.2.14	国東市国東町横手
	木造無著妙融坐像 泉福寺	平成 26.2.14	国東市国東町横手
	木造如来坐像 国東市	平成 27.2.24	国東市国東町安国寺
	絹本著色十一面観音来迎図 神宮寺	平成 30.2.6	国東市国東町横手
	紙本著色文殊仙寺境内図 文殊仙寺	平成 30.2.6	国東市国東町大恩寺
	木造僧形八幡神坐像・女神坐像 桜八幡神社	令和 4.2.25	大分県立歴史博物館
安岐町	護聖寺板碑 護聖寺	昭和 34. 3.20	国東市安岐町朝来
	木造阿弥陀如来立像 瑠璃光寺蔵	昭和 36.3.14	国東市安岐町糸永
	石造国東塔 両子寺	昭和 46.3.23	国東市安岐町両子
	梅友庵金銅釈迦如来坐像 下西本区蔵	昭和 58. 4.12	国東市安岐町西本
	蜘蛛取石殿	昭和 59. 3.30	国東市安岐町油留木
	護聖寺石殿 護聖寺	昭和 59. 3.30	国東市安岐町朝来
	八坂社板碑 八坂社	昭和 59. 3.30	国東市安岐町朝来
	岩尾板碑 岩尾組	昭和 59. 3.30	国東市安岐町朝来
	両子寺木造阿弥陀如来坐像 両子寺蔵	平成 3. 3.26	国東市安岐町両子
	木造釈迦三尊像 實際寺蔵	平成 8. 3.29	国東市安岐町瀬戸田
	木造十一面観音立像 實際寺蔵	平成 8. 3.29	国東市安岐町瀬戸田
	木造観音菩薩立像 両子寺	平成 30.2.6	国東市安岐町両子
	武蔵町	木造阿弥陀三尊像 報恩寺蔵	昭和 44.3.22
報恩寺鰐口 報恩寺蔵		昭和 50. 3.28	国東市武蔵町麻田
宝命寺国東塔 宝命寺		昭和 51. 3.30	国東市武蔵町小城
石造宝塔 西光寺		昭和 32. 3.26	国東市武蔵町吉広
木造釈迦如来坐像 圓明寺		令和 3.3.2	国東市武蔵町成吉
国見町	木造地藏菩薩立像 胎蔵寺蔵	昭和 44. 3.22	国東市国見町岐部
	木造大日如来坐像 胎蔵寺蔵	昭和 44. 3.22	国東市国見町岐部
	木造観音菩薩立像 永明寺蔵	昭和 44. 3.22	国東市国見町櫛来
	木造如来立像 万徳寺蔵	昭和 44. 3.22	大分県立歴史博物館
	木造薬師如来坐像 万福寺蔵	昭和 44. 3.22	国東市国見町櫛海
	木造釈迦三尊像 平等寺講中蔵	昭和 44. 3.22	国東市国見町野田
	木造二天王立像 平等寺講中蔵	昭和 44. 3.22	国東市国見町野田
	岐部文書	昭和 44. 3.22	大分県立先哲史料館
	石造国東塔	昭和 45.3.31	国東市国見町千灯
	真覚寺国東塔	昭和 47.3.21	国東市国見町野田
	妙吉寺五輪塔	昭和 49. 3.19	国東市国見町中
	岐部氏鰐口	昭和 49. 3.19	国東市国見町岐部

	名称及び管理者	指定年月日	所在地
	十王堂板碑 全光寺講中	平成 4. 3.27	国東市国見町野田
	石造宝塔 別宮社	昭和 33. 3.25	国東市国見町伊美
	仁聞国東塔 千燈寺	昭和 47.3.21	国東市国見町千灯
	木造如来坐像 千燈寺蔵	昭和 47.3.21	国東市国見町千灯
	木造観音菩薩立像 全光寺講中蔵	昭和 47.3.21	国東市国見町野田
	千燈寺石造宝塔 千燈寺蔵	昭和 49. 3.19	国東市国見町千灯
	石造地藏菩薩立像及び比丘尼立像 松林寺講中蔵	平成 5. 3.23	国東市国見町岐部
	千燈寺跡石造仁王像 千燈寺	平成 14.3.29	国東市国見町千灯
有形民俗文化財			
安岐町	木造鈴鬼面 両子寺蔵	昭和 44.3.22	国東市安岐町両子
国見町	千燈寺修正鬼会面 千燈寺蔵	昭和 52.3.31	国東市国見町千灯
無形民俗文化財			
国見町	別宮社の神楽	昭和 48.3.20	国東市国見町伊美
安岐町	諸田山神社の御田植祭	平成 13.4.3	国東市安岐町明治
選択無形民俗文化財			
国見町	別宮社神舞行事	昭和 48.3.20	国東市国見町伊美
	伊美別宮社やぶさめ	昭和 56.3.31	国東市国見町伊美
史跡			
国見町	千燈石仏	昭和 32.3.26	国東市国見町千灯
	竹田津元宮遺跡 附 鬼籠列石	昭和 35.3.22	国東市国見町元宮・鬼籠
	千燈寺跡 千燈寺	昭和 47.3.21	国東市国見町千灯
国東町	狐塚古墳	昭和 28.4.20	国東市国東町富来浦
	浜崎祖形五輪塔群	昭和 34.3.20	国東市国東町浜崎
	石立山岩戸寺 岩戸寺	昭和 54.5.15	国東市国東町岩戸寺
	峨眉山文殊仙寺 文殊仙寺	昭和 54.5.15	国東市国東町大恩寺
	泉福寺境内 泉福寺	平成 16.3.31	国東市国東町横手
安岐町	塚山古墳 国東市	昭和 28.4.20	国東市安岐町塩屋
	地下式土壙	昭和 28.4.20	国東市安岐町矢川
	足曳山両子寺 両子寺	昭和 41.3.22	国東市安岐町両子
天然記念物			
国見町	武多都社の境内林	昭和 49.3.19	国東市国見町竹田津
国見町	向田天満社自然林	令和 3.3.2	国東市国見町向田
国東町	桜八幡神社社叢	昭和 17.8.10	国東市国東町鶴川
国東町	文殊仙寺の自然林	昭和 49.3.19	国東市国東町大恩寺
武蔵町	武蔵のサツキツツジ	昭和 35.3.22	国東市武蔵町内田
武蔵町	スダシイ原生林	昭和 47.3.21	国東市武蔵町小城

【資料 11】土砂災害警戒区域等内の要配慮者関連施設

種 別	施設名	災害種別				所在地	連絡先
		土砂災害	洪水	高潮	津波		
高齢者施設	訪問看護ステーションはまゆう	—	区域内	区域内	区域内	国見町伊美 2641-1	0978-82-1290
高齢者施設	介護老人保健施設 大樹	—	区域内	区域内	区域内	国見町伊美 2617-2	0978-73-4021
高齢者施設 (グループホーム)	グループホーム やまもも	—	—	区域内	区域内	国見町小熊毛 2695-1	0978-73-9000
高齢者施設	老人保健施設 メディケア亀寿苑	—	区域内	—	—	国東町田深 665-1	0978-72-1010
地域密着型 サービス事業所	健康堂デイサービスセンター	—	区域内	—	—	国東町田深 1001	0978-72-4506
高齢者施設	通所リハビリテーション はなみずき	—	区域内	区域内	区域内	武蔵町古市 148	0978-69-0171
共同生活 援助事業所	け や き	区域内	区域内	—	—	安岐町瀬戸田 627-1	0978-64-7521
就 労 継 続 支 援 事 業 所	え が お	—	区域内	—	—	国東町川原 703	0978-72-2031
児 童 福 祉 施 設	竹田津保育所	—	—	区域内	区域内	国見町竹田津 3610-1	0978-84-0628
児 童 福 祉 施 設	熊毛保育所	区域内	—	—	—	国見町小熊毛 62-2	0978-83-0459
児 童 福 祉 施 設	国東こども園	—	区域内	区域内	区域内	国東町田深 1571-14	0978-72-0500
放 課 後 児 童 施 設	竹田津放課後 児童クラブ	—	—	区域内	区域内	国見町竹田津 3610-1	0978-72-5164
放 課 後 児 童 施 設	国 東 Y Y 学童クラブ	—	区域内	—	—	国東町田深 1665	0978-72-3636
高齢者施設	養護老人ホーム くにみ苑	区域内	—	—	—	国見町岐部 3910	0978-73-9101
医 療 施 設	国見病院	—	区域内	区域内	区域内	国見町伊美 1968	0978-82-1251
医 療 施 設	堀田医院	—	区域内	区域内	区域内	国見町伊美 2641-1	0978-82-0490

学校施設	国見小学校	区域内	区域内	—	—	国見町伊美 850	0978-82 -0004
学校施設	国見中学校	—	区域内	—	—	国見町伊美 2830	0978-82 -0034
医療施設	定村内科医院	—	区域内	区域内	区域内	安岐町塩屋 114-1	0978-67 -2127
学校施設	安岐中央小学校	—	区域内	—	—	安岐町中園 210-1	0978-67 -0005
学校施設	安岐中学校	—	区域内	—	—	安岐町中園 408	0978-67 -0006
児童福祉施設	伊美保育園	—	区域内	区域内	区域内	国見町伊美 2457-1	0978-82 -0085
児童福祉施設	安岐中央幼稚園	—	区域内	—	—	安岐町中園 210-1	0978-67 -0175
高齢者施設	くにさきケアセンターたんぼぼ	—	区域内	—	—	国見町伊美 2225-1	0978-82 -1107
放課後児童施設	伊美放課後児童クラブ	—	区域内	—	—	国見町中 850	0978-72 -5164
放課後児童施設	熊毛放課後児童クラブ	区域内	—	—	—	国見町小熊毛 62-2	0978-72 -5164
放課後児童施設	安岐中央小放課後児童クラブ	—	区域内	—	—	安岐町中園 210-1	0978-67 -0135
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム花ゆり	—	区域内	—	—	国見町伊美 3528-1	0978-82 -1116
高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅りんどう	—	区域内	—	—	国見町伊美 1977-1	0978-82 -1251
高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅なでしこ	—	区域内	—	—	国見町伊美 1977-2	0978-82 -1251
高齢者施設	サービス付き高齢者向け住宅さるびあ	—	区域内	—	—	国見町伊美 1977-1・2	0978-82 -1251
児童福祉施設	保育ルームスコープ	—	区域内	—	—	安岐町中園 1340	0978-67 -0787
児童福祉施設	南部こども園	—	区域内	—	—	国東町小原 119-1	0978- 72-0609
児童福祉施設	武溪保育所	—	区域内	—	—	武蔵町麻田 57-1	0978- 69-0432
医療施設	あさひクリニック	—	区域内	—	—	国東町綱井 432-7	0978- 72-0365

医療施設	福永胃腸科 外科医院	—	区域内	—	—	国東町鶴川 106	0978- 72-3001
高齢者施設	通所リハビリ テーション おたっしや倶楽部	—	区域内	—	—	国東町富来浦 1788-1	0978- 73-3012
共同生活 援助事業所	島ホーム	—	区域内	—	—	武蔵町手野 1149-1	0978- 69-0069
共同生活 援助事業所	合同会社 クオリティライフ	—	区域内	—	—	国東町田深 663-1	0978- 72-5100
障がい児発達支援 放課後デイサービス	キッズステーション わくわく	—	区域内	—	—	安岐町成久 45-1	0978- 97-4495
障がい児通 所支援施設	いきいきっ子 クラブ国東	—	区域内	—	—	国東町小原 979	0978- 72-0090

【資料 12-1】 激甚災害指定基準

激 甚 災 害 指 定 基 準

1 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額＞全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%を超える災害</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額＞当全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%相当額を超える災害でありかつ、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が一以上あること。</p> <p>(2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%を超える都道府県が一以上あること。</p>	<p>法第2条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 事業費査定見込額＞全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害</p> <p>(B基準) 事業費査定見込額＞全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害でありかつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が一以上あるもの</p>	<p>法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）</p>
<p>激甚災害又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く</p>	<p>法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>
<p>次のいずれかに該当する災害とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおおむねその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。</p> <p>(A基準) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害</p> <p>(B基準) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害でありかつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%を超える都道府県が一以上あるもの</p>	<p>法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害</p> <p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が一以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね60%を超える災害</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1%を超える災害</p>	<p>法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県が一以上あるもの</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>	<p>法第12条、13条、15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>
<p>法第十六条、第十七条及び第十九条の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>	<p>法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で 4,000 戸以上</p> <p>(B基準) 次の 1、2 のいずれかに該当する災害ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数>被災地全域で 2,000 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数>被災地全域で 1,200 戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 20%以上</p>	<p>法第 22 条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>
<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第二章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法</p>	<p>第 24 条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>
<p>その他、災害発生のおと被害の実状に応じ個別に考慮</p>	<p>上記以外の措置</p>

【資料 12-2】 局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額）当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただしその該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満である場合を除く。</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項第3項及び第4項の措置</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>
<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%の場合を除く。</p> <p>かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置</p>
<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置</p>

様式

(第1号様式)

被害状況速報(第 号)

災害名		受信者	年 月 日 時 分					
現在時		発信者	年 月 日 時 分					
発生日時	年 月 日 時 分							
発生の場所等	市町村		番地					
	氏名	職業	年齢	才				
現原象因又及びはび事発故生等状の況								
被害の概要	人的被害		建物の被害		その他の被害			
	罹災者	世帯数	世帯	全壊(全焼流失)	棟	田	流失埋没	ha
							冠水	〃
		人員	人	一部破損(部分焼)	〃	畑	流失埋没	〃
							冠水	〃
	死者	人	浸水	床上	〃	道路決壊	箇所	
	行方不明	人		床下	〃			
	負傷者	軽症	人	全壊全焼流失	〃	〃	橋梁流失	〃
							堤防決壊	〃
		中傷	人	半壊(半焼)	〃	〃	鉄道不通	〃
							船舶被害	隻

【資料 13-1】 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）

1 同一原因によって生じた災害による被害が市町村の区域単位に次の基準を越え、かつ、罹災者が現に救助を要する状態にあると認められるとき知事は災害救助法を適用し、これに基づいて応急救助を実施する。

イ 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の人口に応じ次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000 人 未満	5,000 人 以上 15,000 人 未満	15,000 人 以上 30,000 人 未満	30,000 人 以上 50,000 人 未満	50,000 人 以上 100,000 人 未満	100,000 人 以上 300,000 人 未満	300,000 人 以上	備考
滅失した世帯数 (生活をつに した実際の生活 単位の数)	30	40	50	60 ※	80	100	150	

※ 国東市該当

ロ 県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が、1,500 世帯以上となり、かつ当該市町村の人口に応じ住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000 人 未満	5,000 人 以上 15,000 人 未満	15,000 人 以上 30,000 人 未満	30,000 人 以上 50,000 人 未満	50,000 人 以上 100,000 人 未満	100,000 人 以上 300,000 人 未満	300,000 人 以上	備考
滅失した世帯数 (生活をつに した実際の生活 単位の数)	15	20	25	30 ※	40	50	75	

※ 国東市該当

ハ 県下の市町村ごとの滅失被害世帯数の合計が 7,000 世帯以上であるとき。

ニ 罹災者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合かつ多数の世帯の住家が滅失した場合で厚生大臣との協議が成立したとき。

2 前項イ～ハマまでに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積により一時的に居住することができない状態となった世

帯は三世帯をもってそれぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(注) 被害程度の認定基準

(A) 被害程度の認定は災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず救助の実施に当り、その種類程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。

(B) 「住家」とは、現実とその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも一棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり離座敷が別棟であるような場所にはこれら生活に必要な部分の棟数は合わせて一棟とする。

なお、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として居住しているときは住家に計上するものとする。

(C) 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯として計上すること。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

(D) 「全壊(焼)」、「流失」とは、住家が滅失したもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部〔壁、柱、梁、屋根又は階段をいう。半壊(焼)の場合も同様〕の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものを計上する。

(E) 「半壊(焼)」とは、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので具体的には住家の損壊又は焼失した部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものを計上すること。

(F) 「床上浸水」とは、住家のD及びEに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを計上すること。

(G) 「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものを計上する。

(H) 「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものを計上する。

(I)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

(J)「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものをいう。

(K)「負傷」とは、災害のため負傷して医師の治療を受ける必要のあるものをいう。

「負傷」のうち「重傷」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは1ヶ月未満で治療できる見込みのものをいう。

【資料 13-2】 被害報告判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの独立した建物とする。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	一部破損	全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田畑の流出・埋没	田の耕土の厚さ1割以上が流出した状態、埋没は、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をうけたもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

被害区分	判定基準
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
決壊	道路の全部又は一部が破損し又は崩土により通行不可能となったもの及び応急修理が必要なもの。
冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が行われる程度の被害をうけたもの。
通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能となったもの。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、または準用される河川もしくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。
海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

被害区分	判定基準	
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
<p>（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。</p>		
公共施設被害市町村数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況	市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。	
消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。	
避難の勧告・指示の状況	災害対策基本法第60条に基づき、避難の勧告・指示を行った場合、その概況を記入すること。この場合、避難の勧告・指示を行った日時、地区及び避難している人員等を記入すること。	

【資料 13-3】 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	市
医療及び助産	14 日以内（ただし、助産分べんした日から 7 日以内）	医療班派遣 = 県及び日赤支部（ただし委任したとき）
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	市
災害にかかった者の救出	3 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
応急仮設住宅の給与	着工 20 日以内	設置：県 委任したときは市
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1 か月以内	市
死体の捜索	10 日以内	市
死体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内	市

【資料 13-4】 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

(平成 18 年度)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当たり 30,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,342,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,342,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。								
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。								
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
		全全流			壊焼失	夏	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200
						冬	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300
半半床	壊焼床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400				
		冬	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300				

医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民保 険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以 内	災害発生の日か ら 14 日以内	患者等の移送費は、別 途計上
助産	災害発生の日以前又 は以後 7 日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の 100 分の 80 以内 の額	分べんした日か ら 7 日以内	妊婦等の移送費は、別 途計上
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日か ら 3 日以内	1 期間内に生死が明ら かにならない場合は、 以後「死体の捜索」と して取り扱う。 2 輸送費、人件費は、 別途計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急 修理をすることができ ない者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 500,000 円以内	災害発生の日か ら 1 か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流 失、半壊(焼)又は床上 浸水により学用品を喪 失又は毀損し、就学上 支障のある小学校児 童、中学校生徒及び高 等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100 円 中学生生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生の日か ら (教科書) 1 か月以内 (文房具及び通学 用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支 給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 199,000 円以内 小人(12 歳未満) 159,200 円以内	災害発生の日か ら 10 日以内	災害発生の日以前に死 亡した者であっても対象 となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情に よりすでに死亡してい ると推定される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日か ら 10 日以内	1 輸送費、人件費は、 別途計上 2 災害発生後 3 日を経 過したものは一応死亡 した者と推定してい る。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,300円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【資料 13-5】 災害弔慰金の支給等に関する条例

○国東市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 124 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
- 第 5 章 雑則(第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害による被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、国東市内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、別表の左欄に掲げる災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ右欄に掲げる額とする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の国見町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年国見町条例第20号)、国東町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年国東町条例第28号)、武蔵町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年武蔵町条例第15号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年安岐町条例第34号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第 13 条関係)

被害の種類及び程度		金額
1 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)がある場合	ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合	150 万円
	イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250 万円
	ウ 住居が半壊した場合	270 万円 (住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、350 万円)
	エ 住居が全壊した場合	350 万円
2 世帯主の負傷がない場合	ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150 万円
	イ 住居が半壊した場合	170 万円 (住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、250 万円)
	ウ 住居が全壊した場合(エに該当する場合を除く。)	250 万円 (住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は、350 万円)
	エ 住居の全体が滅失した場合	350 万円

【資料 13-6】国東市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○国東市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 31 日

規則第 80 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条—第 17 条)
- 第 5 章 雑則(第 18 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国東市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 124 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第 3 号)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第 4 号)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第 5 号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了等)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

(償還の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(様式第 8 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生

じたときは、借受人は速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 雑則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国見町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成 6 年国見町規則第 12 号)、国東町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 55 年国東町規則第 11 号)、武蔵町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 50 年武蔵町規則第 3 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年安岐町規則第 8 号)の規定によりなされた手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

【資料 13-7】国東市災害罹災者見舞金支給条例

国東市災害罹災者見舞金支給条例

平成 18 年 7 月 13 日

条例第 246 号

(目的)

第 1 条 国東市で発生した災害において、罹災した者に対して見舞金を支給し、罹災者の自力更生を助長することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 見舞金の支給を受けることのできる者は、次に掲げる罹災者及びその遺族とする。

- (1) 火災のため住宅が全焼、半焼又は一部焼失を受けた世帯
- (2) 洪水、地震、暴風雨等のため住宅が全壊、半壊又は流失、半流失、一部破損並びに床上浸水の被害を受けた世帯
- (3) 災害により死亡した者の遺族又は重傷を受けた者

(判断基準)

第 3 条 被害程度の判定は、災害救助法による救助の実施について(昭和 40 年社施第 99 号)における「被害の認定基準」を準用する。ただし、これにより難しい場合は、市長が定める。

(見舞金額)

第 4 条 見舞金は、次に掲げる範囲内において支給する。

- (1) 住宅の全焼、全壊又は流失の場合 1 世帯につき 5 万円
- (2) 住宅の半焼、半壊、一部焼失(破損)又は半流失、床上浸水の場合 1 世帯につき 3 万円
- (3) 死亡の場合 1 人につき 5 万円
- (4) 重傷を受けた場合 1 人につき 3 万円

(調査)

第 5 条 第 2 条に掲げる災害が発生し、見舞金の支給が必要と認めるときは、福祉事務局長は、直ちに調査し、市長に報告しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 13-8】国東市災害罹災者見舞金支給条例施行規則

国東市災害罹災者見舞金支給条例施行規則

平成 18 年 12 月 15 日

規則第 229 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国東市災害罹災者見舞金支給条例(平成 18 年国東市条例第 246 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給対象被害)

第 2 条 国東市内において、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)又は国東市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 124 号)の適用を受けない暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象及び住家の火災により生じる被害をいう。

(対象者及び対象住宅)

第 3 条 条例第 2 条に規定する対象者及び対象住宅は、次のとおりとする。

- (1) 対象者は、本市内に住所を有し、現に居住している者をいう。
- (2) 対象住宅は、前号に掲げる者が現に生活の本拠として居住のために使用している住宅をいい、その住宅の居住者を見舞金の支給対象者とする。ただし、学生等の寄宿舍、下宿その他これらに類する施設にあっては、当該施設を 1 つの建物として 1 世帯として取り扱うものとする。

(見舞金等の支給手続)

第 4 条 市長は、条例第 4 条の規定により見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害罹災者見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 災害罹災者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 対象災害の発生年月日、被災状況及び被災程度
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(支給の制限)

第 5 条 市長は、罹災者若しくは支給対象者が他の法令等により見舞金等に相当する給付を受ける場合又は災害の発生が罹災者の故意若しくは重大な過失による場合は、見舞金を支給しないことができる。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 7 月 13 日から適用する。

【資料 13-9】 災害対応資金

■ 県農林水産部

資金名	貸付対象事業	貸付 金利(%)	償還 期限 (年)	うち 据置 期間 (年)	貸付限度額 (千円)	融資率
天災資金	天災融資法の適用地域で、被災後の再建に要する農機具、家畜資材、労賃等	年 0.00～ 年 1.00	4～7	3年	個人 2000 (果樹 6,000) 法人 20,000 (果樹 25,000)	60～100
農林漁業 セーフティ ネット資金	災害による経営の再建及び災害又は災害に準ずるものによる収入減の補てん。資材費、労務費、その他長期運転資金	年 1.40～ 年 1.55	10	3年	3,000 (一定の要件を満たすものは経営規模に応じて増額できる)	100

■ 農林漁業金融公庫

資金名	貸付対象事業	貸付 金利(%)	償還 期限 (年)	うち 据置 期間 (年)	貸付限度額 (万円)	融資率
農林漁業 セーフティ ネット資金	農業者の方が災害等によって売り上げが減少し、資金繰りに来たしている場合、経営の維持安定に必要な資金	年 1.25	10	3	300	
	林業者の方が災害等によって売り上げが減少し、資金繰りに来たしている場合、経営の維持安定に必要な資金	年 1.3～ 年 1.55	10	3	300	
	漁業者の方が災害等によって売り上げが減少し、資金繰りに来たしている場合、経営の維持安定に必要な資金	年 1.3～ 年 1.9	10	3	300	
災害等資金	災害又は災害に準ずるものによる経営再建費及び収入減補てん費用に充てるために必要な資金	災害等 年 1.45～ 年 1.90	20(災害に準ずるもの 5)	3	災害等 個人 200 法人 400	—
農林漁業施設資金	災害 災害に掛かる漁業者の被災漁船、漁具、養殖用施設等の復旧に必要な資金	年 1.45～ 年 1.85	15	3	1 施設あたり 300 (特認 600) 漁船 1,000	80

■農林水産省

資金名	貸付対象事業	貸付 金利(%)	償還 期限 (年)	うち 据置 期間 (年)	貸付限度額	融資率
農業共済	台風等による自然災害や 病虫害、鳥獣害等によっ て受ける損失を保健の仕 組みによって補てん					
農林漁業 セーフティ ネット資金	農林漁業者の方が災害等 によって売り上げが減少 し、資金繰りに来たして いる場合、経営の維持安 定に必要な資金	年 1.35～ 年 1.45	10年	3年		

■県社会福祉協議会

資金名	貸付対象事業	貸付 金利(%)	償還 期限 (年)	うち 据置 期間 (年)	貸付限度額	融資率
災害援護資金	被災した月から 6 か月 以内に申請のこと	年 3	7	1	1,500,000 円	

様式編

【資料 14】 災害救助法関係様式集

(様式 1)

1 発生速報

国東市

日	時	分受信	発信者	受信者
1	被 害 発 生			
2	被 害 場 所			
3	被 害 程 度			
4	被害に対する 措 置			
5	その他必要 事 項			

(注)内容は簡単に要を得たものとする。

2 災害状況速報(第 号)

市町村名			区 分			被 害			
災 害 名	災害名		田	流出・埋没	ha	冠	水	ha	
	第 報			流出・埋没	ha		冠	水	ha
確 定 年 月 日	(月 日 時現在)		畑	流出・埋没	ha	冠	水	ha	
				流出・埋没	ha		冠	水	ha
報 告 者 名			文 教 施 設			箇所			
区 分			被 害			そ			
人 的 被 害	死 者	人	道 路			箇所			
	行 方 不 明 者	人	橋 り よ う			箇所			
	負 傷 者	重 傷	人	河 川			箇所		
		軽 傷	人	港 湾			箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟	砂 防			箇所		
			世帯	清 掃 施 設			箇所		
			人	崖 く ず れ			箇所		
	半 壊		棟	鉄 道 不 通			箇所		
			世帯	被 害 船 舶			隻		
			人	水 道			戸		
	一 部 破 損		棟	電 話			回線		
			世帯	電 気			戸		
			人	ガ ス			戸		
	床 上 浸 水		棟	ブ ロ ッ ク 塀 等			箇所		
			世帯						
			人						
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数			世帯			
		世帯	り 災 者 数			人			
		人	火 災 発 生			建 物			
非 住 家	公 共 建 物	棟	危 険 物			件			
	そ の 他	棟	そ の 他			件			

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	道府県		
公立文教施設	千円				市 町 村	
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
備 考	農 業 被 害	千円	災害救助法適用市町村名			
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				計
被 害 総 額	千円		消防職員出動延人数	人		
			消防団員出動延人数	人		
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊への派遣要請、出動の状況						

※ 被害額は省略することができるものとする。

3 災害確定報告

市町村名					区 分		被 害			
災 害 名	月 日 時確定		田	流出・埋没	ha					
				冠 水	ha					
確 定 年 月 日			畑	流出・埋没	ha					
				冠 水	ha					
報 告 者 名			文 教 施 設		箇所					
区 分			被 害							
人 的 被 害	死 者		人							
	行 方 不 明 者		人							
	負 傷 者	重 傷		人						
		軽 傷		人						
住 家 被 害	全 壊		棟							
			世帯							
			人							
	半 壊		棟							
			世帯							
			人							
	一 部 破 損		棟							
			世帯							
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
床 下 浸 水		棟			り 災 世 帯 数		世帯			
		世帯			り 災 者 数		人			
		人								
非 住 家	公 共 建 物		棟			火 災 発 生		建 物 件		
	そ の 他		棟					危 険 物 件		
								そ の 他 件		

区 分		被 害	道府県 対策本部	名称	
				設置	月 日 時
公立文教施設	千円			解散	月 日 時
農林水産業施設	千円		災害対策本部設置	市 町 村 名	
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数		団体			
備 考	農 業 被 害	千円			計 団体
	林 業 被 害	千円		災害救助法適用市町村名	
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
そ の 他	千円			計 団体	
被 害 総 額		千円		消防職員出動延人数	人
				消防団員出動延人数	人
災害発生場所 災害発生年月日 災害の概要 応急対策の状況 ・ 消防機関の活動状況 ・ その他（避難の勧告・指示の状況）					

※ 被害額は省略することができるものとする。

4 救助実施記録日計表

救助 の 種 類	避	炊	水	救 出
	修 理	学	死 捜	死 処
	障			
救助実施記録日計表				
市町村名 <u>国東市</u>				
責任者 _____ 印				
地区責任者 _____ 印				
(月 日 時 分)				
NO. _____				
員 数 (世 帯)				
品 目 (数量金額)				
受 入 先				
払 出 先				
場 所				
方 法				
記 事				

5 救助日報

報告機関				受信機関						
送信者				受信者						
報告時限		月	日	時現在		受信時間		月	日	時
避難所開設	開設期間	開設日時	日	時	被服 寝具 生活 必需品	県より受入又は 前日よりの繰越量		点		
		閉鎖予定 日	月	日		本日 支給	全失世帯数	(世帯) 点		
	既存建物	個所数	カ所				翌日への繰越量	半失、床上浸水 世帯数		(世帯) 点
		收容人数	人			点				
	野外仮設	個所数	カ所			医療 ・ 助産	医療班出動数		カ班	
		收容人数	人				救助地区			
炊出し	炊出期間	開始月日	月	日	診療 者数		医 療			
		終了予定 日	月	日			助 産			
	炊出個所数		カ所		医療 機 関		医療	施設数	カ所	
	炊出人員	朝	人					診療人員	人	
昼		人		助産		施設数	カ所			
夕		人				診療人員	人			
計	人									
給水	供給地区数		地区							
	供給実人員				救助終了予定月日		年 日			
	供給水量		人		救出地区		人			
	供給期間	開始月日	月	日	被災 者	救出をした人員		人		
		終了予定日	月	日		今後救出を要する人員		人		
						救出終了予定月日		年 日		

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量		点	死体の処理	死亡原因別人員			
	本日支給	小学生	全壊世帯		(人) 点	死体処理	死体洗浄	
			半壊 (床上浸水) 世帯		(人) 点		合死体縫	
	中学生	全壊世帯	(人) 点		死体消毒			
		半壊 (床上浸水) 世帯	(人) 点		死保体存	既存建設利用	カ所	
						仮設建物	カ所	
	翌日への繰越量				点	死体処理機関		
				今後死体処理を要する死体				
				死体処理終了予定月日	月 日			
埋葬	前日までの埋葬			障害物除去	障害物除去を要する戸数		(計戸) 戸	
	本日埋葬	大人	体		本日除去した戸数	戸		
		小人	体			今後除去した戸数	戸	
		計	体				戸	
	翌日以降の要埋葬数		体		障害物除去の終了予定月日			
埋葬終了予定月日		月 日	公用車使用		台			
死体の搜索	搜索地区			輸送	仮上車使用		台	
	死体	搜索を要する死体	体		救助の種類			
		本日発見死体	体					
		今後の要搜索死体	体					
	搜索の方法				賃金職員等雇上数		人	
搜索終了予定月日		日	従事作業					
仮設	着工月日	月 日	その他					
	竣工月日	月 日	備考					
住宅修理	着工月日	月 日						
	竣工月日	月 日						

6 救助の種目別物資受払簿

市町村名 国東市

救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料 浄水用薬品資材								
被災者救出用機械 器具燃料								
燃料及び消耗品								

(注) 1 摘要欄に購入又は受払先及び払出先を記入すること。

2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお物資等において県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

7 輸送記録簿

市町村名 国東市

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等		金額	修 繕				燃料費	実支出額	備考	
			使用車両			故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

8 炊出し給与状況

市町村名 国東市

炊出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

(注) 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

9 飲料水の供給簿

市町村名 国東市

供給月日	対象人員	給水用機械器具							実支出額	備考	
		名 称	借 上			修 繕					燃料費
			数量	所有者	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
計											

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修理の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

10 被災者救出状況記録簿

市町村名 国東市

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	(所有者管理者) 氏名	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
月 日	人				円	月 日	円		円	円	

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

11 学用品の給与状況

市町村名 国東市

学校名	学年	児童(生徒) 氏名	親権者 氏名	給与月日	給与品の内訳										実支出額	備考	
					教科書					その他学用品							
					国語	算数				鉛筆	ノト						
				月 日												円	
計	小学校 中学校															円 円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 (学校長)

氏 名

印

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

12 埋葬台帳

市町村名 国東市

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計	人									

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

13 遺体の搜索状況記録簿

市町村名 国東市

年月日	搜索人員	搜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修理月日	修繕費	修繕の概要			
計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、借上費「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

14 遺体処理台帳

市長村名 国東市

処理年月日	遺体発見の日 時及び場所	死亡者氏名	遺 族 死亡者		洗浄等の処理			遺体の 一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏 名	との関係	品 名	数量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

15 障害物除去の状況

市町村名 国東市

住家被害程度区分	氏名	除去に要した期間	実支出額	除去を要すべき状態の概要	備考
		月 日～ 月 日	円		
計	半壊（焼） 床上浸水	世帯 世帯			

16 物資の給与状況

市町村名 国東市

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	物資給与の品名						実支出額	備考
				毛 布	Tシャツ	肌 着					
		人	月 日							円	
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし
 年 月 日
 給与責任者氏名

【資料 15】 自衛隊の災害派遣要請・撤回

1 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

第 号
年 月 日

大分県知事 様

国東市長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣要請を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

5 連絡担当者

災害対策本部 職 氏名

(電話番号)

被災現場 職 氏名

(携帯電話番号)

2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

第 号
年 月 日

大分県知事 様

国東市長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付第 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

【資料 16】 り災証明書の発行

り災証明書の発行

地震、風水害等により、被災した世帯の再建を促進するために、国・県及び市において住宅新築、補修に要する資金の貸付等の各種公的融資や租税、保険料等の減免、徴収猶予などを実施することがある。その場合に、当該災害によって被災したという証明が必要であるので、市においては、被災世帯に対してり災証明書を発行する。

また、消防長は、平常時における対応と同様、火災による焼損状況の調査等にもとづき、火災による「り災証明書」を発行する。

1 発行場所

り災証明書は、災害対策本部が設置されている間は生活対策部市民班（市民健康課）が人的被害、建設対策部土木班（建設課）が建築物被害、産業対策部農業・輸送班（農政課）が農業被害について作成し、発行する。

なお、被害状況の調査は、総務対策部税務班が担当する。

また、消防長が焼損状況の調査等にもとづき発行する火災によるり災証明書は、消防本部と市が協議した場所において発行する。

2 発行手続

被災者から「り災証明申請書」により申請を受けたものにつき、被害状況調査の結果とりまとめられた「り災台帳」で確認の上、発行するものとする。

なお、台帳によって確認できない場合は、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは、「り災証明書」を発行することができる。

3 証明の範囲

1) り災証明書

り災証明書（消防長が発行する火災によるり災証明書を除く。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

(1) 住家の被害

- ア 全壊（焼）
- イ 流失
- ウ 半壊（焼）
- エ 大規模半壊
- オ 床上浸水
- カ 床下浸水
- キ その他市長が被害と認めるもの

(2) 人的被害

- ア 死亡
- イ 行方不明

ウ 負傷

2) 非住家等の被害

非住家等の被害および前記の事項に該当しない程度の被害についても証明するものとする。

3) 被害程度の認定基準

(1) 人的被害

ア 死者とは当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なもの

イ 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの

ウ 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの、負傷のうち「重傷」とは、1か月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1か月未満で治療できる見込みのもの

(2) 住家の被害

ア 住家とは、人が起居できる設備のある建物又は現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは、住家とみなす。

イ 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

ウ 棟とは、一つの独立した建物をいう。

エ 全壊とは、家屋全部が倒壊、流失、埋没したもので、その損壊程度が1棟の延床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの

オ 半壊とは、住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

カ 大規模半壊とは、国が定めた災害の被害認定基準における「住家半壊」の基準のうち、損壊・焼失・流失した部分が延床面積の50パーセント以上70パーセント未満、または、建物の主要部分の経済的被害が40パーセント以上50パーセント未満のもの。

キ 床上浸水とは、全壊、または半壊に該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

ク 床下浸水とは、住家が床上浸水に達しない程度のもの

(3) 非住家の被害

ア 非住家とは、官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等及び土蔵、倉庫、納屋等の住家以外の建物をいう。

イ 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの

(4) 田畑の被害

ア 流失埋没とは、耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕農が不能となったもの

イ 冠水とは、植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、

作物に被害を受けたもの

4 証明手数料

手数料は、免除する。

5 証明書の様式

発行手続きに関する証明にかかる様式は、「り災証明申請書」の内容に準じて作成する。
また、消防長が発行する火災によるり災証明書の様式は、消防長が定める。

1 り災証明申請書及びり災証明書の様式

(あて先) 国東市長

年 月 日

申請人住所・氏名 _____ ㊟

証明申請する世帯主との関係 _____

り災証明申請書

世帯主氏名	職業 ()				
住所					
り災の原因					
り災年月日	年 月 日 時 分				
り災場所					
り災状況 (該当するものに○をつけること)	世帯構成員の死亡・行方不明・重傷・軽傷 自家、借家の全壊・全焼・大規模半壊・半壊・半焼・流失・床上浸水・床下浸水				
世帯構成員	氏名	続柄	年令	性別	備考
		世帯主			

第 号

り災証明書

上記のとおり、り災したことを証明する。

年 月 日 国東市長 印

2 リ災世帯調査表（被害地区調査用）

調査区番号 氏名（ ）

No.	住 所・ 目 標	世帯主氏名	年 齢	職 業	世帯員数	被 害 状 況
当該被害地区の 全体的状況等						

3 り災者調査原票

(No.)

住 所	国東市		世帯主 氏 名			調査区 番 号			調査員 氏 名		
被害程度	全焼、全壊、半壊、大規模半壊、一部壊、流失、床上浸水 cm、床下浸水 cm、便そう浸水、井戸汚染										
家 族 氏 名	性 別	年 齢	職 業	死 亡	行方不明	負 傷		要助産	備 考		
	男・女					重 傷	軽 傷				
	男・女										
	男・女										
	男・女										
	男・女										
	男・女										
計	人			人	人	人	人	人			
床上浸水の土砂流入状況											
被害を受けた建物の種別	住 家		棟・非住家		棟		住民登録状況	有 ・ 無			
避難先の住所・氏名											

【資料 17】避難所運営に関わる様式

避難所の案内図、施設の配置図、各種の様式を作成する。

- (1) 案内図
- (2) 施設の配置図
- (3) 避難者名簿用紙（様式 1）
- (4) 避難所開設報告（様式 2）
- (5) 避難所運営会議要領（様式 3）
- (6) 外泊届け用紙（様式 4）
- (7) 取材者への注意事項（様式 5）
- (8) 取材者受付用紙（様式 6）
- (9) 食料・物資受入簿（様式 7）
- (10) 食料管理簿（様式 8）
- (11) 物資管理簿（様式 9）
- (12) ペット飼育者名簿（様式 10）
- (13) ボランティア受付簿（様式 11）
- (14) 避難所生活の心得（様式 12）
- (15) 避難所伝言掲示板（様式 13）

各運営に関わる項目に応じ上記の様式をコピーし配付・回収する。

(様式1)

避難者名簿用紙

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所							自治会名	
(フリガナ) 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	退去日	離散 氏名	家族 ・続柄
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						
		男 ・ 女						

避難所開設報告書(第 1 報) ～ 開設後すぐ

※ 避難所を開設したら、災害対策本部(〇〇〇-〇〇〇〇)までファックスしてください。

ファックスが使えない場合には、下記通信欄の内容を(〇〇〇-△△△△)まで電話で連絡してください。

※ 第 1 報です。わかる範囲で報告してかまいませんから、速やかに報告してください。

避難所名

開設日時 月 日 時 分 災害対策本部受信者

避難理由 避難指示・避難勧告・自主避難 _____

報告日時 月 日 時 分 報告者名

避難所 FAX _____ ・電話番号 _____

連絡手段 その他 _____

避難所の状況等 避難者数・避難世帯数 人(男性 人・女性 人)
世帯

避難所の応急危険度判定 未実施・安全・要注意・危険

ライフラインの状況 断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通

緊急を要する事項(負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください)

参集した避難所担当者

参集した施設管理者

(様式3)

〇〇〇〇避難所運営会議要領

(目的)

第1条 〇〇〇〇避難所の運営について協議するため、〇〇〇〇避難所運営会議(以下「運営会議」という。)を設ける。

(構成)

第2条 運営会議は、会長、副会長、活動班の班長及び居住組の代表者各1名をもって充てる。

(協議)

第3条 運営会議は、避難所の円滑な運営を図るため、必要な事項について協議する。主な協議事項は以下のとおり

- (1) 役員の選出
- (2) 避難所の運営方針
- (3) 行政機関への要請及び申し入れ
- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) マスコミ取材への対応方針
- (6) 避難所のルールづくり
- (7) 活動班の編成
- (8) その他必要な事項

(運営会議の組織)

第4条 運営会議には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 各活動班の班長 1名

(役員の職務)

第5条 会長は、運営会議を代表し、避難所の事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、その職務を代行する。

3 各活動班の班長は、班を総括する。

(活動班)

第6条 運営会議に、次の活動班を設け、必要に応じて、当該活動班を新設又は統合する。

(1) 総務班

避難者の管理、問い合わせへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便・宅配便の荷物の取り次ぎ、避難所運営の記録、困りごと相談窓口の設置など

(2) 情報班

情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達など

(3) 食料・物資班

食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給、物資の管理・配給など

(4) 施設管理班

危険箇所への対応、防火・防犯

(5) 保健・衛生班

医療・介護、衛生管理、生活用水の管理、ゴミ、トイレ、掃除、ペットに関するこ

と

(6) ボランティア班

ボランティアの受け入れ

(会議)

第7条 運営会議は、毎日__時に定例会を開催し、会長が議長となる。また、避難所の運営活動等のため会長が必要と認めたとき臨時に会議を開催する。

(疑義)

第8条 避難所の運営について、この要領に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営会議で協議して決定する。

(様式6)

取材者用受付用紙

(お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄りください)

受付日時		退所日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
代 表 者	氏名		
	所属		
	連絡先(住所・TEL)		
同 行 者	氏名		所属
取 材 目 的	※オンエア、記事発表などの予定:		
避難所側付添者 氏名		〈名刺添付場所〉	
特記事項			

食料・物資受入簿

(様式 7)

月日	受入時刻	品名	数量(単位)	送付元	受入担当者
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

食料管理簿

(様式 8)

月日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存が可能な食品	米												
	アルファ米												
	乾パン												
	インスタントスープ												
	インスタントラーメン												
	缶詰												
炊き出し用の食品	生肉												
	野菜												
	生卵												
	練製品												
	生麺												
	果物												
飲料品	ミネラルウォーター												
	お茶												
	ジュース												
調味料	醤油												
	ソース												
	砂糖												
	塩												
	だしの素												
その他	粉ミルク												

物資管理簿

(様式9)

月日			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣類	上着										
		ズボン										
		下着										
		靴下										
		パジャマ										
		防寒着										
	女性衣類	上着										
		ズボン・スカート										
		下着										
		靴下・ストッキング										
		パジャマ										
		防寒着										
	子供衣類	上着										
		ズボン・スカート										
		下着										
		靴下										
		ベビー服・肌着										
生活用品	生理用品											
	大人用オムツ											
	乳児用オムツ											
	ティッシュペーパー											
	シャンプー・リンス											
	石鹸・洗剤											
	歯ブラシセット											
台所用品	鍋・フライパン											
	包丁											
	皿(平皿・深皿)											
	箸・スプーン・フォーク											

(様式 10)

ペット飼育者名簿

	飼育者 (住所・氏名)	動物の種類	性別	体格	毛色	その他 (退所日等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

(様式 11)

ボランティア受付簿

No. _____

受付日	年 月 日
-----	-------

(避難所名: _____)

No.	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティア経験の有無とその内容	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	

〇〇〇〇避難所生活の心得

この避難所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表からなる運営会議を組織します。
 - 運営会議は、毎日_____時に定例会議を開きます。
 - 運営会議に、総務、・・・・の各班を避難者から編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するところを目処に閉鎖します。
- 4 避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は総務班に連絡してください。また、退所する方は総務班に転出先を連絡してください。
- 5 犬・猫などのペットは、屋外のペットコーナーで飼育してください。
- 6 職員室、調理室、保健室など施設管理上立ち入りを制限する場所もあります。
「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
- 7 食料、物資の配給は食料・物資班が行います。
 - 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子供、妊産婦などを優先します。
 - 食料、物資等は世帯ごとに配給します。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は食料・物資班にお申し出ください。
 - 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供を御願いする場合があります。
また、自宅に立ち入ることが可能な場合は、一度自宅に戻って、備蓄食料や毛布などを避難所にお持ちください。
- 8 消灯は、夜_____時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
- 9 公衆電話は緊急用とします。携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
- 10 所定の場所以外での、喫煙、飲酒を禁止します。また、裸火の使用も禁止します。
- 11 不審な人物を見かけたら、施設管理班まで連絡してください。
- 12 各種要望は、運営会議で検討して災害対策本部に要請しますので、各班までお申し出ください。

(様式 13)

〇〇避難所伝言掲示板

〇月〇日〇時現在

<input type="checkbox"/> 避難者の状況
・男 人
・女 人
計 人
<input type="checkbox"/> 食料の配給時間
<input type="checkbox"/> 物資の状況
・不足物資
・配布可能物資
<input type="checkbox"/> 清掃の時間
<input type="checkbox"/> 運営会議の開催
・日時
・場所
<input type="checkbox"/> ライフラインの状況
・電気 ・電話
・ガス ・水道
・道路
<input type="checkbox"/> 災害対策本部からの連絡事項
<input type="checkbox"/> 本日の当直担当者
・昼
・夜
<input type="checkbox"/> 郵便物、宅急便の荷物の保管状況
<input type="checkbox"/> 他の避難所の状況

国東市地域防災計画

編 集 国東市防災会議

事務局 国東市総務課

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地

TEL 0978-72-1111